

法科大学院認証評価

自己評価書

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

平成23年6月

千葉大学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	10
	第3章 教育方法	34
	第4章 成績評価及び修了認定	49
	第5章 教育内容等の改善措置	69
	第6章 入学者選抜等	77
	第7章 学生の支援体制	95
	第8章 教員組織	109
	第9章 管理運営等	122
	第10章 施設、設備及び図書館等	126
	第11章 自己点検及び評価等	133

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

(2) 所在地

千葉県千葉市

(3) 学生数及び教員数（平成 23 年 5 月 1 日現在）

学生数 97 名

教員数 19 名（うち実務家教員 3 人）

2 特徴

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻（法科大学院。以下「本研究科」という。）は、平成 16 年 4 月に、主として首都圏において市民生活を支える法曹養成のための教育を行うことを目的として開設された。本研究科は、1 学年 40 名（平成 21 年度までは 50 名）の小規模法科大学院であることを活かして、充実した高い水準の法曹教育を目指している。幸い、首都圏出身者を中心に粒揃いの意欲ある学生を集め、学生相互の研鑽と学生・教員間の緊密な対話を通じた鍛錬が、学生の能力を十分に引き出すことに成功している。

本研究科は、他者との紛争に苦しむ人々に（法的）解決を提供する法律実務が（医療と同様に）仁術であることに思いを致し、日々の現実の中にある法律問題を鋭く認識し、その公正な解決を図るために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることができる柔軟な法的思考能力を有する人材を養成し、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家を輩出することを理念としている。これを実現するために、本研究科では以下のような特徴ある教育体制を整えている。

第 1 に、徹底した少人数教育を行っている。法律基本科目の授業は 1 学年（定員 40 名）を二分して 1 クラス 20 名を原則とし、その他の授業科目においても少人数の受講者に対して教育を行っている。

第 2 に、基礎から応用への積上げ方式の科目配置を行い、その中でも基本科目の教育を重視している。法学既修者を受け入れた 2 年次においても基本七法分野の授業科目を配置し、その判例上、学説上の重要論点について双方向的・多方向的授業により思考力、分析力を徹底して鍛錬している。

平成 22 年度からスタートした 1 年次向けの導入的・補

習的科目の開設においても、既存の 1 年次法律基本科目の履修を妨げることがなく、それを下から、あるいは側面から支えるような内容の科目を配置している。

第 3 に、法律実務の基礎的能力を涵養するため、2 年次に民事及び刑事の実務基礎科目、3 年次に法律事務所における実習科目「エクスターンシップ」と模擬実務を行う「刑事模擬裁判」を必修科目として置き、千葉県弁護士会所属の弁護士教員その他の実務家教員による、密度の濃い教育を行っている。

第 4 に、一般市民の生活に深く関わる法分野の教育を重視し、「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法」、「土地・住宅法」、「消費者法」、「少年法」及び「ジェンダーと法」の 7 科目（「選択必修科目第 1 群」と名付けている。）から 2 科目を履修することを義務付けることにより、首都圏における市民生活を支える法曹の養成という本研究科の目的に即した教育を実施している。

これらの教育体制は、学生に対して厳しい学習上の努力を要求するものである。本研究科においてこれを可能としているのは、学生の教室外学習を支える施設・設備が整備されていること、及び厳しい授業に耐えるために学生をサポートする体制が整っていることによる。

すなわち、まず施設・設備面の特徴として挙げることができるのは、365 日 24 時間使用可能な学生自習室の存在である。そこには全学生の固定座席があり、法科大学院図書室、情報検索室とも隣接している。さらに、授業時間外の空き教室は、届け出があれば自主ゼミのために利用することができる。

他方、学生サポートには、クラス担任制が有効に機能している。5 ないし 10 名程度の学生を 1 クラスとしてサポートするクラス担任は、学生が様々な相談をする際の最初の窓口となっている。さらに、授業の前後などに随時学生の相談に応じている。こうした日常的な対応は、特に学生に対する精神的なサポートになっている。

かくして、学生・教員間に人格的な触れ合いをもつことができた本研究科の学生は、修了後も司法試験において一定の成果を挙げて、全国で法曹として活躍を始めている。

II 目的

1 「千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院）は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成を目的とする。その人材とは、柔軟な法的思考能力を有し、知的能力の高さに加えて、社会正義の実現に貢献する気構えを持ち、弁護士として最先端の法分野で活躍する場合にも、また裁判官あるいは検察官として公に奉仕する立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家である。」

2 以上の本研究科「学生受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」の中で表現されている法曹像は、「柔軟な法的思考能力」に代表される知的能力をもつとともに、「常に生活者の視点を忘れない」「『心』ある」という人間味に溢れる価値観を共有し、それに基づいて「社会正義の実現に貢献する」強い意志を有する法曹の姿である。つまり、「法化」された現代社会における実務法曹に期待される知・情・意の三要素を含めて、全人的教育としての法曹養成を行うことを、本研究科は目的として掲げているのである。

3 本研究科が入学定員 40 名という小規模校であることは、上記の目的を達成する上で重要な意味をもっている。

すなわち、学生の「柔軟な法的思考能力」を養うために本研究科が採用している「基本重視の教育」とは、法令が定める法制度、その解釈・運用の成果である判例及び学説について、単にこれを記憶し、再現できるようにすることではなく、その背後にある発想、論理、考慮要素を学生が「体得」できるまで徹底して考えさせることであり、そのためには、双方向的・多方向的授業における厳しいやり取りが重要になる。仮に、学生が間違えることを恐れる余り発言しないとすれば、そのような授業の方法は成り立たない。このような授業を可能にするのは、学生と教員との強い信頼関係である。

この信頼関係は、学生と教員の間で「顔と名前が一致する」関係が成り立つ小規模校であるという客観的な条件と、それに基づいた、教員と学生、あるいは学生相互が真摯に向き合う努力によって成り立っている。例えば、授業では、確実な答えが見出し得ないときは、教員であっても安易な説明を行わず、次回の授業やウェブ授業情報などにおいて、改めて説明や訂正を行っている。また、授業に先立つオリエンテーションでは、クラス毎の懇談時間を設け、クラス担任と学生が自己紹介などを行っているほか、在校生から新入生に（教員が席を外した状態で）大学院生活のアドバイスを行う時間を設けている。

このように、本研究科には、少人数法科大学院という環境の下で、学生が教員を信頼するだけでなく、教員も学生を信頼していることに特徴がある。自習室の 24 時間使用が可能であるのも、このような信頼関係に基づき、学生が院生会を組織して自習室を自主的に管理しているためであり、学生が教員の信頼に応えようという「気構え」の表れであるといえる。

4 本研究科では千葉県弁護士会の全面的協力を得て、法律実務基礎教育を実施することが可能になっている。このことも、上記目的を達成するために重要な意味をもつ。

すなわち、学生が法律事務所において法律実務の実習を行う科目である「エクスターンシップ」を、本研究科では（同弁護士会所属の多数の弁護士の協力により）必修科目として、毎年 40 名前後の学生を対象に開講している。この実習は、現実社会の中に生起する法的紛争を学生が初めて目の当たりにするとともに、その解決のために奔走する弁護士教員の姿を目にすることによって、「心」ある法律家の姿に共感し、「社会正義の実現に貢献する」強い意志を再確認する機会となっている。

こうした千葉県弁護士会との良好な関係は、司法試験合格後の修了生の就職支援にも結び付いている。

5 本研究科は、平成 22 年度入学者から入学定員を 10 名減員した際にも、3 年コース（法学未修者）の入学定員（15 名）はそのまま維持し、同コースの入学定員が全体の入学定員に占める割合は 37.5%となっている。それは、多様な学問的・社会的背景をもつ学生が集い、社会経験に根ざした（狭い意味での法律学にとどまらない）豊かな発想を自由闊達に交換することが、本研究科の教育目的に合致すると考えたからである。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本研究科は、入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)の前半部分において、「千葉大学大学院専門法務研究科(法科大学院)は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成を目的とする。その人材とは、柔軟な法的思考能力を有し、知的能力の高さに加えて、社会正義の実現に貢献する気構えを持ち、弁護士として最先端の法分野で活躍する場合にも、また裁判官あるいは検察官として公に奉仕する立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家である。本研究科は、この理念を『生きている一人ひとりのために』とも表現する。」と宣言し、育成を目指す法曹像として、第一に、法を創造的に用いることのできる法曹人材であること、第二に、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家であること、の二点を掲げている。《別添資料 大学院パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために(2010-2011)」1頁》《別添資料 千葉大学大学院入学者受入れの方針[専門職学位課程]》

このうち第一点は、いわば旧来型の法的紛争の解決能力を有するのみならず、産業社会の成熟、急速な国際化の下、複雑さを増す現代社会の中で新たに生じる紛争に対しても、法という手段を用いて解決を生み出す能力をもつ人材を意味している。新しい問題領域への法の適用においては、そこで何が問題となっているかを法的視角から分析し、正確な専門的法律知識に基づき、柔軟で粘り強い思考力によってその解決への道筋を発見していかなければならない。本研究科は(幅広い教養、国際的な素養を基礎として)そうした能力を涵養することによって、多様かつ広範な国民の要請に応えることのできる法曹を養成することを目指している。

本研究科が育成を目指す法曹の第二の特徴として掲げる「生活者の視点」及び「『心』ある」の文言は、社会における紛争が、結局は常に生身の人間を巻き込むものであることに関わっている。一般市民が関わる法的紛争(主として民事紛争)の解決に寄与する弁護士を養成するとともに、最先端の法分野に携わるときも紛争が何らかの意味で生身の人間に関わるものであることを自覚した人間性に富んだ弁護士、裁判官、検察官の養成が、(小規模法科大学院であることを活かした)本研究科の任務であると考えられている。この意味で、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹の養成が、本研究科の目標であるということが出来る。《別添資料 平成23年度『履修案内』1頁「第1 はじめに」》《別添資料 千葉大学「学位授与の方針」「専門法務研究科」》【解釈指針 1-1-1-1】

以上の考え方は、平成19年度に教授会の場で教員が熟議して本研究科のアドミッション・ポリシーという形で明文化し、平成22年度には教授会における「千葉大学大学院入

学者受入れの方針」の審議において取り上げられて、教員が熟知しているところである。一方、本研究科学生に対しても、毎年度初めのオリエンテーションの際に（本研究科の特色である少人数教育と関連付けて）説明され、後記パンフレット、ウェブページを閲覧する機会が提供されていることと合わせて、十分な周知が行われている。

他方、社会一般に対しては、各年度の本研究科パンフレット『千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために』に前記アドミッション・ポリシーを掲載すること（《別添資料 大学院パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために（2010-2011）」1頁》）、本研究科のウェブページにもこれを掲載すること（《別添資料 千葉大学大学院専門法務研究科ウェブページ「入学者選抜」冒頭》）、千葉大学ウェブページ「千葉大学大学院入学者受入れの方針」及び「学位授与の方針」においてその要旨を掲載することによって、その周知が図られている（《別添資料 千葉大学ウェブページ「千葉大学大学院入学者受入れの方針」[専門職学位課程]》《別添資料 千葉大学ウェブページ「学位授与の方針」「専門法務研究科」》）。さらに、本研究科への志願を予定している者に対しては、毎年度の7月第一日曜日に開催される法科大学院説明会において、前記パンフレットを用いて時間をかけて説明するとともに、『学生募集要項』において本研究科の教育理念及び募集の方針を説明している（《別添資料 平成23年度『学生募集要項』冒頭「募集の概要」》）。【解釈指針1-1-1-2】。

基準 1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

「基準 1-1-1 に係る状況」で説明した教育理念・目標（①法を創造的に用いることのできる法曹人材の育成、及び②常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家の育成）（《別添資料 大学院パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために（2010-2011）」》1頁）は、本研究科の教育課程の中に次のように具現しており、実際に成果を挙げている。

すなわち、第一に、新しい紛争分野の問題解決のために法を創造的に活用する能力とは、それが直接に関連する法分野が何であろうとも、公法・私法を含む我が国の法制度全体の在り方を的確に把握した上で、各法の基本原理に依拠した説得力のある議論を組み立てる能力と言い換えることもできるから、主要法分野についての確実な知識と解釈能力をもつことがその前提となる。本研究科では、この知識と能力を身に付けるため、2年次に憲法、行政法、民法、会社法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する双方向・多方向型科目を必修科目として開講し、これらの法分野について、単に教科書レベルの記述を理解することとどまらず、判例実務の基礎にある考え方を深く理解させることを目指している。同時に、2年次及び3年次の法律実務基礎科目を通して、法の基本的考え方を具体的な事案に適用する過程を体験させ、法の創造的適用能力の基礎となる実践能力が身に付くよう構成されている。

こうした基本的能力の涵養を確かなものとするために、年次ごとに教育目標（1年次は「実定法の基本構造の理解」、2年次は「比較的単純な事案への法適用能力」及び「法調査能力」、3年次は「より広い分野の法適用能力」及び「コミュニケーション・事実抽出・文章作成能力」）を設定している。（《別添資料 平成23年度『履修案内』4頁）

本研究科の教育理念・目標の第二、すなわち「生活者の視点」及び「『心』ある法律家」については、市民生活法務、企業法務及び公共公務の3つの履修モデル（《別添資料 平成23年度『履修案内』47～49頁）を学生に提示するとともに、主として以下の3つの方法によりその具現化を図っている。

その第一は、生活者に対する法務サービスとして必要性が高い分野に関わる「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法」、「土地・住宅法」、「消費者法」、「少年法」及び「ジェンダーと法」の7科目を選択必修科目第1群として指定し、その中から2科目4単位以上の履修を修了の要件とすることである。（《別添資料 平成23年度『履修案内』6頁「(4) 選択必修科目」）

第二に、法律事務所における実習科目「エクスターンシップ」を3年次の必修科目として開設し、すべての学生が一般市民の関わる法律問題に接する機会をもつことができるよう配慮している。（《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』93～94頁）

第三に、3年次の法律実務基礎科目「法曹倫理」において法律実務に携わる際の倫理的配慮を実務家教員から教授する場を設けている（《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』91～92頁））とともに、前記「エクスターンシップ」において、学生と受入れ弁護士とが（法律事務所における実習後の懇親の場などを含めて）親しく語り合い、法律家としての心構えが伝授される場を作り出すよう、工夫されている。

さらに、上記二つの教育理念双方に関わることであるが、少人数教育を徹底することにより、双方向的・多方向的教育が密度の濃いものとなる一方、学生同士及び学生と教員間

に人間的接触の機会を増やすことにより、学生の人間性を豊かにする教育を行うことを目指している（少人数教育の更なる徹底を目指していることを含めて、詳細は、後記「基準3-1-1に係る状況」及び「基準3-1-2に係る状況」参照）。

以上の教育課程を通して、本研究科の教育理念・目標は、次のとおり達成されている。

まず、学生の在籍状況からみると、進級バリア制による年次別教育目標への到達チェックは、進路変更などの理由に基づく自主退学者が毎年度数名存在することによって、実質的になされている。本研究科ではこれまで、原級留置者、修了非認定者が存在していないが、これは、直前 Semester までの各学生の成績データを本人に通知する制度（必修科目について、同学年者の中での科目ごとの成績の位置を明示的に通知している。）を設ける一方、クラス担任制度において、成績不振者の相談を受け付けるなどして、学生の自主的判断による進路変更が行われるようになってきていることによるものと考えられる。《様式2 学生数の状況 「在籍者数の状況」》《資料1 平成22年度必修科目成績分布データ》

他方、修了後の成果については、司法試験の合格率が高い水準に維持されていること、判事・検事への任官者が多数みられることから、高い能力を備えた法曹人材を養成することができていることが裏付けられている。具体的には、本研究科の設置以来、平成21年度までに修了した214人のうち143人（本研究科在学中に（旧）司法試験に合格した者を除く。）が司法試験に合格し、その合格率は66.8%となっている。司法修習を終えた者のうち、5人が判事補に、8人が検事に任官している。《資料2 修了生の進路》

他方、本研究科の修了生が登録をした弁護士会は、札幌から那覇まで我が国の広い地域に広がっており（《資料3 都道府県別弁護士登録者数》）、生活者の視点に立った市民法務に従事する弁護士も多く育っている。

法曹資格の取得以外の道に進んだ者としては、司法界においては裁判所職員（1人）、地方公務員（5人）として勤務しており（なお、人数は本研究科で把握できたものに限る。）、専門的な法律知識を必要とする様々の職域において、本研究科の教育理念に基づいた法的素養を備えた人材として、広く社会に貢献している。

このように、本研究科の教育理念・目標は、達成されていると評価することができる。

【解釈指針1-1-2-1】

《資料1 平成22年度必修科目成績分布データ》

授業科目	成績評価分布 (%)					合計
	秀	優	良	可	不可	
基礎憲法1	0.00	22.22	66.67	11.11	0.00	100
基礎憲法2	0.00	22.22	61.11	16.67	0.00	100
基礎行政法	5.56	16.67	55.56	22.22	0.00	100
基礎民法1	5.56	16.67	61.11	16.67	0.00	100
基礎民法2	5.56	22.22	50.00	22.22	0.00	100
基礎民法3	5.56	11.11	55.56	27.78	0.00	100
基礎民法4	0.00	22.22	66.67	11.11	0.00	100
基礎商法1	5.26	21.05	52.63	21.05	0.00	100
基礎商法2	0.00	22.22	50.00	27.78	0.00	100
基礎民事訴訟法	5.56	16.67	38.89	38.89	0.00	100
基礎刑法1	5.56	16.67	50.00	27.78	0.00	100
基礎刑法2	5.56	16.67	27.78	16.67	33.33	100
基礎刑事訴訟法	0.00	5.56	27.78	38.89	27.78	100

法情報検索演習	5.26	13.16	60.53	21.05	0.00	100
憲法1	6.06	12.12	78.79	0.00	3.03	100
憲法2	6.25	15.63	78.13	0.00	0.00	100
行政法	0.00	24.24	42.42	30.30	3.03	100
民法1	6.06	15.15	39.39	30.30	9.09	100
民法2	0.00	21.21	66.67	9.09	3.03	100
民法3	6.25	15.63	62.50	15.63	0.00	100
会社法1	0.00	12.12	45.45	39.39	3.03	100
会社法2	3.13	18.75	25.00	31.25	21.88	100
民事訴訟法1	6.06	18.18	45.45	24.24	6.06	100
民事訴訟法2	6.25	15.63	50.00	28.13	0.00	100
刑法1	0.00	24.24	57.58	15.15	3.03	100
刑法2	6.25	18.75	34.38	37.50	3.13	100
刑事訴訟法	0.00	21.21	42.42	27.27	9.09	100
刑事実務基礎	3.13	15.63	62.50	18.75	0.00	100
民事実務基礎1	6.06	15.15	51.52	24.24	3.03	100
民法4	0.00	12.50	60.42	27.08	0.00	100
民法5	4.17	20.83	39.58	35.42	0.00	100
法曹倫理	0.00	16.67	56.25	27.08	0.00	100
エクスターンシップ	0.00	20.83	79.17	0.00	0.00	100

《資料2 修了生の進路》

修了年度	修了者数	司法試験合格者数(累積)	判事任官者数	検事任官者数	弁護士登録者数	司法修習中	国家公務員就職者数	地方公務員就職者数	大学院博士課程進学	その他
17	28	24		1	22(うち1人は旧試験合格)					2(銀行、出版社)
18	55	39	3	3	33		1(裁判所事務官)	2(東京都、静岡県)		
19	51	35	1		30	4		1(千葉県)		
20	39	27	1	4	9	10				1(民間企業)
21	41	18				18		2(東京都、広島市)	1	
合計	214	143	5	8	94	32	1	5	1	3

(以上は、本研究科で把握できたものに限る。)

《資料3 都道府県別弁護士登録者数》

都道府県	人数
北海道	1
青森	2
宮城	1
茨城	3
栃木	3
埼玉	3
千葉	19
東京	45
神奈川	4
新潟	1
長野	1
静岡	1
愛知	3
広島	3
福岡	2
鹿児島	1
沖縄	1
合計	94

2 特長及び課題等

(1) 特長

本研究科の教育理念・目標の特長は、第一に、首都圏にある国立大学が設置する法科大学院の任務として、一般市民が関わる法的紛争の解決に（主として民事事件の弁護によって）寄与する人材の育成に重点を置いているところにある。もちろん、基準1-1-1に係る状況において説明したように、本研究科が育てようとする法曹は弁護士に限らず、また、最先端の法分野に携わる法曹の養成も視野に入れた教育を行っているのはあるが、首都圏に多数ある法科大学院の中で、特に国立大学に置かれた法科大学院として、市民法曹の育成に軸足を置くところに、本研究科が担うべき役割があると考えているのである。

優秀で意欲のある学生を受け入れることができる立地を活かし、多様・大量の法的紛争の解決に当たるための柔軟で創造的な思考力をもった法曹を育てるために、少人数による基本重視の教育を行っていることが、本研究科の教育理念・目標の第二の特長である。少人数であることは、学生同士、学生と教員間に人間的接触の機会を増やし、学生の人間性を豊かにすることができる。基本重視の教育は、各法分野の基本的な考え方を修得し、法的思考能力を涵養することによって、新しい法律問題に自ら解決を見出す力を身に付けさせるものである。

(2) 課題等

上記に第二の特長として挙げた少人数教育については、これを更に徹底することが課題である。法律基本科目及び法律実務基礎科目の必修科目について、現在のところ（特に非常勤講師が担当する場合などには）すべてをインテンシブ科目（1学年を2クラスに分けて授業を行う科目をいう。「基準3-1-1に係る状況」参照）として開講できているわけではない。今後は、できるだけ多くの科目について、インテンシブ化を図ることにしたい。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

(1) 法曹実務に必要な知識・能力の修得

本研究科の教育課程は、法律学の学習経験のない者に対して基本的実定法の基本構造を理解させる1年次の教育、基本的実定法が定める個々の制度・枠組について、実務を視野に入れた深い理解を得させる2年次の教育、それらの理解をより広い法分野に拡げていくとともに、具体的事案に適用し、その過程を説得的に説明する能力を養う3年次の教育を、段階的に積み重ねていく形で編成されている。《別添資料 平成23年度『履修案内』4頁「カリキュラム概念図」》

すなわち、1年次には、法律基本7分野の基礎科目(「基礎〇〇法」の名称をもつ科目。以下で同じ。)13科目26単位を必修科目として置き、基本七法の基本構造を理解させる基幹的科目としている。さらに、平成22年度から、導入的・補習的科目である「基礎公法特論」など4科目を開講して「選択必修科目第3群」に指定し、4科目の中から3科目を必ず履修すべきものと定めた(「基準2-1-3に係る状況」参照)。これは、これまで法律学に触れたことがない学生を含めて多様なバックグラウンドをもつ学生に対して、導入的な教育を行うためのものであり、既に法学部等を卒業した者にとっても補習として有用な授業になるよう工夫している。【解釈指針2-1-1-2】

続いて2年次では、法律基本7分野の授業科目13科目26単位並びに「民事実務基礎1」及び「刑事実務基礎」を、原則として1学年(定員40名)を2クラスに分けた少人数クラスとして開講し(「基準3-1-1に係る状況」参照)、必修科目としている。このうち法律基本7分野の授業科目は、その教育方法において判例を教材の基本とすること、双方向・多方向的であることなどの特徴を有することはもとより、その教育内容においても、教科書や判例の文言の表面的な理解ではなく、その背後にある思考の経緯を理解させ、そこに理論的・体系的な考慮ばかりでなく、実務的・具体的事案処理上の考慮が含まれていることを発見させることに重点を置いている。思考力、分析力に裏付けられた法知識を修得させる科目である。その意味で、これらの授業科目は、研究者教員によって行われるものであるが、理論的教育と実務的教育の架橋の橋頭堡を築くものとして、法科大学院に相応しい水準のものとして行われている(後記「(1)-2 法科大学院共通の到達目標の観点から」参照)。

他方、「民事実務基礎1」及び「刑事実務基礎」並びに(2クラス開講ではないが)「民事実務基礎2」は、実務家教員が事例教材を用いて実務における実践的な対応を教育する科目であり、要件事実の発見・認定能力などを(司法修習と連携して)修得させることを通じて、法律基本7分野の授業科目と法律実務とを架橋する授業科目である。

3年次では、法律基本7分野に関する必修科目として「民法4」及び「民法5」が開講

されるが、これは段階的履修の観点から2年次に詰め込み過ぎることを避けるために3年次に配置されたものである。その教育の方法・内容については、(2クラス開講とはしていないものの)基本的には他の法律基本科目について上述したところと同様である。

3年次における教育の中心は法律実務基礎科目であり、ここでは①法曹としての倫理観を養うこと、②法曹実務の現場を体験ないし疑似体験することを通して強い責任感と使命感を養うこと、及び③具体的な事例を分析・判断し、それらを文書としてアウトプットする能力(すなわち、表現力)を養うことを目指している(「基準2-1-5に係る状況」参照)。

また、各年次を通じて、「法哲学」等4科目の基礎法学科目を選択必修科目(「選択必修科目第2群」として配置している。

以上の段階的履修により、3年次修了の段階で、司法修習の実務修習に耐え得る専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させる、完結的な教育課程が編成されている。

《様式1 開講科目一覧》《別添資料 平成23年度『履修案内』4～6頁「第4 カリキュラム」、40～43頁「資料3 授業科目一覧」、44頁「資料4 授業科目の年次別・期別配当表」》《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』》【解釈指針2-1-1-1】

(1) - 2 「法科大学院における共通的な到達目標」の観点から

以上のカリキュラムで実施される本研究科の教育内容が、実務法曹として必要な水準と範囲の専門的法知識を学生に修得させるに十分なものであるかを、文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に基づく法科大学院コア・カリキュラム調査研究班の提示した「『法科大学院共通の到達目標モデル』(「コア・カリキュラム」)の第二次案修正案」と比較することにより検証したところ、同目標が要求するほとんどの項目を充足していることを確認した。一方、未充足である部分の対応及び本研究科独自の到達目標の策定について、本研究科のFD活動の中で検討しているところである。【解釈指針2-1-1-1】【解釈指針3-2-1-1】《別添資料 コア・カリキュラム対応調査結果》

(2) 豊かな人間性と倫理観の涵養

豊かな人間性の涵養という面では、本研究科の教育理念及び教育目的である「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」を養成する観点から、お互いに顔の見える少人数による教育である利点を活用するよう意を用いている。すなわち、授業時間における双方向・多方向型の議論が「互いの名前を知っている」ことにより一層緊張感のあるものとなること、全学生を一つの自習室に収容することにより授業内での前記議論が教室外における相互の切磋琢磨による研鑽につながることで、そこから生ずるストレスについてはクラス担任制、学生支援委員の設置により吸収し、解決することを目指し、少人数教育のメリットが活かされるよう配慮している。学生に院生会を組織させ、(小社会である)自習室の管理・運営について(学務委員及び学生支援委員である教員と密接に連携しつつ)自主的・自律的に対応させていることも、法曹としての責任感、倫理観の涵養に有益である。生活者にとって最も必要になる法分野を選択必修(「選択必修科目第1群」とするなど、当該理念の実現を目指す教育課程の編成も、豊かな人間性、倫理観の涵養に有益であると考えている。

なお、上記「到達目標」に掲載されたすべての項目を教室内の授業において扱うことは困難であり、学生の自主的な教室外学習に委ねざるを得ない部分もある。そこで、学生がウェブ授業情報ページから随時上記「到達目標」を閲覧できるようにして、これと照し合

わせながら学習を進めていくことができるように配慮している。《資料1 ウェブ授業情報ページ（抄）》

《資料1 ウェブ授業情報ページ（抄）》（平成23年3月時点）

ニュース掲示板

…（略）…

…（略）…

関係ページへのリンク

千葉大学 moodle（専門法務研究科）

新司法試験合格者体験談（2008年10月4日）記録（PDFファイル）

新司法試験合格者体験談（2009年10月4日）記録（大学図書館サイト公開）

「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループのページ

千葉地方検察庁ホームページ（裁判予定へのリンクあり）

以下、略

（3）多様なバックグラウンドを備えた学生の学習への対応

本研究科では、社会人・他学部出身者を対象とした教育は3年コースにおいてこれを行い、前記「選択必修科目第3群」の開講などによってその充実を図っているほか、クラス担任教員制度、オフィスアワーを設定し、しかも教員研究室が学生自習室と同一又は隣接する建物内にある環境を作り出すことによって、個別学生からの相談に応じる体制を充実させ、多様なバックグラウンドを備えた学生の学習上の問題に迅速・的確に応えることができるようにしている。お互いに顔の見える少人数教育であることも、これらの制度を実効あるものとしている。【解釈指針2-1-1-2】

基準 2-1-2 : 重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

本研究科における授業科目の開設状況は、以下のとおりである。《様式 1 開講科目一覧》《別添資料 平成 23 年度『履修案内』5 頁「2 授業科目の構成、年次・期別配当」「(1)授業科目一覧」の表、40～43 頁「資料 3 授業科目一覧」》

(1) 法律基本科目

この科目区分に属する授業科目は、本研究科が養成の主眼とする市民法務法曹にとって重要な法分野であるとともに、展開・先端的法分野の学習の基盤となることから、手厚い教育ができるよう配慮している。

1 年次においては、必修科目として公法系 3 科目、民事法系 7 科目、刑事法系 3 科目の合計 13 科目 26 単位を、また選択必修科目（「選択必修科目第 3 群」）として公法系 1 科目、民事系 1 科目、刑事系 2 科目の合計 4 科目 8 単位から 3 科目 6 単位を、それぞれ履修することとし、実定法の基本構造を理解することができるようにしている。また、自由選択科目として「基礎法律学演習」を設け、学部における法学ゼミと同様の判例研究を中心に授業を行い、基本的理解の定着を図るとともに、法調査能力及び討論能力を養成している。

2 年次には、公法系 3 科目、民事系 9 科目、刑事系 3 科目の合計 15 科目 30 単位を必修科目として配置し、原則としてインテンシブ科目としている。この年次には、双方向的・多方向的授業を行い、学生が自ら学び修得したことを適時、適切かつ妥当に議論展開できるようにすることを重視している。

そのほか、平成 22 年度から「行政救済法特論 1」及び「刑事訴訟法特論」を自由選択科目として 2 年次以降に履修できるようにし、2 年コースの入学者にとっても比較的馴染みの薄い公法系及び刑事手続系科目について、学生がより深く、系統的に学習できるように配慮している。

3 年次には、まず「民法 4」及び「民法 5」を配置している。これは、平成 18 年度以前には 2 年次に配置されていたものを、2 年次の授業負担を軽減するため 3 年次前期に移したもので、やや例外的な措置である。また、公法系分野について「行政救済法特論 2」（平成 22 年度入学者から適用されるカリキュラム改正により導入したので、平成 23 年度から開講される。）、「公法演習 1」及び「公法演習 2」を開講した趣旨は、「行政救済法特論 1」等を置いた趣旨と同様である。【解釈指針 2-1-2-1】《別添資料 平成

23年度『履修案内』37頁「研究科規程別表」、40～41頁「資料3 授業科目一覧」、44頁「資料4 授業科目の年次別・期別配当表」》《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』1～84頁》

(2) 法律実務基礎科目

この科目区分に属する授業科目としては、まず①実務法曹が備えるべき能力の基幹を学習する科目として、(a)法曹としての責任感、倫理観を養う「法曹倫理」、(b)民事事件の要件事実、主張・立証等に関する基本的事項を学ぶ「民事実務基礎1」及び「民事実務基礎2」（さらにその発展的科目である「法律実務総合演習」がある。）、(c)刑事事件について捜査段階における捜査・弁護活動から公判における訴訟活動までの基本を学ぶ「刑事実務基礎」を置き、いずれも実務家教員が担当している。

次いで②法律実務の現場（又は模擬法廷）における法曹の活動を実習する科目として、民事事件について「エクスターンシップ」を、刑事事件について「刑事模擬裁判」をいずれも必修科目（後者は、平成21年次以前入学者については、自由選択科目）として配置している。前者は弁護士教員が、後者は派遣裁判官、検察官経験者、弁護士の法曹三者の実務家教員が担当している。

さらに、③法律家としての活動の前提となる法情報検索能力を身に付けさせるリテラシー修得科目として、「法情報検索演習」を置いている。同科目は、すべての入学者に入学年度（3年コース入学者は1年次、2年コース入学者は2年次）に必ず履修すべきものとして、必修科目の位置付けを与えている。また、アウトプット能力の面でのリテラシーに関しては、民事法及び刑事法に関する具体的事案を処理して（例えば、刑事判決書の「罪となるべき事実」のような）文書を起案するなどの訓練を行う科目として、「法律実務総合演習」及び「刑事法総合演習」を開講している。これらの科目の担当は、前者は弁護士教員、後者は検察官経験者と研究者教員の連携によっている。

最後に、④その他の法律実務基礎科目として、企業法務専門弁護士による企業法務実務への導入科目としての「企業法務」を開講している。

以上の科目のうち、要件事実を扱う「民事実務基礎1」、「民事実務基礎2」及び「法律実務総合演習」は民法の要件論と、また、刑事手続への対応を扱う「刑事実務基礎」及び「刑事法総合演習」は刑事訴訟法及び刑法に、密接な関連を有していることから、絶えずそれら法律基本科目での学修内容と往復しながら教育が進められている（法律実務基礎科目についての詳細は、「基準2-1-6に係る状況」参照）。《別添資料 平成23年度『履修案内』38頁「研究科規程別表」、41～42頁「資料3 授業科目一覧」》《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』85～101頁》【解釈指針2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目

この科目区分に属する授業科目は、学生が各自の関心と学習進度に合わせて適時に履修することができるよう、すべてを1・2・3年次の共通科目として開講している。

基礎法学に関する「法哲学」、「日本法制史」、「法社会学」及び「英米法」の4科目は、「選択必修科目第2群」と名づけて、この中から1科目2単位以上を履修することを義務付けている。これらの科目は、法に対する理解の視野を拡げるとともに、人間や社会の在り方に対する思索を深めるため重要であるから、原則として他の授業科目を開講しない時限に配置し、履修しやすいよう配慮している。

そのほかに、「法律英語」、「政治学」、「経済学」及び「社会制度論」を選択必修科目として開講し、前記の基礎法学4科目と合わせて8科目の中から、2科目4単位以上を履修することを修了要件としている。《別添資料 平成23年度『履修案内』38頁「研究

科規程別表」、42頁「資料3 授業科目一覧」》《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』102～116頁》【解釈指針2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目

この科目区分に属する授業科目では、まず、一般市民の生活に関係が深い「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法」、「土地・住宅法」及び「消費者法」（以上は、2・3年次配当）並びに「少年法」及び「ジェンダーと法」（以上は、3年次配当）の7科目を「選択必修科目第1群」に指定し、この中から少なくとも2科目4単位を履修することを義務付けている。本研究科が養成の主眼とする市民法務法曹にとって重要な科目であることによる。

社会の多様な法的ニーズとの関連では、例えば行政分野との関係で、平成22年度から「政策形成と法」を開講し、行政法担当の研究者教員と共に千葉県庁職員が担当し、立法技術にまで及ぶ授業を行っている。また、医学分野との関係では、従来から開講していた「医事法」及び「法医学」に加えて、平成22年度から「精神医学と法」を開講し、千葉大学社会精神保健教育研究センター教員が刑事責任能力にも関わる精神医学の最新の知見を教授し、刑事法実務にも配慮した授業を展開している。

展開・先端科目のいくつかの法分野においては、段階的履修により高度の専門的教育を行うという観点から、「労働法基礎」と「実践労働法」、「独占禁止法基礎」と「独占禁止法」、「国際私法基礎」と「国際私法」という形で、2期1年間に亘る教育を行っている。また、「知的財産法1」と「知的財産法2」は、両科目の関係が必ずしも段階的なものとはいえないが、十分な時間をかけて高度の専門的能力を身に付けさせるという目的では、同様である。《別添資料 平成23年度『履修案内』38頁「研究科規程別表」、42～43頁「資料3 授業科目一覧」》《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』117～161頁》【解釈指針2-1-2-4】

(5) 研究・論文

平成22年度から、3年次に「自主研究・論文作成」を新設した。同年度には、刑法の研究者となることを志望する学生が1名いたことから、刑法担当の教員が同科目を開講し、ドイツ語文献の講読などを通して論文作成指導を行った。《別添資料 平成23年度『履修案内』38頁「研究科規程別表」、43頁「資料3 授業科目一覧」》《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』162頁》

基準 2-1-3 : 重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

本研究科が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目として開設する授業科目は、いずれも、当該科目区分に適合した内容をもつものである。《別添資料 平成 23 年度『履修案内』40～43 頁「資料 3 授業科目一覧」》

特に、法律基本科目の周辺的な問題を扱うことのある「行政救済法特論 1」、「行政救済法特論 2」、「民法特論」及び「刑事訴訟法特論」は、法律基本科目に区分して開講している。また、これらの科目を多く履修したとしてもそれだけで修了することができないこととするため、修了要件として「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を、合わせて 34 単位以上を履修すること」を研究科規程別表において定めている。《別添資料 平成 23 年度『履修案内』37 頁「資料 2 研究科規程別表」中「履修方法」欄、40～43 頁「資料 3 授業科目一覧」、44 頁「資料 4 授業科目の年次別・期別配当表」》

以上の方針により、例えば実質的に法律基本科目に当たる授業科目が展開・先端科目など他の科目区分の授業科目として開設されていることはない。【解釈指針 2-1-3-1】

基準 2-1-4 : 重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

本研究科の教育課程を、科目区分ごと・配当年次ごとの科目構成の観点からみると、次のとおりである。《別添資料 平成 23 年度『履修案内』5 頁「2 授業科目の構成、年次・期別配当」の「(1)授業科目一覧」表、40～43 頁「資料 3 授業科目一覧」》

(1) 法律基本科目

全体として、公法系 11 科目 19 単位、民事系 18 科目 36 単位、刑事系 9 科目 18 単位及びこれらに分類できない導入科目 2 科目 3 単位が開講されている。このうち、1 年次に配当された公法系、民事系、刑事系の科目は、次に述べる選択必修科目第 3 群の科目を除き、すべて必修とされている。これは、3 年コースに入学した法学未修者に実定法の基本構造を理解させることが 2 年以降の学習のため必須であるから、必修科目としたものである。これに加えて、平成 22 年度から、公法系 1 科目 2 単位、民事系 1 科目 2 単位、刑事系 2 科目 4 単位の選択必修科目第 3 群（法律学のバックグラウンドのない学生や、法学部を卒業したものの基礎的な学力に欠ける学生のために、法的思考に慣れさせるための導入的・補習的教育を行うもの）を設け、その中から 3 科目 6 単位を履修することとしている。2 年以降の学習のための基礎固めを行う授業科目であり、履修を義務付ける必要がある一方、学生ごとに必要な科目を選択して履修させるために、選択必修としている（選択必修科目第 3 群の詳細については、「基準 2-1-5 に係る状況」参照）。また、導入科目として、憲法、民法及び刑法の判例研究を行う演習形式の「基礎法律学演習」（2 単位）と、訴訟手続に関する基礎知識を講義及び裁判傍聴などを交えて学ばせる「裁判法」（1 単位）とを開設し、前者には法学部のゼミナールに触れたことのない法学未修者に自主的研究の楽しさと難しさを体験させる役割を担わせ、後者には法実現の手続を概観することによる全体的な法学入門としての効果を期待するとともに、未修者にとって特に難解な訴訟法分野へのスムーズな導入の役割を担わせている。これらは、自由選択科目としているが、実際にはほとんどの 1 年生が履修しており、十分にその役割を果たしている。

2 年次に配当された法律基本科目は、そのほとんどが、20 人の少人数クラスで双方向的・多方向的授業を行う、必修のインテンシブ科目である。本研究科が教育理念・目標として掲げる「日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成」のためには、主要法分野についての確実な知識と解釈能力を習得させることが何よりも重要であり、少人数での徹底した双方向的・多方向的授業が有効であることが、そのような科目構成の根拠となっている。

以上の各科目のほかに、2 年次及び 3 年次に開設する自由選択科目において、必修科目では十分に触れることのできない部分について補充的な授業を行ったり（行政争訟及び国家補償に関する「行政救済法特論 1」（2 年次）及び「行政救済法特論 2」（3 年次）、刑事訴訟法の細部を埋める「刑事訴訟法特論」（2 年次））、判例又は事例を素材とした演習形式の授業を行う（憲法及び行政法について「公法演習 1」及び「公法演習 2」、民

法について「民法特論」（いずれも、3年次））ことにより、個々の学生の習熟度に応じた教育が図られている。

（2）法律実務基礎科目

本研究科に入学した学生が最初に履修する法律実務基礎科目が、法律事務の基礎となるリテラシー科目「法情報検索演習」（1単位）である。2年コース（法学既修者）と3年コース（法学未修者）のいずれにも履修させるため、1・2年次配当の必修科目としている。

民事法及び刑事法における法律実務の基礎を学ぶ科目は、2年次に配置されている。前期セメスターに「民事実務基礎1」が、後期セメスターに「刑事実務基礎」（いずれも2単位）が必修科目として開設され、事例教材を用いた、具体的事例への法の当てはめと、その訴訟手続における実現方法を具体的に訓練する場となっている。民事法に関しては更に2年後期に「民事実務基礎2」が開講され、2年前期の「民事実務基礎1」の学修内容を深化させることを目的としている。履修登録単位上限数（36単位）に対して必修科目の単位数（30単位）がかなり切迫していることから、学生の多様な選択履修が可能となるよう同科目は自由選択科目としているが、実際には35名（平成22年度）と大多数の学生が履修している。

以上の科目は、「比較的単純な事案への法適用能力」を到達目標とする2年次に相応しい内容となっている。

こうした、生の事実又は証拠が実体法上の効果を生じる上でどのような意味合いをもつのか、訴訟法はそのために何を規律しているのかについて、以上の2年次科目によって大まかな認識を得たところで、3年次において、実習的な科目、実務の過程で生ずる倫理的問題について考える科目、実務文書のアウトプットなどを行う演習科目が開講される。

実習的科目として、法律事務所において民事法関連の実習を行う「エクスターンシップ」（2単位）及び法廷教室を用いて刑事公判手続の（模擬的）実習を行う「刑事模擬裁判」（2単位）を、実務家養成における実習教育の重要性にかんがみ、いずれも必修科目として開講している。同じく、法律実務家としての倫理観は極めて重要であるから、これを養成する「法曹倫理」（2単位）も必修科目としている。これに対して、アウトプット型演習科目である「法律実務総合演習」及び「刑事法総合演習」（いずれも2単位）は、学生の希望進路に応じて履修するか否かを決めることができるように、自由選択科目としている。「企業法務」も、同様である。

（3）基礎法学・隣接科目

基礎法学に関する科目として「法哲学」、「日本法制史」、「法社会学」及び「英米法」（いずれも2単位）の4科目を開講しているところ、これらの科目が、法に対する理解の視野を拡げるとともに、人間や社会の在り方に対する思索を深め、「心」ある法律家となるため重要であることにかんがみ、この4科目を「選択必修科目第2群」と名づけて、この中から少なくとも1科目2単位を履修することを要求している。

そのほかに、隣接科目として開講する「法律英語」、「政治学」、「経済学」及び「社会制度論」（いずれも2単位）を合わせて、前記1科目2単位のほかに更に1科目2単位を履修することを必要としており（したがって、基礎法学・隣接科目全体から、2科目4単位の履修が必要である。）、このことも、社会に関する多角的な視点からの理解をもつことが、実務法曹として重要であると考えて定めたものである。

これらの科目は必ずしも法律基本科目の諸分野への理解の進捗にかかわらず、学生の関心と意欲に応じて学習することが適切と解されることから、1年次から3年次までのいず

れの学年においても履修することができるよう、配当年次を広く定めている。

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目は、平成23年度には全体で22科目40単位を開講しているが、「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」を養成する観点から、生活者の需要が高いと考えられる法分野を重視している。すなわち、「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法」、「土地・住宅法」、「消費者法」、「少年法」及び「ジェンダーと法」（いずれも2単位）を「選択必修科目第1群」と名づけ、この中から2科目4単位以上の履修を義務付けている。

展開・先端分野の（あるいは、そのイントロダクションとしての）多様な知識を身に付けることができるように、いくつかの科目は、8回の授業で完了する1単位科目としている。平成23年度では、「法医学」、「精神医学と法」、「犯罪者処遇法」及び「政策形成と法」が、これである。

配当年次の点では、多くの科目を2・3年次に配当し、いずれの年次でも履修することができるようにしているが、いくつかの科目については、履修上の配慮から3年次のみに配当している。例えば、(1)民事訴訟法又は刑事訴訟法の知識を前提とする「民事執行法」及び「少年法」、(2)政策的な配慮を多く含む「ジェンダーと法」及び「政策形成と法」、(3)2年後期に開講する基礎的科目と3年前期に開講する発展的科目とを連続して履修することが段階的履修の見地から望ましい科目群（「労働法基礎」と「実践労働法」、「独占禁止法基礎」と「独占禁止法」及び「国際私法基礎」と「国際私法」のそれぞれ後者）が、これである。

以上のとおり、上記(1)から(4)までの各区分について、十分な単位数の授業科目が開講されているとともに、本研究科の養成しようとする法曹像に相応しい授業科目が必修科目又は選択必修科目として開講され、さらに、段階的履修に資するよう適切な年次に配当されている。

基準 2-1-5 : 重点基準

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。) | 10 単位 |
| (2) 民事系科目 (民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 12 単位 |

(基準 2-1-5 に係る状況)

本研究科において、必修科目として開講している法律基本科目は、(1)公法系科目は 6 科目 12 単位、(2)民事系科目は 16 科目 32 単位、(3)刑事系科目は 6 科目 12 単位である。公法系科目が標準を 2 単位上回って開講されているが、8 単位の範囲内にある。《別添資料 平成 23 年度『履修案内』5～6 頁「(3)必修科目の年次別・期別配当」、40～43 頁「資料 3 授業科目一覧」》

平成 22 年度から、以上の必修科目のほかに、3 年コース入学者のための導入的・補習的科目として法律基本科目を 4 科目 8 単位開設し、この中から 3 科目 6 単位を履修するよう、選択必修科目(「選択必修科目第 3 群」と名づけている。)としている。各科目の具体的内容及び開設の趣旨は、次のとおりである。

①「基礎公法特論」 公法のうち特に行政法は、憲法や個別法令との関係が理解しにくい法分野であることから、導入的・補習的科目によるサポートが必要であると考え、憲法の基本原理の理解を深めながら行政法の実践的な考え方に慣れるようにするために、本科目を配置した。平成 22 年度は、政策実現のために行政法がどのように用いられているかを具体的に教授することを通して、行政法の機能や発想を学ばせるという配慮に基づいて、情報法を素材にした授業内容とした。平成 23 年度には、政策と法律との関係を広い視野から学習させるため、衆議院法制局職員を非常勤教員として、立法の現場の話を交えながら授業を行っている。《別添資料 平成 22 年度『授業科目シラバス集』7～8 頁》《平成 23 年度『授業科目シラバス集』7～8 頁》

②「基礎商法特論」 膨大かつ複雑な内容をもつ会社法について、論点を明確に指摘した上で教科書などによる自習を求め、その成果を発表させるタイプの授業により、会社法の知識を鳥瞰的に得て、暗中模索になりがちな初学者に大局観を持させるために開設している。《前掲平成 23 年度『シラバス集』38～39 頁》

③「基礎刑法特論 1」 法学入門的な内容を取り込みながら、規範学としての刑法理論の基礎を理解させるための科目として開講した。法学未修者が入学した最初のセメスターであること、及び難解といわれる犯罪論を扱う「基礎刑法 1」が併行して開講されていることから、初学者が陥りやすい誤解や混乱を想定してその対策を講じるほか、法律学に親しみやすさを感じさせるための授業を行っている。このような必要があるため、刑法については次の「基礎刑法特論 2」の前段階として、本科目を開講したものである。《前掲平成 23 年度『シラバス集』67～68 頁》

④「基礎刑法特論 2」 基本的立場の対立が激しい刑法学について、通常の刑法科目(前

期に開講された「基礎刑法1」及び併行的に開講されている「基礎刑法2」)において十分な理解が得られなかった部分を復習的・補充的に扱うことにより、2年次での学習に堪え得る基礎力を身に付けさせる科目として開講している。《前掲平成23年度『シラバス集』69～70頁》

以上の科目を開講したことに対して、民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法について導入的・補習的科目を開講しなかった理由は、次のようなものである。すなわち、民法は様々の利益衡量を行って結論を導出する点において法律学の王といわれる分野であり、本来はこの種の科目を置くことが適切であるようにも思われるが、1年次の段階で既に多くの必修科目が配置されていることから、更なる開講はしないこととした。また、訴訟法分野は、履修に困難が伴うと思われるものの、1年次から導入的・補習的科目を置くと、他分野の学習時間を大幅に圧迫すると懸念されることから、民事訴訟法については2年次に「民事訴訟法1」及び「民事訴訟法2」の2科目(いずれも必修科目)を配置すること、刑事訴訟法については「刑事訴訟法」(必修科目)のほかに「刑事訴訟法特論」(自由選択科目)を配置することにより対応することとした。

基準 2-1-6 : 重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 基幹的科目

本研究科において必修科目として開講している法律実務基礎科目は、「法情報検索演習」(1単位、1・2年前期)、「民事実務基礎1」(2単位、2年前期)、「刑事実務基礎」(2単位、2年後期)、「法曹倫理」(2単位、3年前期)、「エクスターンシップ」(2単位、3年前期)及び「刑事模擬裁判」(2単位、3年前期)の6科目12単位である(各科目名の後のカッコ内は、単位数並びに開講年次及びセメスター)(なお、「刑事模擬裁判」は、平成21年度以前入学者については、選択必修科目である。)。《別添資料 平成23年度『履修案内』38頁「研究科規程別表」》

このうち、法律実務家として活動する際の基礎となる責任感や倫理観を涵養することを内容とする「法曹倫理」は、独立の科目として、3年次前期に検察官経験者及び弁護士の実務家教員が15回を分担して、双方向的授業方法を取り入れて実施している(《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』91~92頁》)。平成21年度までは、この科目には更に派遣裁判官教員が授業分担者として参加していたが、平成22年度以降は当該派遣裁判官の本科目分の派遣時間を「刑事模擬裁判」に振り替えることとしたため、裁判官の立場からの法曹倫理の教育は、「法曹倫理」の中で検察官経験者及び弁護士の教員が言及することのほかに、派遣裁判官教員が「民事実務基礎1」及び「刑事模擬裁判」の授業を担当する際に説明する形で行われている。

民事裁判における要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎教育は、「民事実務基礎1」、「民事実務基礎2」及び「法律実務総合演習」において行われており、派遣裁判官及び弁護士の実務家教員が担当する必修科目「民事実務基礎1」がその最も基幹的な科目である。「民事実務基礎2」及び「法律実務総合演習」は、ここで教授された要件事実、事実認定などの内容をより発展的及び演習スタイルで深化させる科目として位置付けている(《前掲『シラバス集』87~88頁、101頁》)。

捜査から公判手続までの刑事手続について、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を学ぶ科目としては、検察官経験者及び弁護士の実務家教員が担当する必修科目「刑事実務基礎」が開講されている(《前掲『シラバス集』89~90頁》)。

(2) 実習的科目

法律実務の現場に臨場し、あるいは模擬的に接することにより、法曹としての技能及び責任感等を修得させることを目的として開講している必修科目が、前記「エクスターンシップ」及び「刑事模擬裁判」(各2単位、合計4単位)である。

「エクスターンシップ」は、千葉県弁護士会所属弁護士を担当教員とし、その勤務する法律事務所が3年次学生を(原則として)2名ずつ2週間受け入れ、法律相談、受任事件の検討、法律文書の作成その他の業務に関与及び参観させ、基本的に民事法律実務の研修を行わせる科目である。本研究科開設以来、千葉県弁護士会の協力により3年次に在籍する全学生を受け入れる担当弁護士と法律事務所が確保できており、必修科目として開講している(《前掲『シラバス集』93~94頁》)。

これに対して、刑事法の実習的研修は、進行中の事件について行うことが困難であることから、「刑事模擬裁判」において模擬的に実習を行っている。この科目は、平成20年

度に1単位科目(選択科目)として初めて開講し、1つの事件の流れを追う方法で実施したが、平成21年度に2つの事件を用いる2単位科目に拡張し、更に平成22年度から、(それまですべての時間を民事裁判官の派遣に割り当てていた)派遣裁判官の派遣時間の一部を刑事裁判官の派遣に振り替えることにより、裁判官、検察官及び弁護士の法曹三者すべての実務家教員が関与できるようにして、科目の種別も必修科目に変更している(平成21年度以前入学者については、入学時のカリキュラムが適用されることから、自由選択科目として扱われる。)。2ないし3の事件の流れを追って、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって模擬公判前整理手続及び模擬公判手続に学生を参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育を行っている。(《前掲『シラバス集』95～96頁》)。平成23年度からは、一つの事件について、元検察官教員、弁護士教員及び派遣裁判官の三者がそれぞれの立場から裁判の流れに沿って担当することに改め、より充実した内容にすることを予定している。交互尋問の訓練として弁護士用事件教材を併用することは、従前どおりである(《資料1 ウェブ授業情報「刑事模擬裁判」ページ(平成23年度)》)。

なお、以上の「エクスターンシップ」及び「刑事模擬裁判」は、集中的に実施することが効果的と考えられることから(研究科規程別表上は開講セメスターを前期としているが)実際には夏季休暇中ないし前期学期末試験から後期授業開始までの間に集中的に実施している。したがって、「エクスターンシップ」は、3年前期に開講される「法曹倫理」を受講した後に実施している。

《資料1 ウェブ授業情報「刑事模擬裁判」ページ(平成23年度)》

刑事模擬裁判

お知らせ

2011年度における【各回の内容】は次の通りである。

- 7月29日 公判前整理手続に関するレポート課題の配布
- 9月1日 同レポートの提出
- 9月8日 3限(細谷): ①公判前整理手続についての説明、②レポートの講評
4限(土屋・加藤): ①冒頭陳述、交互尋問、弁論のありかた等、全般にわたる講義、②13日5・6限に使用する事件記録教材についてのオリエンテーション
- 9月9日 2～6限(川野辺): ①公判前整理手続についてのDVD鑑賞(司法研修所刑事裁判教官室「刑事第一審公判手続の概要[平成22年版]」)、②捜査記録の配布、③検察官役・弁護士役は冒頭陳述書の起案と論告・弁論の準備、その他の受講生は上記DVDの事案に関する訴訟記録の検討
- 9月12日 1・2限(川野辺): 冒頭手続、証拠調べ、最終弁論
3・4限(土屋・加藤): 証人尋問についての講評
- 9月13日 10時: 裁判官役は判決書を提出
3・4限(細谷): ①判決の言渡、②講評
5・6限(土屋・加藤): 模擬反対尋問・被告人質問

備考

- 7月中に配役を決定し、配役に応じた資料を配付する。
- 9月8日4限および13日5・6限以外の授業では、同一事件についての記録教

材を使用する。

(3) 法学リテラシー科目

法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を習得させる科目として「法情報検索演習」（1単位8回）を開講し、すべての入学者に対し入学年度に必修科目として履修を義務付けている（3年コース入学者にとっては1年次必修、2年コース入学者にとっては2年次必修となる。）。そこでは、前半の4回に大学が提供する各種情報収集手段（図書館及び3種類の法情報データベース）について基本的な利用方法を習得させた上で、後半には労働法、国際法、外国法及び経済法という個別の法分野ごとに授業時間内の情報検索実習とレポート作成を行い、全体として、法令、判例及び学説等の検索技術を習得させるとともに、形式的技術にとどまらず、判例の意義や読み方を含め、各分野の法解釈という実質的内容について学生が独自に情報を収集・分析する能力を養うことを目的としている。そのために独自の教材冊子を作成して学生に配付し、実習を行う労働法ほか3分野以外の各法分野についても、必要な情報を提供している（《前掲『シラバス集』85～86頁》）。

他方、アウトプット能力としての文書作成能力の養成という点では、起訴状などの刑事法上の文書起案を数回行う「刑事法総合演習」及び民事法に関する「法律実務総合演習」が重要な役割を果たしている。

すなわち、「刑事法総合演習」では、検察官経験者である実務家教員が起案課題の作成と採点・講評を行うほか、実体法の観点から事実を分析して適切な法的評価を行い、その判断過程を論理的に文書化する課題として、主観的事実の認定及び罪数判断に関して起案とその講評を行っている（実体法の部分については、過去の判例とその評釈研究等を参考にしつつ、研究者教員が課題の作成と講評に当たっている。）（《前掲『シラバス集』99～100頁》）。

また、「法律実務総合演習」では、弁護士教員が講義形式、双方向的授業形式及び即日起案形式を織り交ぜながら、民事実務関係の総仕上げを行っている（《前掲『シラバス集』101頁》）。

(4) その他の法律実務基礎科目

以上のほかに、本研究科では、会社実務に関する「企業法務」を企業法務専門の弁護士教員により（《前掲『シラバス集』97～98頁》）、また（展開・先端科目としてではあるが）政策実現のための立法手法に関する「政策形成と法」を千葉県庁職員により（《前掲『シラバス集』160頁》）、それぞれ3年次に開講している。

(5) 実務家教員と研究者教員の連携・協力

以上の各科目を実施する際には、科目ごとに本研究科の専任教員を「コーディネーター教員」として定め、各教員の分担関係、日程調整から授業内容の依頼までを行っており、これによって各科目の実際の授業内容が、以上に説明した本研究科の意図に沿う適切なものとなるよう、調整を行っている。《資料2 平成23年度開講の非常勤講師担当科目のコーディネーター教員一覧》

例えば、「民事実務基礎2」については、専任の実務家教員が科目担当者の一人であることから、同教員がコーディネーター教員となって、その他の科目担当実務家教員と、同科目を担当しない民事系の研究者教員とのパイプ役として、民事系科目間の調整を図っている。同教員は、自ら科目担当者でない「民事実務基礎1」についても、コーディネーターとしての役割を果たしている。また、立場を異にする複数の実務家教員の連携が不可欠

である「刑事実務基礎」及び「刑事模擬裁判」では、専任の研究者教員をコーディネーター教員として、科目担当者全員で協議を行った上で、授業計画を作成している。

他方、コーディネーター教員という名称を用いずに専任教員が科目運営に携わっているものとして、専任の実務家教員（元検察官）と研究者教員とが科目担当者となっている「刑事法総合演習」においては、当該両教員が随時連絡を取り合いながら、授業計画を作成している。また、多数の弁護士が学生受入れ教員となる「エクスターンシップ」においては、専任の実務家教員（弁護士）と研究者教員各1名が中心となって、受講学生の受入れ先事務所を弁護士会内で調整した上で学生ごとに受入れ先を決定し、ガイダンスを実施し、受入れ弁護士からの実習報告を基にして成績評価を行うところまで、統括している。【解釈指針2-1-6-1】

《資料2 平成23年度開講の非常勤講師担当科目のコーディネーター教員一覧》

科目区分	授業科目名	コーディネーター教員
法律基本科目	基礎民法2	田中教授
	民法特論	田中教授
	民事訴訟法2	北村准教授、松下准教授
法律実務基礎科目	民事実務基礎1	眞田教授
	民事実務基礎2	眞田教授
	刑事実務基礎	安村教授
	法曹倫理	後藤教授
	刑事模擬裁判	安村教授
	企業法務	遠藤教授
基礎法学・隣接科目	政治学	安村教授
展開・先端科目	労働法基礎	青木教授
	実践労働法	青木教授
	法医学	後藤教授
	医事法	後藤教授
	租税法	木村教授
	精神医学と法	後藤教授
	それ以外	学務委員会

平成23年度に非常勤講師によって開講しているすべての授業科目について表示した。

なお、法律実務基礎科目のうち、「エクスターンシップ」、「刑事法総合演習」及び「法律実務総合演習」専任教員が担当教員に入って調整を行っているので、本表から除いている。また、「法情報検索演習」及び展開・先端科目の「政策形成と法」は、前者においては本学法経学部所属の法学系教員、後者においては本研究科専任教員が授業に立ち会って調整を行っているため、本表から除いた。

(6) 今後の課題

ここで将来の課題について付言すると、生活者の需要が強い法務サービスに関連する科目や、文書作成能力などの実務的能力の向上に役立つ科目は、本来は更に増強する必要があると考えている。すなわち、司法修習の開始後、直ちに現場修習が始まる現在の修習制度の下では、実務的な文書を作成する能力を訓練したり、現代社会における紛争の実態とそのための法的解決手段（とりわけ、専門技術的な個別法令に関する知識）を具体的に習

得しておくための教育が、法科大学院においてなされることが必要である。司法試験の競争倍率が高く、同試験の合格に学生の関心が集まりがちな状況が依然として続く中では、学生の学習意欲をこれらの方向に向けさせるためには様々な工夫が必要と思われるが、実務法曹として社会の需要に即応した人材を養成するため、できるだけ早い時期に、そうした教育を充実させていきたい。

また、訴訟実務に関する科目としては、通常の民事訴訟及び刑事訴訟のほかに、行政訴訟などを対象とした科目の開設も、今後の課題である。

基準 2-1-7 : 重点基準

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

本研究科では、基礎法学・隣接科目として「法哲学」、「日本法制史」、「法社会学」、「英米法」、「法律英語」、「政治学」、「経済学」及び「社会制度論」の8科目16単位を選択必修科目として開講し、この中から2科目4単位を履修することを修了要件としている。さらに、そのうちの「法哲学」から「英米法」までを「選択必修科目第2群」と名づけて、その中から少なくとも1科目2単位を履修することを要求している(《資料1 選択必修科目第2群の履修者数(平成22年度)》)。《別添資料 平成23年度『履修案内』12~13頁》

この選択必修科目第2群は、基礎法学といわれる分野の科目を必ず履修し、実定法の学習の基盤となる哲学的、歴史的、社会学的又は比較法的知見を得させるため、設けているものである。

他方、「法律英語」は渉外法務の基礎となる英語力を身に付けさせるため、また、「政治学」から「社会制度論」までは(法が関わる現代社会を法律学以外の視点から分析する隣接分野の学問として)法的思考のバックグラウンドとして確かな現状認識と分析力を身に付けさせるため、開講しているものである。

以上の科目は、基礎法学及び社会科学として一通りの分野をカバーするものであり、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の科目を提供している。

なお、隣接科目については千葉大学法経学部の教員が授業を担当してきたところ、当該教員の都合などにより授業担当が不可能となった年度があり、平成20年度には「政治学」が、また平成22年度には「経済学」が、不開講となった。そこで、「政治学」の担当教員を千葉大学法経学部以外から任用する一方、平成23年度には、前年度まで「社会制度論」を担当していた同学部教授に、同科目に代えて、マクロ経済学のエッセンスを外国語文献等の講読によって学習し、近時の金融危機に関する知見を深める内容をもつ授業科目を「経済学」として開講させることとした。平成24年度以降については、なるべく幅広い分野について安定した授業を提供できるよう、適切な授業担当者を決定するための調整をしているところである。

《資料1 選択必修科目第2群の履修者数(平成22年度)》

授業科目	履修者数
法社会学	5
法哲学	15
日本法制史	32
英米法	17

基準 2-1-8 : 重点基準

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

本研究科では、展開・先端科目として、労働法、環境法、倒産法、不動産法、消費者法、経済法（独占禁止法）、知的財産法（特許法及び著作権法）、国際法、国際私法、租税法、刑事政策（犯罪者処遇法）、少年法、民事執行法、立法学、医事法、法医学、法精神医学、ジェンダー論の18分野から22科目40単位の授業科目を開設し、この中から12単位を履修することを修了の要件としている。《別添資料 平成23年度『履修案内』12～13頁》

以上の科目のうち、本研究科が養成しようとしている「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」に必要な、日常生活に関わる法分野の科目である「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法」、「土地・住宅法」、「消費者法」、「少年法」及び「ジェンダーと法」を「選択必修科目第1群」と名づけ、この中から2科目4単位以上の履修を義務付けている（《資料1 選択必修科目第1群の履修者数（平成22年度）》）。選択必修科目第1群を構成する科目は、平成19年度までは「少年法」ではなく「医事法」を含むものであったが、世間の耳目を集める少年事件の多発などから、学生の関心に応じて「医事法」に代えて「少年法」を加えることとした。）。なお、「消費者法」については、平成21年度まで担当していた教員（非常勤講師）が急遽担当できなくなったため、担当教員を専任教員に変更することとし、十分な授業準備を行うため平成22年度は開講せず、平成23年度から開講している。

《資料1 選択必修科目第1群の履修者数（平成22年度）》

授業科目	履修者数
労働法基礎	10
環境法	28
倒産法	6
土地・住宅法	11
少年法	35
ジェンダーと法	21

基準 2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

本研究科では、実習科目「エクスターンシップ」を除く全科目について、1回90分、15回の授業をもって2単位としている(他方、1単位科目については、1回90分の授業を8回開講するものとしている。)。また、授業時間割の編成において、各年次につきできる限り各週日に3科目ずつ(又はそれ以下)受講することになるように工夫し、学生が教室外で学習する時間を含めて1単位45時間を確保できるように配慮しており、大学設置基準第21条の要求を満たしている。さらに、授業期間は、前期・後期の各セメスターで15週ずつ実施しており、いずれの授業科目もセメスターを単位として開講されているので、大学設置基準第23条の要求を満たしている。そして、中間試験及び学期末試験の期間を授業期間とは別に設定し、15週の授業期間に補講期間、試験期間、試験講評期間を含めて各セメスターで18週余を割り当てており、これら全体で授業を行う期間は年間36週余となるので、大学設置基準第22条が求める年間35週の要件を満たしている。《別添資料 平成23年度『履修案内』表紙裏見開「2011年度カレンダー・授業日程」、45～46頁「資料5 時間割」》

授業を集中して行う科目としては、「エクスターンシップ」及び「刑事模擬裁判」がある。

このうち実習科目である前者では、①事前指導(エクスターンシップ担当の専任教員2名によって集合授業として行われ、同時期に学生が受講している「法曹倫理」の内容に言及しつつ、法律事務所における実習において配慮すべき点などを具体的に指導する。後記「基準3-2-1に係る状況」(1)-2参照)を実施した後、②法律事務所で2週間の現場体験型の実習を行い、その終了後に③実習報告書を作成・提出する、という順序で履修が進行する。①事前指導はおおむね2時間の指導が行われ、②現場実習は法律事務所において6時間×5日間×2週間(=60時間)の間、担当弁護士教員が行う依頼者との打合せ業務、法律相談業務などに同席するほか、事案検討のための資料検索や情報収集業務の体験、陳述書の起案など文書作成の体験、他の弁護士業務の参観などを行う。その間、担当弁護士教員は、依頼者との打合せなど法律家としてのコミュニケーションを実習させる部分を中心とし、さらに文書起案の指導・添削なども含め、およそ20時間の直接指導を担当するほか、当該法律事務所における学生の実習全体について監督し、これらを総合して成績評価を行う。以上の教室(事前指導)及び現場における実習のほかに、実習期間前後の学習として、①事前指導後の「法曹倫理」の復習的学習及び③実習報告書の作成(そのための準備を含む。)に30時間を要し、全体として90時間の学修が必要である。これは、大学設置基準第21条第2項第2号により2単位の科目となるものである。

他方、演習科目である「刑事模擬裁判」は、平成22年度には、検察官経験教員が7コマ、弁護士教員が5コマ、派遣裁判官教員が3コマの授業を担当し、全体で15コマの授業が行われている(《別添資料 平成22年度『授業科目シラバス集』「刑事模擬裁判」修正配布版》)。教室で公判前整理手続及び公判手続の模擬手続学修を行うためには、扱われる事案の検討、立証計画、尋問内容の検討など教室外の学修を、教室授業と同程度の時間行う必要があるから、全体で90時間の学修を要する科目であり、同基準第21条第2項第1号により2単位の科目となる。

休講は、原則として行わないことを研究科として申し合わせており、やむを得ない事情により休講する場合には、補講の実施を義務付けている。休講・補講等に関する情報は、掲示板に掲載するほか、ウェブ授業情報掲示板に速やかに掲載することにより、学生に支障が生じないように配慮している。《資料1 補講届様式》《資料2 平成22年度の休講・補講状況》

《資料1 補講届様式》

平成 年 月 日	
学務委員長 殿	
補 講 届	
科目名 _____	教員名 _____
上記科目につき、下記日程での補講を届け出いたします。	
休講日・時限	→ 補講日・時限
備考	

《資料2 平成22年度の休講・補講状況》

前期開講科目			後期開講科目		
科 目	休講数	補講数	科 目	休講数	補講数
憲法1	2	2	基礎行政法	2	2
行政法	2	1 *	公法演習2	2	2
民法1	2	2	憲法2	2	1 *
民法5	1	1	基礎民法4		1
民法特論	2	2	基礎商法2		1
基礎刑法特論1	1	1	基礎民事訴訟法	1	1
企業法務	2	2	基礎刑法2	2	2
実践労働法	1	1	基礎刑事訴訟法	2	2
独占禁止法	1	1	刑法2		1 **
国際私法	1	1	民事実務基礎2		1
医事法	1	1	法哲学	1	1
少年法	1	1	ジェンダーと法	2	2
			土地・住宅法	1	1
			国際私法基礎	2	2
			倒産法	1	1

- * インテンシブ科目の休講の回数は、 $\alpha \cdot \beta$ それぞれのクラスを分けて算定している。また、「行政法」及び「憲法2」は、 $\alpha \cdot \beta$ 合同で補講を行ったため、休講の回数と補講の回数とが一致しない。
- ** 授業担当教員が研究科長の職にあるため、その職務により授業時間が90分に満たなかった数回分の補充として補講を1回行った。

2 特長及び課題等

(1) 特長

本研究科の教育内容の第一の特長は、2年次を中心として、本研究科が養成の主眼とする市民法務法曹にとって重要な法分野であるとともに、展開・先端的法分野の学習の基盤となる法律基本科目の教育において、基本の重視を徹底していることである。法科大学院の学生は、ややもすると、実務法曹が扱う最先端の法律知識に関心を奪われ、あるいは直面する司法試験の答案作成方法にのみ関心を向けることがあるかもしれない。しかし、本研究科では、双方向的・多方向的な授業方法のメリットを活かすことのできる少人数クラスにおいて、学生の興味と集中力を失わせることがないよう内容を工夫することによって、各法分野の考え方の基本まで遡った内容を学生に習得させることができている。様々な学力レベルの学生が混在しているにもかかわらず、学生授業アンケート等において授業内容への不満が述べられることが少ないのは、個別の論点に関する授業が行われているだけではなく、そのような授業の中で基本的な考え方を学ぶ機会が得られていることによるものと思われる。

教育内容の第二の特長は、実習型実務科目「エクスターンシップ」を全学生必修の科目として開講していることである。これは、千葉県弁護士会の全面的協力によって実現できていることであるが、法曹倫理や民事実務の基礎を実体験することができる貴重な機会であると同時に、学生の現場指向性と学習意欲を高める効果がある。

第三に、ようやく平成22年から開講された科目ではあるが、既存の法令の解釈にとどまらず、立法技術に関する授業科目「政策形成と法」を開講している点も、教育内容の特長である。

(2) 課題等

他方で、小規模校であるために、学生の多様な学習ニーズに応えることができないことがあれば、好ましくない。生活者の需要が強い法務サービスに関連する科目や、文書作成能力などの実務的能力の向上に役立つ科目などを補強ないし増設することが、今後求められている。

また、訴訟実務に関する科目としては、通常の民事訴訟及び刑事訴訟のほかに、行政訴訟などを対象とした科目の開設も、今後の課題である。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

基準3-1-1に係る状況

入学定員が40名（2年コース：25名、3年コース：15名）である本研究科においては、コース別の入学者のばらつきが年度ごとにみられたとしても、各年次の学生数は最大で50名以下であり、各科目の受講者数も、おおむねこの数字を最大値とする。このことは、平成22年度開講科目の履修登録者数からも明らかである。《資料1 平成22年度開講科目の履修登録者数》

法律基本科目（ただし、入学定員が15名である3年次コース学生を対象とする1年次配当科目、並びに2年次以上に配当され発展的内容を扱う特論科目及び報告・レポート・起案等を内容とする演習科目は除く。）については、原則として双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うために、上記40名の一学年を2クラスに分けて、1クラス20名の少人数授業を行っている（このような2クラス化を行っている科目を「インテンシブ科目」と名づけている。また、現在インテンシブ化されていない授業科目についても、インテンシブ化を目指している。）。このほかに、法律実務基礎科目の最も基本である「民事実務基礎1」及び「刑事実務基礎」も2クラスを開講しており、法理論と実務の架橋を行う最重要科目においては、20名規模の授業が標準となっている。

なお、法律実務基礎科目として重要な「法曹倫理」は2クラス開講ではなく、3年生全員を1クラスとしているが、学生定員が40名（平成22年度の3年生までは50名）であり、双方向的又は多方向的な授業の実施に問題はない。同様に、必修の法律実務基礎科目「エクスターンシップ」においては、1法律事務所当たりおおむね2人の学生を割り振って実習をさせている。現場の事件の取扱いについて細かい配慮を要する同科目においては、教室よりも更に少人数で教育を行うこととし、授業科目の性質に即した教育規模を設定している。

他方、必ずしも双方向的又は多方向的な教育方法を採らない基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目においては、履修登録者数は様々であるが、前記のとおり50名程度が最大である。

このように、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、少人数による密度の高い教育を行うため適切な授業規模を維持している。

【解釈指針3-1-1-1】

ところで、授業参加学生数は、学年当たり学生数のほかに、再履修者等の学生数によっても影響を受ける。この点で、本研究科において履修登録科目の単位を修得することができず、再履修することとなる学生の数は、いずれの科目においても数名程度であり、密度の高い教育を阻害するおそれはない。《資料1 平成22年度開講科目の履修登録者数》

【解釈指針3-1-1-2（1）】

また、本研究科においては、他専攻・他研究科の学生及び科目等履修生の科目履修を認めておらず、これらの学生による授業参加者数の増加もない。【解釈指針3-1-1-2(2)】 【解釈指針3-1-1-3】

なお、既に当該科目を履修した高学年の学生が、復習のために授業を聴講することを、その申出に基づいて授業担当教員が裁量により認めることがある。この場合においても、聴講者の人数を、正規履修者への双方向的・多方向的授業の実施を妨げることのない数に限定していることはもちろんである。

《資料1 平成22年度開講科目の履修登録者数（全科目）》

() 内は、再履修者数で、内数である。

区分	授業科目	履修者数	
		αクラス	βクラス
法律基本 科目	基礎憲法1	18	
	基礎憲法2	18	
	基礎行政法	18	
	基礎公法特論	18	
	憲法1	18	18
	憲法2	18	17
	行政法	18	18
	行政救済法特論1	20	
	公法演習1	44	
	公法演習2	15	
	基礎民法1	18	
	基礎民法2	18	
	基礎民法3	18	
	基礎民法4	18	
	基礎商法1	19 (1)	
	基礎商法2	18	
	基礎商法特論	18	
	基礎民事訴訟法	18	
	民法1	18	19 (1)
	民法2	18	18
	民法3	18	17
	民法4	24	24
	民法5	48	
	民法特論	32	
	会社法1	18	18
	会社法2	19 (1)	17
	民事訴訟法1	23 (5)	19 (1)
	民事訴訟法2	35	
	基礎刑法1	18	
	基礎刑法2	18	

	基礎刑法特論 1	18	
	基礎刑法特論 2	0 *	
	基礎刑事訴訟法	18	
	刑法 1	19 (2)	20 (1)
	刑法 2	18	17
	刑事訴訟法	18 (1)	19
	刑事訴訟法特論	13	
	基礎法律学演習	18	
	裁判法	18	
基礎法律 実務科目	法情報検索演習	40	
	民事実務基礎 1	18	18
	民事実務基礎 2	35	
	刑事実務基礎	18	18 (1)
	法曹倫理	48	
	エクスターンシップ	48	
	刑事模擬裁判	29	
	企業法務	20	
	刑事法総合演習	23	23
	法律実務総合演習	17	
基礎法学 ・ 隣接科目	法社会学	5	
	法哲学	15	
	日本法制史	32	
	英米法	17	
	法律英語	1	
	政治学	43	
	社会制度論	3	
展開・ 先端科目	労働法基礎	10	
	環境法	28	
	倒産法	6	
	土地・住宅法	11	
	独占禁止法基礎	9	
	知的財産法 1	5	
	知的財産法 2	5	
	国際法	7	
	国際私法基礎	13	
	法医学	40	
	医事法	41	
	精神医学と法	20	
	租税法	23	
	犯罪者処遇法	14	
	少年法	35	
ジェンダーと法	21		

	実践労働法	9
	独占禁止法	7
	国際私法	9
	民事執行法	42
	政策形成と法	7
研究・論文	自主研究・論文作成	1

* 選択必修科目第3群の4科目のうち3科目が前期に開講され、1年生のすべてが当該3科目の履修を登録していたため、後期に開講された「基礎刑法特論2」については、同科目群の履修登録単位数の上限が6単位であることとの関係から、履修登録者がいなかった。

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

「基準 3-1-1 に係る状況」において前述したとおり、1年次に配置された法律基本科目の履修者数は、3年コースの入学定員が15名であることから、年度による入学者の増減を考慮しても、たかだか20名を上限とする。2年次以降に配置される法律基本科目（特論科目及び演習科目を除く。）においては、原則として、1学年の学生を2クラスに分けて授業を行うインテンシブ科目として開講しているため、1クラス当たりの学生数は20名が標準であり、年度による入学者の増減を考慮しても、たかだか25名を上限とする。その他の特論科目及び演習科目についても、平成22年度においては、同時に授業を行う学生数は最大で48名であり、平均すれば19.94名である。《資料1 平成22年度開講科目の履修登録者数（25人以上の科目）》

このように、法律基本科目について同時に授業を行う学生数はインテンシブ科目においては20人、それ以外の科目においては40人を標準としており、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことができている。

[【解釈指針 3-1-2-1】は、該当なし。]

《資料1 平成22年度開講の法律基本科目の履修登録者数（25人以上の科目）》

授業科目	履修登録者数
民法5	48
公法演習1	44
民事訴訟法2	35
民法特論	32

《参考資料1 平成23年度開講の法律基本科目の履修登録者数（25人以上の科目）》

授業科目	履修登録者数
民事訴訟法2	47
民法4	33
民法5	33
公法演習1	30
会社法2（βクラス）	28
会社法2（αクラス）	27
刑事訴訟法（βクラス）	26
民法1（αクラス）	25
民法2（αクラス）	25
会社法1（αクラス）	25
民事訴訟法1（βクラス）	25
刑法2（βクラス）	25

なお、民事訴訟法2、会社法2及び刑法2の授業科目については後期授業科目であるため、履修登録者数は登録見込者数である。

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 適切な教育方法

本研究科は、特に2年次（一部は3年次）に主要七法分野の科目のほとんどを必修科目として配置し、各法分野において法曹として一般に必要なとされる水準及び範囲の基本的な法知識を修得させ、実務への架橋教育の基礎を強化する教育を行っている。【解釈指針3-2-1-1】

これらの科目においては、判例又は設例を多数掲載した教材（市販のものを利用する場合と、教員の自作による場合とがある。）を学生に持たせた上で、双方向的及び多方向的の授業方法により、判例の意図、学説の根底にある考え方及び新規事例の解決のためにそれらを適用する方法についてその場で考察・発言させて、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力、その他の法曹として必要な能力を育成することを目指している。各科目における具体的な教材の選択、判例分析の分量・方法等の決定は授業担当教員の判断に委ねているが、双方向的・多方向的方法を用いることを含む上述の考え方については、すべての教員が認識を共有し、適切に実施し、また、継続的に改善できるような措置を講じている（具体的には、「基準5-1-1に係る状況」参照）。【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-4】

同様の双方向的・多方向的の授業方法は、法律実務基礎科目の中心的科目（「民事実務基礎1」、「民事実務基礎2」、「刑事実務基礎」及び「法曹倫理」）においても採用し、特に「民事実務基礎1」及び「刑事実務基礎」はインテンシブ科目として開講して、学生を実務家教員の厳しい問い掛けに曝しているため、前記の各能力を訓練する効果は大きい（《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』87～90頁》）。

さらに、各年次に開講される演習科目においても、まず割り当てられた判例事案（1年次「基礎法律学演習」の場合）又は出題された事例問題（その他の演習科目の場合）について履修者自らが考え、アウトプットし、これに続いて教員及び他の学生との双方向的・多方向的の検討を行う方法が用いられており、その目指すところは上記インテンシブ科目におけると同じである（《前掲『シラバス集』81～82頁、20～22頁、99～101頁》）。

これに対して、双方向的又は多方向的の授業方法が必ずしも適当でない授業科目においては、各科目の特徴に合わせた授業方法が用いられている。その一が法学未修者を対象とする1年次科目における講義形式の採用、その二が「エクスターンシップ」等の現場実習

型の授業、その三が隣接分野の科目における講義形式の採用である。これらの科目においても、質疑応答や討論を用いることが可能、有益な場合には、担当教員の判断によりそのような方法を用いることとしているが、形式的に双方向的・多方向的方法を採用するのではなく、教育効果の観点から十分な検討を行うよう担当教員に求めている。また、基礎法学科目や展開・先端科目についても、科目の性質に合わせて講義形式、双方向的・多方向的授業方法など様々の授業方法から適切なものを担当教員に選択させるとともに、教材提示の方法を含めて、教育効果について十分に配慮することを求めている。【解釈指針3-2-1-3】 【解釈指針3-2-1-4】

各科目における教材の選定について、担当教員の判断に委ねつつも、教育方法に関する基本的考え方について教員が認識を共有している点は、主要七法分野の授業科目について前述したことと同様である。

(1) - 2 現場実習科目における特段の配慮

法律事務所等において依頼者・相談者と直接対面して実習を行う授業科目「エクスターンシップ」においては、関連法令の遵守、秘密保護の徹底など、教育方法に特段の配慮を要する。

本研究科では、同科目を「法曹倫理」履修直後に実施するとともに、これらの点について学生の規範意識を呼び覚ますために、本研究科専任教員(エクスターンシップ担当教員)による実習前の事前指導の実施、「法科大学院生教育研究賠償責任保険」への加入の義務化のほか、受入先の弁護士が要請する場合には学生に守秘義務の遵守に関する誓約書を提出させるなどの措置を講じるとともに、受入先弁護士においても、実習の際に(事件受任者としての責任において)学生を指導・監督し、法令違反・法曹倫理違反が発生しないよう必要な措置を採っている。《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』93～94頁「エクスターンシップ」》《資料1 平成23年度「エクスターンシップ」受入れ先一覧》《別添資料「エクスターンシップに伴う守秘義務に関する協定書」》《別添資料「秘密保持に関する誓約書様式」》《別添資料「エクスターンシップ実施要領」》

さらに、万一重大な違反行為により被害が発生した場合には、前記の保険により損害を賠償するほか、当該学生に対して退学を含む処分がなされ得ることは、当然である。《別添資料 案内パンフレット「法科大学院生教育研究賠償責任保険」》【解釈指針3-2-1-5(1)】

他方、厳格な成績評価の観点からは、本研究科専任教員の2人をエクスターンシップ担当教員として、前記の事前オリエンテーションを行うほか、受入先弁護士と連絡をとり、共同して成績評価を行う方式を採用している。【解釈指針3-2-1-5(2)】

なお、エクスターンシップによって学生が法律事務所に派遣される期間は2週間程度であり、当該学生が当該事務所のため労働を提供するものではなく、当該学生が受入れ先から報酬を受け取ることはない。

《資料1 平成23年度「エクスターンシップ」受入れ先一覧》

受入れ弁護士	法律事務所	所在地
内海 文志	千葉第一法律事務所	千葉市中央区
梅村 陽一郎	弁護士法人リバーシティ法律事務所	市川市
大石 聡子	船橋第一法律事務所	船橋市
大家 浩明	京葉まちかど法律事務所	船橋市
大槻 厚志	県民合同法律事務所	千葉市中央区

小倉 純夫	わかば法律事務所	松戸市
金城 未来彦	プライム法律事務所	千葉市中央区
佐藤 ひさし	弁護士法人すばる法律事務所	千葉市中央区
真田 範行	真田綜合法律事務所	千葉市中央区
澤田 仁史	澤田綜合法律事務所	千葉市中央区
島田 直樹	佐野綜合法律事務所	千葉市中央区
常岡 久寿雄	たすく法律事務所	千葉市中央区
鶴見 泰	真田綜合法律事務所	千葉市中央区
徳永 幸生	徳永法律事務所	船橋市
拝師 徳彦	千葉マリン法律事務所	千葉市中央区
橋本 拓朗	弁護士法人リバーシティ法律事務所	市川市
長谷川 康博	長谷川法律事務所	千葉市中央区

(2) 学生に対する授業情報の周知

学生の計画的学習に必要な、1年間の授業計画については、毎年度開始時に配布される『履修案内』に授業の方法、履修登録、履修支援、成績評価・単位認定等の履修上の共通事項を説明する中で、十分な情報が学生に提供されている。また、同時に配付される『授業科目シラバス集』において、すべての授業科目について統一的な様式により、成績評価の基準と方法について周知している。(《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』》)。

さらに、前期及び後期の各セメスターの開始直前に行われるオリエンテーションにおいて、各授業科目担当教員から口頭で説明を行い、上記資料に追加する情報を提供するほか、学生の質問を受け付け、必要な情報が十分に周知されるよう配慮している(《別添資料 平成23年度前期オリエンテーション日程表》)。すなわち、基本実定法科目についてはおおむね平常点(出席・発言状況)及び小テスト・レポートを30%、中間試験を30%、学期末試験を40%の比率で成績評価に反映させること、その他の科目についてはおおむね学期末試験が60%、その他が40%とすることが定められている(《資料2 成績評価に関する細則 第3条第1号》)ところ、シラバスでは「成績評価」の項目において、これに準拠した成績評価の基準と方法が具体的に明記されている。さらに、「平常点」の内容が出席状況と授業内における発言状況・内容を総合したものである趣旨がシラバス上に明示されている科目について、その趣旨を明確に学生に伝えるため、平成22年度には、ウェブ授業情報ページの当該科目のページにその旨の説明を掲載した(《資料3 ウェブ授業情報ページにおける説明例(「刑法2」)》)。なお、平成23年度には、多くの科目でシラバスの記載を修正し、改善している。

授業期間内には、上記各情報に関する追加・変更その他の情報を、学生自習室前に文書で掲示するとともに、随時インターネット上のウェブ授業情報ページに迅速に掲載する方法により周知している(《資料4 ウェブ授業情報ページ(例)》)。**【解釈指針3-2-1-6(3)ほか】**

さらに、法分野ごとに期待される到達目標を示すために、ウェブ授業情報ページから法科大学院コア・カリキュラム調査研究班の「『法科大学院共通的到達目標モデル』(「コア・カリキュラム」)の第二次案修正案」を閲覧できるようリンクを張り、同目標の周知を図っている(《資料4 ウェブ授業情報ページ(例)》「関係ページへのリンク」第4項目)。**【解釈指針3-2-1-1】**

《資料2 成績評価に関する細則(平成16年4月1日制定、平成21年7月改

正) (抄) 》

第3条 成績評価の評価項目とそのウエイトは、次のとおりとする。

- 一 基本実定法科目については、おおむね、平常点（出席・発言状況）及び小テスト・レポートを30%、中間試験を30%、学期末試験を40%とし、その他の科目については、おおむね、学期末試験を60%、その他を40%とする。ただし、科目の性質によって、また受講者数が少ない場合は、この限りでない。
- 二 単位の修得のためには、少なくとも8割の出席を要するものとする。なお、「千葉大学における授業の公欠に関する取扱いについて（平成20年3月14日 教育研究評議会申合せ）」に基づく公欠（以下「公欠」という。）であっても、その他の欠席と合わせて4割を超えたときは、単位の修得は認めない。
- 三 エクスターンシップを理由とする欠席は、公欠とする。

《資料3 ウェブ授業情報ページにおける説明例（「刑法2」）》

刑法2

【成績評価基準の明確化について】

『授業シラバス集』に記載されている本科目の成績評価基準は、さらに敷衍すると次のとおりですので、お知らせします。これは、『シラバス集』の記載が科目によって種々であるので、科目ごとにより明確に示した方がよい、という教授会の判断にしたがったものです。

- 討論における発言（30%）... 出席回数、質問に適切に答えられた回数、議論に有益な自主的発言の回数の三者を総合して評価
- 中間試験（30%）... 中間試験を100点満点で採点し、これに0.3を乗じた数値
- 学期末試験の成績（40%）... 学期末試験を100点満点で採点し、これに0.4を乗じた数値

《資料4 ウェブ授業情報ページ（例）（平成23年3月時点）》

授業情報の編集 - Opera

ニュース掲示板

表題	内容
[New] 新年度オリエンテーションの実施について	平成23年度のオリエンテーションは、予定どおり4月1日(金)及び4月4日(月)に行います。全員、必ず出席してください。 最新版のオリエンテーション次第は、このページから閲覧できるようにリンクを張る予定です。 平成23年度前期授業も、基本的には4月5日(火)から開始する予定です。詳細は、オリエンテーション等で説明します。

ニュース・アーカイブへ

TKCデータベースへの接続

LLJデータベースへの接続

DI-Law.comデータベースへの接続
(自習室から 自宅などから)

関係ページへのリンク

- 千葉大学 Moodle(専門法務研究科)
- 新司法試験合格責任試験(2008年10月4日)記録(PDFファイル)
- 新司法試験合格責任試験(2009年10月4日)記録(大学図書館サイト公開)
- [法科大学院+カリキュラム調査研究]グループのページ
- 千葉地方検察庁ホームページ(教育実習へのリンクあり)

授業情報

赤色は、最近2日間に更新されたもの、
緑色は、最近4日間に更新されたものです。

基礎憲法1	憲法1	法社会学
基礎憲法2	憲法2	法哲学
基礎行政法	行政法	実務法
基礎民法特論	民法1	日本法初史
基礎民法1	民法2	法律意識
基礎民法2	民法3	民法学
基礎民法3	民法4	法社会学
基礎民法4	民法5	社会制度論
基礎商法1	会社法1	労働法基礎
基礎商法2	会社法2	実務労働法
基礎商法特論	民事訴訟法1	禁止禁止法
基礎民事訴訟法	民事訴訟法2	禁止禁止法基礎
基礎刑法1	刑法1	知的財産法1
基礎刑法2	刑法2	知的財産法2
基礎刑法特論1	刑事訴訟法	国際法
基礎刑法特論2	行政法経済法特論1	国際法
基礎刑事訴訟法	行政法経済法特論2	国際私法基礎
基礎法律学演習 総論	民法特論	情報法
	刑事訴訟法特論	ジェンダーと法
	民法演習1	土地・位置法
	民法演習2	消費法
学生支援委員	法情報検索演習	環境法
	民事実務基礎1	法医学
	民事実務基礎2	医事法
	刑事実務基礎	精神医学と法
	企業法務	風俗法
	法曹倫理	政策形成と法
	エクスタネンシブ	民事執行法
	法律実務総合演習	倒産法
	刑事法総合演習	犯罪学総論
	刑事法発展	少年法

終了生向け

法曹会

クラスのページ

赤色は、最近2日間に更新されたもの、
緑色は、最近4日間に更新されたものです。

3年次		2年次		1年次	
Aクラス	Cクラス	Eクラス	Hクラス	Kクラス	
Bクラス	Dクラス	Fクラス	Iクラス	Lクラス	
		Gクラス	Jクラス	Mクラス	

教員のオフィスマワー

各教員(五十音順)のオフィスマワー(学生諸君との面会のため研究室で待機している時間)は、次のとおりです(平成22年度後期7 semester版)。
なお、休職期間中は、オフィスマワーを実施しません。
赤色は、最近2日間に更新されたもの、
緑色は、最近4日間に更新されたものです。

教員	曜日	時限	教員	曜日	時限
青木 浩子	火	3	坂本 忠久	金	2
石井 康哉	木	3	菅原 宏紀	月	昼休み
岩出 誠	木 1限		西田 龍行	金	6
	メール予約		嶋津 祐	月	2
遠藤 美光	水	3	鈴木 康夫	木	6
小笠野 晶二	火	3	田中 空論	火	5
金子 敬明			林 隆一	月	3
山野辺 光子	水 11:00~12:30	(前週金曜まで) (助手室に予約)	半田 直道	火	3,4
北村 賢哉	研修中		藤井 俊夫	火	3
木村 拓雄	火	4	藤澤 康	月	2
金原 薫子	金	4	滝澤 光記	金	3
原田 誠	月	6	松工 拓記	木	5
後藤 弘子	火	5	森田 博志	月	4
			安村 勉	火	5

[個別科目ページにおける掲載事項の例]

刑法2

【次回の授業について】

10月22日の授業では、 α クラスは設問2-6、 β クラスは設問2-6及び2-7を扱った後に、「第3回 名誉毀損、信用毀損、業務妨害」を扱います。資料集にしたがって、予習をしておいてください。

〈ここに資料3の内容が表示される。〉

担当教員・林の連絡先 …… (メールアドレス)

(3) 授業時間外学習への対応

法科大学院における教育は、教室における15回(1単位科目においては8回)の授業において必要な内容を尽くすことは不可能であり、学生が自主的に事前事後の学習を行う必要がある。学生がこれを効果的に行うことができるようにするため、本研究科では次のような方策を採っている。

①授業時間割における授業の規則的な配置 例えばインテンシブ科目の授業は原則として2・4限に配置し、その前後に予習・復習の時間を確保できるようにするなど、学生の自習時間に配慮して授業時間割を作成している。ただし、非常勤講師の担当する授業科目がその時間帯に開講される場合など、徹底できないこともある。【解釈指針3-2-1-6(1)】

②オフィスアワーの設定、クラス担任制度の実施 個別の学生の学習を支援するため、授業科目ごとの相談を受け付けるためのオフィスアワーを毎週90分以上設定しているほか(《別添資料 平成23年度『履修案内』10頁「2 履修支援体制」》、《別添資料 平成23年度授業担当教員一覧》)、学習全般に関する相談を受け付けるため、クラス担任制度を実施している(《前掲『履修案内』10頁「3 クラス担任制度」》)。

③適切な教科書・補助教材の使用 授業科目ごとに、年度始めに学生に配付する『授業科目シラバス集』の「教材等」欄において、授業の中で使用する教科書、教材が指定されているほか、教室外での利用も念頭に置いて、参考書等の推薦がなされている(《前掲『シラバス集』》)。教員が私製の教材・資料を配付する場合を含め、使用する教材類の内容は、当該授業科目の達成目標の観点から適切なものを担当教員がその責任において選択しているが、その適否については、教員間の相互評価(シラバス集の記載を見て不適切と判断されるものがあれば説明及び修正を求めることができるほか、私製教材については、助手室に常備されているほか、相互授業参観の際にも閲覧することができる。)及び学生からの評価(授業評価アンケートにおいて、匿名で自由な評価を記載することができるほか、数値による評価項目として教材の適否に関する項目が設けられている。)に曝されることにより、適切さが確保される仕組みが作られている(《別添資料 (期末) 授業評価アンケート質問項目表》)。【解釈指針3-2-1-6(2)】

④シラバス集及びウェブ授業情報ページによる詳細な情報提供 (2)に記載したとおり、『授業科目シラバス集』とウェブ授業情報ページによって、予習範囲の指示や復習のための補足説明など詳細な情報の提供、授業では直接取り上げることのできない事項についての参考文献の紹介などが行われているとともに、「『法科大学院共通的到達目標モデル』(「コア・カリキュラム」)」をつねに参照できるよう設定している。【解釈指針3-2-1-6(3)及び(4)】

なお、情報技術に習熟していないなど、教員の中にはウェブ授業情報ページを活用できていないものもある。また、教材を大容量の電子ファイルとして学生に提供する教員は、必ずしも多くない。その当否を含めて、様々な可能性を検討する必要がある。

⑤法情報データベース等の利用資格の提供 オンライン型の判例・文献情報データベース3種類を自習室及び学外（自宅等）で利用できるよう、アカウントを取得して学生に提供しており、活用されている。

⑥小テスト等による学生の学習状況の把握 学生の事前・事後学習についての的確な指導を行うため、小テストなど、学生の理解度をチェックするための措置を講ずる科目が多い。

⑦学生自習室など、自習のための設備の整備 授業時間外の自習を効果的に行うことができるように、本研究科学生専用の自習室を設け、休日を含め24時間の利用を可能にしている。自習室には在学生全員分の座席を用意し、情報コンセントを通してインターネットに接続し、データベース等にアクセスできるとともに、座席は1年間の固定席とし、仕切り板を設けて集中的学習に取り組むことができるよう配慮している（本研究科の施設については、「基準10-1-1に係る状況」参照）。

法情報の収集の便宜を図るために、学生自習室に隣接して法科大学院図書室及び情報検索室を設置し、これも24時間の利用に供している。《別添資料 平成23年度『履修案内』15頁、54頁》

他方、授業外における自主ゼミ等のディスカッションの場としては、上記情報検索室のほか、そのすぐ上階にあるリフレッシュルームにホワイトボードを設置し、自由な利用を認めている。また、本研究科が専用する教室群について、授業に利用しない時間帯においては、あらかじめ届け出させた上で自主ゼミ等の場として利用を認めている（《別添資料 教室利用予約用紙（ある週の利用例）》）。【解釈指針3-2-1-6（5）】

⑧集中講義の不実施 本研究科では、集中講義は実施していない。ただし、「エクスターンシップ」は、法律事務所という現場における実習科目であるため、7月から9月までの時期のうち2週間（その時期は、受入れ法律事務所ごとに異なる。）に集中して実施されているが、科目の性質上も教育効果の面からも、それが望ましい方式であると考えている。「刑事模擬裁判」についても同様である（《前掲『シラバス集』》93～96頁）。《別添資料 平成22年度「授業科目シラバス集」》 【解釈指針3-2-1-7】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本研究科では、学生の授業時間外の予習・復習時間を十分に確保し、密度の高い授業を行うことができるように、履修登録単位数上限制度を採用しており、その上限単位数は、1年次が36単位（平成21年度以前入学者）又は42単位（平成22年度以降入学者）、2年次が36単位、3年次が44単位である（千葉大学大学院専門法務研究科規程第7条《別添資料 平成23年度『履修案内』34頁》）。

学年ごとに上記のように定めた趣旨は、次のとおりである。

1年次については、平成21年度入学者までは、36単位を履修登録単位数の上限と定めていたが、平成22年のカリキュラム改正により、法学未修者や法学の基礎的学力に問題のある学生のための導入的・補習的科目として開講した選択必修科目第3群4科目のうち3科目6単位を必ず履修すべきものとしたため、36単位にこの6単位を加えた42単位が、現在の上限数となっている（選択必修科目第3群の各科目の内容については、「基準2-1-5に係る状況」参照）。ただし、総履修登録単位数が42単位以内であっても、選択必修科目第3群の全科目を履修することは許されず、そのことは研究科規程の別表中の「履修方法」に規定されている（《別添資料 平成23年度『履修案内』37頁「研究科規程別表」、12～13頁「履修単位表」》）。したがって、同科目群は6単位までしか履修することができず、履修登録単位数の上乗せ部分も当該6単位に限定される。【解釈指針3-3-1-1（1）】

2年次については、双方向的・多方向的な教育方法を用いるインテンシブ科目を多数履修しなければならない年次であることから、授業時間外の予習・復習時間を十分に確保する観点から、36単位を上限としている。

3年次においては、2年次の上記科目の履修により獲得した、比較的単純な事案への法適用能力を更に発展させ、これを実務に架橋する教育が行われるとともに、展開的・先端的法分野について幅広い学習を可能にする必要があることから、36単位に更に8単位を上乗せして、44単位までの履修登録を可能としている。【解釈指針3-3-1-2】

年次ごとの履修登録単位数の上限に関する上記の規定について、例外を定める規定は存在しない。したがって、不可の評価がなされた科目について再履修する場合も、また、他大学院の授業科目を履修しようとする者も、上記の上限数以内でなければ履修することはできない（平成23年度には、この趣旨を明確にするため、同年度『履修案内』に「なお、この制度〔履修登録単位数上限制度〕の趣旨から、上限単位数には再履修科目の単位数も当然に含まれます。」という文章を追加する掲示をウェブ授業情報で行った。《資料1 平成23年度『履修案内』訂正掲示》）。原級留置となった者は、原則として原級に配当された科目を再度履修する必要があるが、上級に配当された科目を履修することは許されないから、特段の措置を講ずるまでもなく、上限超過の問題を生じない。【解釈指針3-3-1-3】 また、3年コース入学者については1年次必修科目である「法情報検索演習」は、2年コース入学者については2年次の必修科目としているため、2年次の履修登録単位数の上限に関して「履修免除の対象とならない」1年次配当科目としての特例的措置は行っていない。【解釈指針3-3-1-1（2）】

さらに、本研究科では長期履修制度を採用していないため、それに対応した規定などは

置いていない。【解釈指針3-3-1-4】

《資料1 平成23年度『履修案内』訂正揭示》

② 8頁「5 履修登録・単位上限制度（3）」第2段落末尾に以下の文章を追加。
『なお、この制度の趣旨から、上限単位数には再履修科目の単位数も当然に含まれます。』

2 特長及び課題等

(1) 特長

本研究科の教育方法の特長は、第一に、「インテンシブ科目」（一学年 40 人の学生を 20 人 2 クラスに分けて授業を実施する科目）という制度による少人数教育の実現である。2 年次必修の法律基本科目の全科目と法律実務基礎科目のうち「民事実務基礎 1」及び「刑事実務基礎」を原則としてインテンシブ科目として開講して、双方向的・多方向的な授業方法の特性を活かせるよう設計している。

第二に、学生の自習環境として、休日を含め 24 時間の利用が可能な自習室を整備していることである。そこでは、学生ごとの固定座席を設けるとともに、自習室に隣接して図書室、情報検索室を置き、自習室の座席又は情報検索室から各種データベースを利用できる環境を整えている。

(2) 課題等

重要科目のインテンシブ化がもつ教育効果にかんがみると、現在インテンシブ化が実現していない授業科目について、なるべく早期にインテンシブ化を図る必要がある。

また、教員から学生に教材・資料を提供する方法として、情報技術を更に活用して、教室外学習の支援がより懇切になされることが望ましい。予習範囲の指示、復習事項の指摘などの情報を学生に伝達するために設けられた「ウェブ授業情報ページ」は、比較的多くの教員に利用されているが、教材を電子ファイルの形で学生に提供する教員は、必ずしも多くない。千葉大学では「moodle（ムードル）」などそのための授業情報システムを用意しているが、利用方法に習熟することが必要なため、一部の教員が利用しているにとどまる。今後、様々な可能性を検討したい。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 科目ごとの達成度の適切な設定

本研究科では、積み上げ型の学修により理論と実務の架橋を行い、実務法曹として必要な様々な能力を修得させるカリキュラムを構築しているところ、各授業科目についてもそのカリキュラムとの関係を意識しつつ達成度を設定し、これをシラバス中の「科目のねらい」で学生に明示している（《別添資料 平成23年度『授業科目シラバス集』》）。その記述はしばしば、当該科目が対象とする法分野において必ず修得すべき論点をやや抽象化して説明するにとどめざるを得ないが、その具体的内容は、シラバス上の、当該科目の各回の詳細な授業内容の記述によって敷衍され、より明確に設定・提示されている。そして、その内容が法科大学院の各年次における教育内容として適切なものといえるかについては、「基準2-1-1に係る状況」で説明したように「『法科大学院共通的到達目標モデル』（「コア・カリキュラム」）」との対応関係を検証する形で点検を行っているところである。【解釈指針4-1-1-1】

(2) 成績評価基準の設定と周知

各授業科目の成績評価基準については、「秀」、「優」など各評価の比率などに関する形式的基準と、当該科目が目指す達成度に対応した評価を行うための実質的基準の双方が問題となる。

まず形式的基準については、研究科設置と同時に定めた「成績評価に関する細則」第7条において、受講者のおおむね上位5%が「秀」、それに次ぐおおむね15%が「優」となるように評価すべきことを定めており（《資料1 成績評価に関する細則第7条》）、「秀」、「優」及び「良」の各評価間の限界は、相対評価としている。他方、「良」、「可」及び「不可」の各評価間の限界は、平常点、中間試験、学期末試験などの各評価を集計した結果をそのまま総合評価としており、絶対評価を行っている。特に「不可」の評価は、学生の学修状況が期待された達成度に達していないという絶対的な基準によりなされる

べきである、という理由に基づいている。これらの基準については、『履修案内』への掲載（《別添資料 平成23年度『履修案内』》11～12頁「第6 成績評価・単位認定等」、40頁「成績評価に関する細則（抄）」）、学内掲示板への掲示及びオリエンテーション等での説明により学生に周知されており（《資料6 「期末試験等の実施及び成績評価について」》）、さらに、これらの基準の遵守は、すべての科目の成績評価表が教授会に提出され、その場で一科目ずつ点検されることにより、厳重に担保されている。なお、受講者数が少数であるなどの事情によって、上記の基準により得ない場合については、例外を認めている（同細則第7条ただし書）。《資料9 平成22年度必修科目成績分布データ》【解釈指針4-1-1-2、4-1-1-3（3）】

そのほか、単位を履修するための要件として授業への出席が少なくとも8割以上であることを定め、これを厳格に適用するため、特定の事由に基づく「公欠」についても、厳密な規定を設けている（《資料1 成績評価に関する細則第3条第2項、第3項》《『履修案内』39頁「千葉大学における授業の公欠に関する取扱いについて」》）。

他方、成績評価の実質的基準の適切さについては、例えば試験問題、答案と成績評価の関係を他の教員がチェックするなど直接的な形で担保することは行っていないが、各科目の授業教材、試験問題、答案その他の資料がすべて保管されており、研究科の自己評価・教育改善委員会のチェックを受けることができる体制が作られていること、学生ごと・授業科目ごとの成績評価の統計的チェック（相関検定及び主成分分析）を行い、その結果が教育方法研究会（FD活動。「基準5-1-1に係る状況」（2）③参照）で公開されることにより、研究科全体で設定した到達目標の達成度から逸脱して成績評価がなされた場合にはこれが自ずと炙り出されるようなチェック体制を設けることによって、間接的に担保されている。【解釈指針4-1-1-3（2）】

また、複数の教員が担当する科目においては、各担当教員の採点結果を集計して成績評価を行うのが一般的であるが、採点の段階から各担当教員が話し合って適正な評価を行う工夫を行っている科目（「民事実務基礎1」など）もある。

（3）成績評価結果の学生への告知

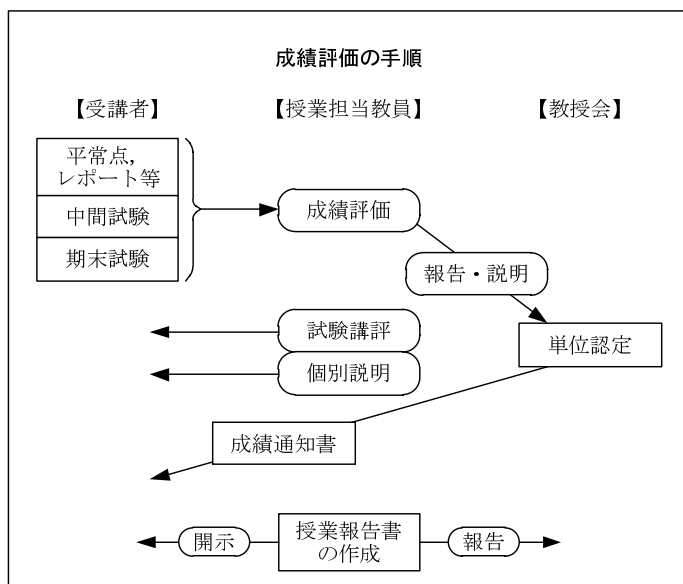
学期末試験の成績は、必修科目においては、試験終了後に問題解説・講評の期間が設定されており、講評の際に採点基準及び成績分布に関するデータが担当教員から学生に示される。その他の科目については、ウェブ授業情報ページ等を利用して、成績評価の方法、成績分布等が説明されている（《資料1 成績評価に関する細則第9条》）。平成20年度から必修科目について実施している中間試験については、必ずしも問題解説・講評期間は定められていないが、当該授業科目の授業の際に、又はウェブ授業情報ページを利用して、採点基準及び成績分布の説明がなされている。

また、学生の総合的な成績評価結果を告知するため、各セメスターに開講された授業科目の成績が確定した後に、2年生及び3年生に対し、当該セメスターの必修科目の評点及びその平均点が、その学年の学生全体の中でどのような位置にあるかを示した表を作成し、学生に交付している。【解釈指針4-1-1-4】

授業科目の最終成績評価について、学生ごとの評価の通知は、当該科目が開講されたセメスター終了後の早い時期に成績一覧表を交付することによって行われる。また、科目履修者全体の成績比率等の情報は、授業担当教員が授業科目ごとに作成する学生評価・自己点検報告書の中に必ず記載すべきものとされており、これが一定期間、学生の縦覧に供されていることにより、学生に情報提供がなされることが保証されている。同報告書の公表以前に、ウェブ授業情報ページに成績比率を公表する教員もある。成績評価の理由について学生から説明を求められたときは、授業担当教員は、その理由を開示するものとされて

いる（《資料1 成績評価に関する細則第10条》）。【解釈指針4-1-1-3、4-1-1-4】

なお、以上の成績評価の手順を図示すると、右図のようになる。



（4）期末試験等の実施

本研究科では、演習科目及び実習科目を除き、学期末試験を実施しており、必修の法律基本科目については、別途、中間試験を実施している。いずれの試験も所定の試験期間中に行っており、科目履修状況による学生間の不公平が生じることがないように配慮している

学期末試験の期間は、授業期間の終了から一定期間を置いた9月初旬及び2月中・下旬に設定し、学生が科目全体に亘って復習を行う時間を確保している。ただし、平成22年度から、セメスターの前半で完結する1単位科目など、夏季休暇中に復習期間を確保する必要が低いと思われる科目については、夏季休暇直前にも1～2日間の試験期間を設けることとした（《資料7 平成22年度後期期末試験時間割》《資料8 平成22年度後期期末試験講評日程》）。

中間試験は、学生に自己の学習到達レベルを自覚させるとともに、一定の水準に達していない学生に警告を発して奮起の機会を与えることを目的として、平成20年度から実施しており、平成21年度から授業日程に中間試験期間を設け、その期間内に実施している。平成19年度までは、学期末試験において成績の劣った学生に対して再試験を実施していたが、本試験から再試験までの短期間に修得できるものは僅かであることから、より早期の発見・警告を行うことにより、学生の自発的学習を促進しようとしたものである。中間試験制度の開始に合わせて、再試験はすべての科目について廃止した。

他方、追試験については、一定の事由がある学生について、許可願に基づいて厳格に実施している（《資料2 追試験実施に関する申合せ》）。【解釈指針4-1-1-5】

学期末試験及び中間試験が、追試験を含めて公平に行われるようにするために、試験問題及び採点方法の双方について、次のような配慮をしている。

まず試験問題については、同一分野の複数科目間又は同一科目の異なる試験間（年度を異にする場合を含む。）で同一又は酷似する設問、事例が用いられないことがないように、厳格なルールを設定している。これは、先行する試験の問題を知り得た学生に対し、不当に有利な評価が行われることになりかねないことから、厳格かつ公平な成績評価の観点から好ましくないという理由に基づいている（《資料3 「今後の教育改善にかかるガイドライン」教育改善委員会・平成20年4月4日（抄）》、《資料4 「教育改善案」教育改善委員会・平成21年4月8日（抄）》、《資料5 「教育改善案」教育改善委員会・平成21年10月7日（抄）》。いずれも直後の教授会で承認済み）。

また、採点方法については、公平性等を確保するために、答案用紙を匿名化している。すなわち、平成18年度からは氏名の記載欄を削った答案用紙を、平成21年度からは学生証番号を含む個人識別情報を一切記載しない答案用紙（用紙番号を印刷した答案用紙を用い、その付票に氏名、学生証番号を記載させた上で切り離して答案とは別に回収し、連結表として管理するもの）を利用している。《別添資料 「学期末試験、成績評価に係る変

更事項》》《別添資料 匿名答案用紙》

《資料1 成績評価に関する細則（平成16年4月1日制定、平成21年7月改正）（抄）》

第3条 成績評価の評価項目とそのウエイトは、次のとおりとする。

一 基本実定法科目については、おおむね、平常点（出席・発言状況）及び小テスト・レポートを30%、中間試験を30%、学期末試験を40%とし、その他の科目については、おおむね、学期末試験を60%、その他を40%とする。ただし、科目の性質によって、また受講者数が少ない場合は、この限りでない。

二 単位の修得のためには、少なくとも8割の出席を要するものとする。なお、「千葉大学における授業の公欠に関する取扱いについて（平成20年3月14日 教育研究評議会申合せ）」に基づく公欠（以下「公欠」という。）であっても、その他の欠席と合わせて4割を超えたときは、単位の修得は認めない。

三 エクスターンシップを理由とする欠席は、公欠とする。

第7条 受講者のおおむね上位5%が「秀」、それに次ぐおおむね15%が「優」となるように評価する。ただし、受講者数が少ない科目にあっては、この限りでない。

第9条 学期末試験については、試験実施後、解説をし、成績分布を公表するものとする。

第10条 成績評価については、受講者の求めに応じて、理由を開示するものとする。

《資料2 追試験実施に関する申合せ（抄）》

1. 千葉大学専門法務研究科規程第10条第3項に基づき、追試験の受験を希望する者は、「追試験受験許可願」を提出し、研究科長の許可を得なければならない。

2. 追試験の実施を申請できる者は、次に掲げる者に限る。

- 1) 忌引の者
- 2) 病気・入院等の診断書を提出できる者
- 3) 列車事故等で遅延時分が記載された遅延証明書を提出できる者
- 4) その他、特段の事情のある者で、証明書を添付できる者

3. 「追試験受験許可願」は、当該事情の判明した後、速やかに、当該事情を証明する書類を添付して提出するものとする。

4. 追試験の成績評価は、原則として80点以下とする。

《資料3 「今後の教育改善にかかるガイドライン」教育改善委員会・平成20年4月4日（抄）》

2 試験問題の出題に際しての留意点

試験問題の出題に際しては、本試験、再試験及び追試験において同一の問題を使用してはならない。また、配当年次が異なる別個の授業科目の本試験、再試験及び追試験との間においても同一の問題を使用してはならない。

(平成22年7月28日教授会において承認。平成17年9月14日の臨時教授会で承認された『追試験について』および『追試験実施要領』は廃止する。)

《資料4 「教育改善案」教育改善委員会・平成21年4月8日(抄)》

4. 学内試験問題の作成に関する留意点

中間試験及び期末試験の問題作成にあたっては、多様な問題に対する法的思考力を判定する必要があるとの観点から、同一または酷似する問題、同一または酷似する事例に関する問題を作成することがないように、注意すること。

《資料5 「教育改善案」教育改善委員会・平成21年10月7日(抄)》

2. 試験問題に関する留意点

試験問題として、前年度と同一または酷似する内容のものを用いないこと。平成19年度法科大学院認証評価の過程で指摘された点であり、厳に注意すること。

《資料6 「期末試験等の実施及び成績評価について」》

[学生への配布資料]

《資料7 平成22年度後期期末試験時間割》

	学年	2月17日(木)	2月18日(金)	2月21日(月)	2月22日(火)	2月23日(水)
1 (8:50 ~10:20)	1	法哲学				
	2					
	3					
2 (10:30 ~12:00)	1	基礎民法4		基礎憲法2	基礎行政法	基礎商法2
	2	労働法基礎	憲法2	知的財産法2	会社法2	民事訴訟法2
	3			刑事訴訟法特論		土地・住宅法
3 (12:50 ~14:20)	1					
	2			国際私法基礎	行政救済法特論1	民事実務基礎2
	3		精神医学と法			
4 (14:30 ~16:00)	1	基礎刑法2		基礎刑事訴訟法	基礎民事訴訟法	
	2	倒産法	刑法2			
	3				ジェンダーと法	
5 (16:10 ~17:40)	1					基礎民法2
	2		租税法	独占禁止法基礎	民法3	刑事実務基礎
	3	政策形成と法				

《資料8 平成22年度後期期末試験講評日程》

	学年	3月2日(水)	3月3日(木)	3月4日(金)
1 (8:50~)	1	基礎民法2		基礎行政法
	2	刑事実務基礎 (9:20~10:20)		

10:20)	3			
2 (10:30～ 12:00)	1	基礎商法2	基礎民事訴訟法	基礎民法4
	2	民事訴訟法2	民法3	憲法2
	3			
3 (12:50～ 14:20)	1	基礎憲法2		
	2		倒産法	行政救済法特論1
	3			
4 (14:30～ 16:00)	1		基礎刑法2	基礎刑事訴訟法
	2	刑法2	会社法2	国際私法基礎
	3			
5 (16:10～ 17:40)	1		基礎刑事訴訟法	
	2			
	3			
6 (17:50～ 19:20)	1			
	2			
	3			

《資料9 平成22年度必修科目成績分布データ》

授業科目	成績評価分布(%)					合計
	秀	優	良	可	不可	
基礎憲法1	0.00	22.22	66.67	11.11	0.00	100
基礎憲法2	0.00	22.22	61.11	16.67	0.00	100
基礎行政法	5.56	16.67	55.56	22.22	0.00	100
基礎民法1	5.56	16.67	61.11	16.67	0.00	100
基礎民法2	5.56	22.22	50.00	22.22	0.00	100
基礎民法3	5.56	11.11	55.56	27.78	0.00	100
基礎民法4	0.00	22.22	66.67	11.11	0.00	100
基礎商法1	5.26	21.05	52.63	21.05	0.00	100
基礎商法2	0.00	22.22	50.00	27.78	0.00	100
基礎民事訴訟法	5.56	16.67	38.89	38.89	0.00	100
基礎刑法1	5.56	16.67	50.00	27.78	0.00	100
基礎刑法2	5.56	16.67	27.78	16.67	33.33	100
基礎刑事訴訟法	0.00	5.56	27.78	38.89	27.78	100
法情報検索演習	5.26	13.16	60.53	21.05	0.00	100
憲法1	6.06	12.12	78.79	0.00	3.03	100
憲法2	6.25	15.63	78.13	0.00	0.00	100
行政法	0.00	24.24	42.42	30.30	3.03	100
民法1	6.06	15.15	39.39	30.30	9.09	100
民法2	0.00	21.21	66.67	9.09	3.03	100
民法3	6.25	15.63	62.50	15.63	0.00	100
会社法1	0.00	12.12	45.45	39.39	3.03	100
会社法2	3.13	18.75	25.00	31.25	21.88	100

民事訴訟法 1	6.06	18.18	45.45	24.24	6.06	100
民事訴訟法 2	6.25	15.63	50.00	28.13	0.00	100
刑法 1	0.00	24.24	57.58	15.15	3.03	100
刑法 2	6.25	18.75	34.38	37.50	3.13	100
刑事訴訟法	0.00	21.21	42.42	27.27	9.09	100
刑事実務基礎	3.13	15.63	62.50	18.75	0.00	100
民事実務基礎 1	6.06	15.15	51.52	24.24	3.03	100
民法 4	0.00	12.50	60.42	27.08	0.00	100
民法 5	4.17	20.83	39.58	35.42	0.00	100
法曹倫理	0.00	16.67	56.25	27.08	0.00	100
エクスターンシップ	0.00	20.83	79.17	0.00	0.00	100

基準 4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

（1）「進級基準等に関する細則」

法理論教育を基礎的理解から具体的適用へと積み上げ、更に実務的能力を養成していくというプロセスを履むことが、社会の必要に応えることができる法曹の養成のため必要であると考え、本研究科は、学修の成果が一定水準に達しない学生には次学年に進級することを認めないとする「進級バリア制」を採用している。

この制度を定める「進級基準等に関する細則」第2条によると、1年次から2年次への進級が認められる要件は、1年次終了時において、単位未修得の1年次必修科目が4科目8単位未満であることであり、2年次から3年次への進級が認められる要件は、1年次配当の必修科目の単位をすべて修得していること、及び単位未修得の2年次必修科目が4科目8単位未満であることである（《資料1 進級基準等に関する細則第2条》）。実定法の基本的構造を理解し、基本法律科目の学修を深化させる基盤的能力（これを「教科書等を単独で読みこなす能力」という具体的な形で表現することもある。《別添資料 平成23年度『履修案内』4頁「カリキュラムの全体像」図》参照）を身に付けることを教育の目標とする1年次においては、「基礎〇〇法」と名づけられた基本法律科目13科目26単位を必修科目として開講しており、これらのうち単位を修得できない科目が4科目8単位以上ある場合には、当該法分野の実定法の基本的構造理解が不十分であるばかりでなく、法的思考力について重大な問題があることが懸念され、法分野の学修を深化させる2年次の教育を受けとめる基盤的能力が身に付いたとはいえないと考えられる。これに対して、単位を修得できない科目が3科目又は7単位以下である場合には、苦手科目が公法、民法あるいは刑事法の分野に集中していたり、行政法、訴訟法などの技術的色彩の強い分野の学修が十分でないなど、必ずしも全分野についての法的思考能力がすべて劣っているとまでいえない場合もあり得る。1年次には成績が振るわなかったが、2年次から3年次に進むにしたがって能力を開花させた、いわゆる晩生の学生も存在する。そこで、これらの学生については、2年次に進学させて、得意な分野については深化した学修を認めるとともに、苦手な分野については（再履修科目はもちろんのこと、既に単位を修得した科目であっても学生が希望する場合には）1年次科目を再度履修又は聴講させることにより、全体としての能力向上を目指すことが有益であると判断し、上記のような制度を設けたものである。なお、再履修科目をもつ学生については、学修の進行につきクラス担任が注意を払うこととして、上記趣旨の実現を図ることが、前記細則第4条（なお、原級留置学生については、第5条）の趣旨とするところである（《資料1 進級基準等に関する細則第4条、第5条》）。

「比較的単純な事案への法適用能力」を身に付けることを目標とする2年次においては、法律基本科目13科目26単位のほかに「民事実務基礎1」及び「刑事実務基礎」の法律実務基礎科目2科目4単位を必修科目とし、法律要件と具体的事実の関係を意識し、具体的事案に法を適用する能力を身に付けるための教育を行っている。そこで、（その前提として1年次配当の必修科目についてはすべての単位を修得した上で）そのような必修科目について、4科目8単位というバリアを設けている。この数字の趣旨は、1年次から2年次への進級について前述したところと同様である。

原級留置学生は、単位を修得することができなかつた科目のみならず、全分野についての理解が不十分であり、法的思考力について重大な問題があることが懸念されることから、原則として原学年に配当された科目を再度履修しなければならない（《別添資料 平成23年度『履修案内』12頁「5 進級認定③」》）。ただし、成績が劣った法分野の学修に精力を集中させる必要もあるため、「良」以上の良好な成績を得た科目については再履修の義務付けを解いている（同「進級認定③」）が、その科目・分野についても自主的な復習を継続するよう、クラス担任教員が指導することとしている。

さらに、同一の学年に2年を超えて在学することとなった者、すなわち同一学年に2回以上原級留置となった者については、教授会の議を経て、研究科長が退学を勧告することができるものとしている（《資料1 進級基準等に関する細則第6条》）。ここでも、学生の適性、意欲その他の事情を把握し、適切な指導をすることができるよう、クラス担任教員による対応を重視している。なお、平成21年度の退学者1名は、1回目の原級留置が実質的に確定した3月の時点で、クラス担任教員と相談の上、自主的に退学したものであり、クラス担任制度が学生の判断を支援する上で有効に機能した例である。

以上の諸点については、「履修案内」とオリエンテーションにおける説明によって、学生に周知している。《別添資料 平成23年度『履修案内』12頁「5 進級認定」》【解釈指針4-1-2-1】

《資料1 「進級基準等に関する細則」（平成16年4月1日制定）》

第1条 この細則は、千葉大学大学院専門法務研究科規程第11条に基づき、進級基準等に関し必要な事項を定める。

第2条 1年次終了時に、1年次に履修すべき必修科目のうち4科目8単位以上を修得していない場合には、2年次に進級できない。

2 2年次終了時に、1年次に履修すべき必修科目の単位を修得していない場合又は2年次に履修すべき必修科目のうち4科目8単位以上を修得していない場合には、3年次に進級できない。

第3条 科目担当教員は、「不可」の成績評価をするおそれのある学生に対して注意を喚起し、適切な履修指導を行うとともに、当該状況をクラス担当教員及び学務担当教員に報告するものとする。

2 科目担当教員は、「不可」の成績評価を行う場合には、クラス担当教員及び学務担当教員に通知するとともに、教授会に報告するものとする。

第4条 進級要件を満たさないおそれがある学生に対しては、クラス担当教員は、科目担当教員及び学務担当教員と協力して、当該学生に対する履修指導を強化するものとする。

第5条 原級にとどまった学生に対しては、新旧クラス担当教員は、学務担当教員及び関係科目担当教員と協力して適切な履修指導を行うものとする。

第6条 同一学年に2年を超えて在学し、又は在学することとなる学生に対しては、研究科長は、教授会の議を経て、退学を勧告することができる。

（2）同細則の適用状況

最近の必修単位未修得者数の状況は《資料2 平成22年度における必修単位未修得者数》のとおりであり、前記細則が適用されて原級留置となった学生は、平成16年の本研究科設置以来、平成22年度までのところ、存在しない（なお、休学に伴い原級留置となった者はいる。）。これは、少人数で行われる双方向的・多方向的授業が（予習・復習について、また他学生の前で応答することの緊張感などから）学力の十分でない学生にとつ

では相当な負担となり、自主的に休学、退学する者が一定数存在すること、クラス担任制度の下で教員に相談しやすい環境を作り、そのような自主的判断をサポートしていることが、その原因であると考えている。《資料3 平成19～22年度における事由別休学・退学者数》

《資料2 平成22年度における必修単位未修得者数》

(1) 未修得単位数別

未修得単位数	1年次	2年次
4	3	2
3	0	0
2	5	11
1	0	0

(2) 科目別

年次	授業科目	不可の評価を受けた者の数
1	基礎刑法2	6
	基礎刑事訴訟法	5
2	民法1	2
	会社法2	8
	民事訴訟法1	1
	刑法2	2
	刑事訴訟法	2

《資料3 平成19～22年度における事由別休学・退学者数》

(1) 休学者数

事由	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
健康上の理由		1		
家庭の事情	2			
経済的事情	1			1
進路再考	1	2		1

(2) 退学者数

事由	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経済上の理由	2			
進路変更		1	2	1
旧司法試験合格	1			

(3) GPA制度

本研究科では、進級要件・修了要件としてGPAの値を設定するなどの措置を講じていない。その理由は、次のとおりである。

千葉大学では、全学的にはGPAの利用を推奨し、教務電算システムにおいてもGPAを自動的に計算して成績通知書に印字している。しかしながら、本研究科が設置以来実施してきた成績評価基準は、「秀」の割合を5%、「優」を15%とするものであり、他の

法科大学院と比較してかなり厳格な基準となっている。そこで、本来は「優」の評価を受けてしかるべきであるが15%基準により「良」とせざるを得ない場合には「良上」の評価を付し、GPAの算出に際しては2.5ポイントとして扱うなど、学習成果の実態により適合したGPA評価基準を採用することを模索したこともあるが、全学的な電算システムが対応できないため断念した。この状況では、相対評価によって実体よりも低い評価となる場合があるGPAの数値よりも、絶対評価が徹底している「可」と「不可」の限界の方が、進級基準の根拠として妥当であるといえる。今後、電算システムの改善などによって前記「良上」の評価などを付することができるようになったときは、改めてGPA制度の採用を検討したいと考えている（修了認定においてGDPを記載した資料を使用している点について、「基準4-2-1に係る状況」参照）。【解釈指針4-1-2-2】

以上のとおり、本研究科では進級バリア制を採用しているので、【解釈指針4-1-2-3】には該当しない。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10 単位
オ	基礎法学・隣接科目	4 単位
カ	展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 修了要件

本研究科では、3年以上の在学と100単位以上の単位修得を修了の要件としている(《別添資料 平成23年度『履修案内』36頁「千葉大学大学院専門法務研究科規程」第16条第1項》)。また、この要件の取扱いについては、(ア)他大学院等における科目履修、(イ)入学前の修得単位の認定、(ウ)法学既修者としての単位認定と在学年数の短縮(在学の擬制)の3点につき、研究科規程に定めを置き、さらに、その運用(特に認定基準)について平成22年4月定例教授会において基準を決定した(《資料1 平成22年度4月定例教授会(平成22年4月28日)議事要録(抜粋)》)。

すなわち、(ア)他大学院等(他の大学院又は千葉大学大学院の他の研究科)における科目履修については、研究科長の許可により認められ、そこで履修した授業科目の単位は、37単位を超えない範囲で、本研究科において修得したものとみなすことができる(《『履修案内』35頁・同規程第13条、26頁「千葉大学大学院学則」第29条第2項》)。37単位という数は、本研究科の修了要件である100単位が93単位を上回る部分(7単位)を、本来の認定単位数上限である30単位に加えて算出したものである。なお、これによる科目履修の希望は、これまで出されたことがない。

(イ)入学前に他大学院等で修得した単位の認定については、37単位を限度として、これを認めることができる(37単位のうち30単位を超える部分については、(ア)参照)(《『履修案内』35~36頁・同規程第15条、26頁・同学則第31条第1項、第3項》)。認定の具体的基準は、認定を受けようとする単位を修得した大学院が他の法科大学院における場合とそれ以外の場合を分け、前者については、本研究科の必修科目(「法情報検索演習」を除く。)の単位として認定することは認めない一方、それ以外の科目としての認定については、既修得科目の配当年次が本研究科における認定科目の配当年次よりも低くないことを条件として、認定科目の担当教員が既修得科目のシラバス、教材等から認定の可否を判断し、その意見に基づいて教授会が判断することとしている。これに対して、法科大学院以外の大学院で修得した単位については、本研究科の認定科目担当教員がシラバス、教材等から認定の可否を判断し、その意見に基づいて教授会が判断する。これまで、これによる単位認定は、3人の学生に関し合計3科目5単位について行っている。《資料2 既修得単位認定に係る最近の事例》

(ウ)法学既修者については、「法情報検索演習」を除く1年次の必修・基本法律科目13科目26単位と、1年次の導入的・補習的基本法律科目4科目のうち3科目6単位(「基礎公法特論」、「基礎商法特論」及び「基礎刑法特論1」)の、合計16科目32単位を一括して認定し、1年間在学したものとみなしている(《『履修案内』35頁・同規程第12条、27頁・同学則第35条の3》)(「基準4-3-1に係る状況」参照)。必修科目に係る26単位が、認定単位数上限である30単位の範囲内に設定されるものであり、導入的・補習的科目に係る6単位が、修了単位が93単位を上回る部分(ただし、1年次につき別に必修とされた6単位(基準2-1-5ただし書参照)に限る。)の範囲内で設定されるものである。【解釈指針4-2-1-1】

なお、修了要件としてGPA制度を効果的に活用できることが望ましいところであるが、「基準4-1-2に係る状況」(3)で説明したように、未だその導入の機が熟していない環境においては、科目ごとの厳格な成績評価に基づいた絶対評価(すなわち総履修単位数)による修了判定が適切であると考え、GPA制度を活用するに至っていない。ただし、その適切な活用方法を探るため、平成22年度には、進級・修了を判定する教授会において、GPAを用いた成績一覧表を参考資料として用いている(《資料3 平成22年度第2回教育方法研究会議事録(抜粋)》《資料4 平成22年度3月臨時教授会(平成23年3月9日)配布資料(抄)》)。【解釈指針4-2-1-2】

《資料1 平成22年度4月定例教授会(平成22年4月28日)議事要録(抜粋)》
(4) 既修得単位の認定について

I 他の法科大学院における既修得単位について

- ① 本研究科の必修科目に該当する科目については、それぞれの法科大学院で教育体系を異にするため、単位認定を認めない。ただし、法情報基礎科目については、シラバスを検討の上、原則として単位認定を認める。
- ② 必修科目以外の授業科目については、その配当年次が認定を希望する本研究科の授業科目の配当年次よりも低い場合は、単位認定を認めない。
配当年次が低くない場合は、当該授業科目の本研究科担当教員に意見を聞いた上で、単位認定を認めるかを判断する。

II 法科大学院以外の他の大学院における既修得単位について

認定を希望する本研究科の授業科目担当教員に意見を聞いた上で、単位認定を認めるかを判断する。

《資料2 既修得単位認定に係る最近の事例》

年 度	学 生	認定申請科目 ()内は、単位数	既修得科目 ()内は、単位数	認定の有無
平成18年度	A	憲法1(2)	公法学研究憲法研究(4)	否
平成22年度	B	環境法(2)	環境法研究I・II(各2) 自然保護法研究(2) 環境政策研究(2) 食料・農業・農村環境法(2) 比較環境法研究(1)・(2)(各2)	可
		国際法(2)	国際機構法(2) 国際法I・II(各2)	否
		英米法(2)	英米法研究I・II(各2)	否
		租税法(2)	租税法総論(2)	否
		法情報検索演習(1)	法律文献情報(1)	可

《資料3 平成22年度第2回教育方法研究会議事録(抜粋)》
(4) その他

④ G P A 制度の活用について

独立行政法人大学評価・学位授与機構が本年9月に改定した「法科大学院評価基準要綱」において、G P A 制度の効果的な活用が求められていることについて、積極・消極双方の意見が出されたうえで、今年度は、進級・修了を判定する教授会において参考資料として用いるという方針が承認された。

《資料4 平成22年度3月臨時教授会（平成23年3月9日）配布資料（抄）》

学生証番号	氏名	憲法1	憲法2	……	G P A
0XKDXXXX	A	79	82	…	2.94
0YKDYYYY	B	81	78	…	2.89
…KD……	…	…	…	…	……

(2) 科目区分ごとの修了要件

本研究科の修了には、科目区分ごとに公法系科目12単位、民事系科目32単位、刑事系科目12単位及び法律実務基礎科目11単位の必修科目、並びに基礎法学・隣接科目4単位及び展開・先端科目12単位の選択必修科目を履修することが必要である（《『履修案内』37～38頁「研究科規程別表」「履修方法」欄、12～13頁「6 修了認定」表》）。また、在学期間が2年間に短縮される2年コースの学生については、本研究科において公法系科目6単位、民事系科目14単位、刑事系科目6単位を履修することを必要としており、本基準（2）ただし書の基準も充たしている（《別添資料 平成23年度『履修案内』13頁「平成22年度以降の入学者（2年コース）」表》）。

(3) 法律基本科目以外の科目の履修

以上に説明したほか、本研究科を修了するためには、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を、合わせて34単位以上履修することが必要である（《『履修案内』38頁「研究科規程別表」「履修方法」欄》）。34単位という数は、修了単位数100単位の3分の1を超える数として設定し、本研究科における教育が徒に法律基本科目に偏ることがないように配慮したものである。

基準 4 - 2 - 2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準 2 - 1 - 5 のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準 4 - 2 - 2 に係る状況)

本研究科の修了単位数は、基準 2 - 1 - 5 のただし書に対応する選択必修科目第3群の6単位を含めて、100単位と定められている(《別添資料 平成23年度『履修案内』36頁「千葉大学大学院専門法務研究科規程」第16条第1項》)。

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

(基準4-3-1に係る状況)

本研究科の入学者選抜は、2年コース(法学既修者コース)と3年コース(法学未修者コース)を別個の競争単位として選抜試験を実施し(「基準6-1-5に係る状況」参照)、2年コースについては、(適性試験の成績が一定の得点以上であることを出願要件とした上で)憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の各分野から出題される短答式試験(マークシート式)、憲法、民法及び刑法の各分野から出題される論文式試験並びに口述試験によって選抜を行っている。《別添資料 平成23年度『学生募集要項』》

2年コースの入学者選抜に合格すること、すなわち法学既修者として認定することによって生ずる効果は、(3年コースへの入学と比較して)1年間在学したとみなされること、及び1年次に開講される必修科目等の単位を修得したものとみなされることの二点である(基準4-2-1(1)ウ)。単位が認定される科目は、具体的には、憲法(「基礎憲法1」及び「基礎憲法2」)、行政法(「基礎行政法」)、民法(「基礎民法1」、「基礎民法2」、「基礎民法3」及び「基礎民法4」)、商法(「基礎商法1」及び「基礎商法2」)、民事訴訟法(「基礎民事訴訟法」)、刑法(「基礎刑法1」及び「基礎刑法2」)及び刑事訴訟法(「基礎刑事訴訟法」)の7分野の必修科目13科目26単位、導入的・補習的科目としての「基礎公法特論」、「基礎商法特論」及び「基礎刑法特論1」3科目6単位の合計16科目32単位である(《別添資料 平成23年度『履修案内』5ページ「(3)必修科目の年次別・期別配当」①》)から、これらの授業科目によって達成することが目指されている各「実定法の基本構造の理解」及び「教科書等を単独で読みこなす能力」を備えているか否かを、前記の各試験で判定することができなければならない。

この点で、短答式試験は、前記7分野から3問ずつ、合計21問で構成するものであるところ、各分野における3問は当該分野内の全く異なる領域から出題することとしており、多くの分野では更に複数の小問を各問の中に設けて、難易度の低い問題と高い問題を混在させ当該分野における法の基本構造の理解を様々な視点から評価できるよう配慮している。問題作成に際しては、全分野の出題委員で構成する問題検討会が数回開催され、各分野の出題委員は以上の点について説明することが要求される。すなわち、難易度の低い問題については「この問題に正解できない者は、当該分野について基本的理解を欠くといわなければならない」、これが高い問題については「この問題に正解する者は、当該分野について一通りの理解を得ているといえる」といった説明をすることがよくみられることである。このように工夫された問題で一定水準の得点を取った志願者は、(これまで2年コースに入学した学生をみるところ)七法分野についてその基本構造を理解しているとともに、教科書等を単独で読みこなす能力を身に付けていると評価できる。《別添資料 平成23年度入学者選抜・法律科目試験・短答式問題冊子》

さらに、憲法、民法及び刑法について実施する論文式試験では、当該法分野の基本的知識、基本的論理力の有無を判断することを念頭に採点評価を行っており、これらの3分野が法律学全般の基盤をなしていることにかんがみると、法律学全体についての理解やセン

スをもっているかの判断をなすことができている。《別添資料 平成23年度入学者選抜・法律科目試験・論文式問題冊子》

以上の短答式試験及び論文式試験の問題は、前記の問題検討会において一問ずつ吟味され、特に本学法経学部の定期試験の問題等と重なることがないか、チェックしている。採点においても、短答式試験の採点はマークシート・リーダーとコンピュータの自動処理により機械的に行い、論文式試験では受験番号以外の個人識別情報が記載されることがない答案用紙を用いていることから、特定の志願者や本学出身者が有利に扱われるなど不公平を生ずるおそれはない。《別添資料 平成23年度入学者選抜・法律科目試験・答案用紙（短答式及び論文式）》【解釈指針4-3-1-4】

入学者選抜の開放性と多様性を確保する観点からも、七法分野の基礎的知識を問う問題を出題しているという点で、法学既修者としての認定を受けようとするすべての者に均等な機会を提供し、特定分野に偏らない評価を行っている。また、筆記試験の実施方法は、各年度の「学生募集要項」に明記する方法で、広く受験者に周知しており、過去に出題された問題についても、本研究科のホームページ上で公開している。《別添資料 平成23年度入学者選抜『学生募集要項』》《資料1 千葉大学大学院専門法務研究科ウェブページ「過去の入試問題公開ページ」》【解釈指針4-3-1-1】

既修者認定を受けた者、すなわち2年コース入学者は、前述のとおり、法律科目試験において出題される七法分野に対応した16科目の32単位を、一括して認定、履修免除される（「基準4-2-1に係る状況」（1）修了要件(ウ)参照）。3年コースにおいて1年次必修科目として開講している「法情報検索演習」については、様々な法分野ごとの法令・判例・文献に関する情報を調査・検索する法律実務リテラシーに関する科目であり、必ずしも法学部等で履修を終えたとはいえない内容であるので、入学試験の対象とはせず、2年コース入学者については2年次配当の必修科目として、その履修を求めている。《『履修案内』6頁「必修科目表」（注）2》【解釈指針4-3-1-2】【解釈指針4-3-1-3】

2年コース入学者について在学を擬制し、在学年数を短縮している期間が1年間であることは、同コースの入学者選抜試験で判断された能力、達成度に到達するために本研究科のカリキュラムが用意している教育内容が（3年コースの）1年次の1年間分であることから、適切である。【解釈指針4-3-1-6】

なお、これまで述べてきたことから明らかなように、本研究科では、既修者認定のために、本研究科以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮することはない。【解釈指針4-3-1-5】

《資料1 千葉大学大学院専門法務研究科ウェブページ「過去の入試問題公開ページ」》

平成18～22年度入試問題の公開について

平成18年度から22年度までの入学者選抜試験の筆記試験問題を公開します。次の試験名をクリックすると、ダウンロードすることができます。

	平成18年度 入学者選抜	平成19年度 入学者選抜	平成20年度 入学者選抜	平成21年度 入学者選抜	平成22年度 入学者選抜
2年コース 法律科目試験 問題	短答式試験	短答式試験	短答式試験	短答式試験	短答式試験
	論文式試験	論文式試験	論文式試験	論文式試験	論文式試験
3年コース 小論文試験問 題	小論文	小論文	小論文	小論文	小論文



試験問題は、PDFファイルとして提供しますので、内容を見るためには
 アcroバット・リーダーが必要です。
 左のマークをクリックすると、ア
 クロバット・リーダーの無料ダウンロ
 ード・ページに進みます。

試験問題は、無断転載を禁じます。提供するファイルは、印刷することはできますが、勉強、志望法科大学院の検討などのほかの利用はご遠慮ください。

(出典：<http://www.lawschool.chiba-u.jp/Exam2010.html>)

2 特長及び課題等

(1) 特長

本研究科では、適切かつ厳格な成績評価を行うため、様々な工夫を行っている。

すなわち、第一に、年次ごとの到達目標については、カリキュラム概念図の中において、科目ごとの到達目標については、各科目のシラバスの「科目のねらい」において、それぞれ図式化ないし文章化して明示することによって、担当教員と受講学生の双方がこれらを自覚した上で授業が進められている。さらに、その到達目標の適切さに関する検討作業は、あくまで主要科目のみについてはあるが、「『法科大学院共通の到達目標モデル』（「コア・カリキュラム）」との対応関係の検証（「基準2-1-1に係る状況」（1）-2参照）においても行われている。

第二に、適切かつ厳格な成績評価を制度化するために細則等の基準を整備し、その遵守を徹底するために、成績評価について教授会、教育方法研究会等における報告、説明の義務を教員に課して、相互にチェックする体制を構築している（「基準4-1-1に係る状況」（2）及び（3）参照）。

第三に、試験答案の公平な採点を可能にする匿名答案用紙など、適切かつ厳格な成績評価を行うためのツールを用意して、教員の利用に供している。

以上のほか、進級バリア制など進級・修了のための要件を適切に定めて、積上げ型教育が十分に機能するような制度を作って、司法試験、司法修習を経て実務法曹となることができる能力を有する学生を社会に送り出すことができるよう、努めている。

また、既修得単位の認定は限定的に行うこととしており、本研究科が独自の教育理念及び目標を掲げ、それに基づいたカリキュラムを設定して教育に当たっていることにかんがみて、必修科目については認定しないこととしている。

(2) 課題等

進級・修了判定の際にGPAを用いて、判定基準を明確化するとともに、他の法科大学院との間で判定基準の共通化を図ることは、法科大学院における教育（及びその成果）を透明化するために有益と思われるので、その活用のための方策を検討する必要があると考えている。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

法科大学院における教育の内容及び方法の改善・調整は、授業を担当する個々の教員が自発的に行うことに加え、(1)(同一法分野など)関係する教員のグループにおいて教育内容・方法を調整すること、(2)各教員の教育改善を促すための研修の機会を設けること、(3)研究科が改善のためのPDCAサイクルを動かすこと、といった研究科の組織的取組が必要である。以下では、本研究科において行われている改善のための方策を、上記の順に整理して説明する。【解釈指針5-1-1-4】

(1) 教員グループによる調整・検討

複数の教員が担当するオムニバス科目(「法情報検索演習」、「基礎法律学演習」など)や、対象範囲を分割した複数の科目がある(民法などの)基本的法律分野では、これらの教育を担当する教員が授業計画策定時及び授業開始前に、教育内容・方法について調整・検討を行うこととしている。そのような必要のある科目であって、非常勤教員が関わるもの(例えば、「民事実務基礎1」、「民事実務基礎2」、「刑事実務基礎」、「刑事模擬裁判」など)については、事前に担当教員全員を集めて調整を行ったり、そうでなくとも専任教員の中からコーディネーター教員(「基準2-1-6に係る状況」参照)を定めて、教育内容についても調整を行うこととしている。【解釈指針5-1-1-3(2)】

以上の調整・検討は、必要に応じて授業期間中にも行われる。これは、授業の内容を再調整するためというよりは、履修学生の能力、関心の傾向、教育方法のヒントなどについて情報を交換するために行われることが多い。(2)②に後述する「教育方法研究会」では、異分野の教員間でも、また、各学年の一般的傾向や個別学生の特徴について、率直な意見が交換されることが多く、教育の内容と方法の全般について、非常に前向きで忌憚のない議論がなされる場となっている。【解釈指針5-1-1-1】

他方、小規模校であるため同一科目を(競争講義又は別クラスを分担して担当する形で)複数の教員が担当することがないので、同一科目の授業内容を教員間で調整する必要は生じていない。

(2) 研修機会の設定

①司法研修所の研修又は実務的な研究会への参加 法科大学院協会の斡旋による司法研修所見学会は、研究者教員が実務上の知見を得る好個の機会であることから、研究科として(若手研究者教員を中心に)参加者を募り、参加させている。また、学内での実務家による講演会への参加の呼び掛け、学内で行われる実務的な研究会(本学法経学部所属教員及び千葉地区の裁判所、弁護士会その他の法曹関係者を中心に組織されている「千葉医事法研究会」、「千葉少年問題研究会」など)の開催通知による研修機会の提供も、行っている。《資料1 千葉大学内で開催された法実務関連研究会(平成22年度)》

なお、各教員が学内外における実務的な研究会、特に判例研究会等に積極的に参加することを通して、実務上の知見の確保に努めていることはもちろんである。【解釈指針5-1-1-3(1)前段】

②教育方法研究会等における研修 本研究科では、各セメスターに少なくとも1回、原則として5月と11月に「教育方法研究会」を開催し、専任教員全員が参加するとともに、本学法経学部の法律科目の兼任教員、学外の非常勤講師等に参加を要請してその参加を得ており、その中で極めて率直な、しかも相互に敬意を払った議論が展開されている。(《資料2 平成22年度第1回教育方法研究会関係記録》)。この研究会では、後述するルーチンとしての授業実施状況のフォローアップのほかに、教育方法についての研修を実施することがある(やや古いものであるが、期末試験問題の作成と採点の手法に関する研修を、専任教員2名を講師として、平成18年12月20日の教育方法研究会において実施した。)

また、外部有識者を招いて法科大学院の教育内容・方法に関する研修を、別途実施することがある。平成21年7月には、本研究科における教育経験を有する実務家等を招いて、法科大学院のカリキュラムに関するシンポジウム「ロースクール実務基礎教育方法に関するシンポジウム」を開催し、平成22年9月に本研究科の進むべき道について研究会を開催した。また、平成22年度には学長裁量経費の援助を得て、学部と法科大学院の連携カリキュラムの構想について資料収集と研究を行い、その一貫として、過去に本研究科に派遣裁判官として派遣された民事裁判官から、本研究科において授業を行った(すなわち本研究科学生を外部から見た)際の感想などを聴き、これを基に参加教員間で本研究科に適合した教育の内容及び方法について議論したところである。なお、この学長裁量経費は、法科大学院を設置する他大学の教育内容・方法に関する資料・情報収集のためにも用いられた。その詳細な分析は、平成23年度に設置された「将来構想委員会」において行う予定である。【解釈指針5-1-1-2(1)、(2)及び(3)】

《資料1 千葉大学内で開催された法実務関連研究会(平成22年度)》

A. 医事紛争研究会(千葉大学・千葉地方裁判所・千葉県弁護士会・千葉県医師会 共催)

第33回

日時 2010年9月16日

題目 医療をめぐる報道

報告者 川口恭(株式会社ロハスメディカル代表者)

題目 「医療紛争相談センター」の活動状況について

報告者 医療紛争相談センター 事務局

第34回

日時 2010年11月18日

題目 「ドイツの医療紛争と裁判外紛争解決手続(ADR)」

報告者 半田吉信(千葉大学大学院専門法務研究科教授)

第35回

日時 2011年2月17日

題目 「素因競合と割合的認定」

報告者 小賀野晶一(千葉大学大学院専門法務研究科教授)

B. 千葉少年問題研究会

第19回

日時 2010年5月13日

題目 「児童福祉施設の現状」

報告者 水鳥川洋子（前千葉県中央児童相談所長）

第20回

日時 2010年7月15日

題目 「発達障害の医学的見方」

報告者 杉本克生（千葉大学教育学部教授）

第21回

日時 2010年9月16日

題目 「児童自立支援施設における性教育の現状」

報告者 石澤方英（千葉県生実学校）

第22回

日時 2010年11月18日

題目 「最近のアメリカにおける非行少年への対応」

報告者 後藤弘子（千葉大学大学院専門法務研究科教授）

第23回

日時 2011年1月20日

題目 「薬物反復摂取のメカニズムと薬物乱用対策のあり方」

報告者 平井慎司（下総精神医療センター）

《資料2 平成22年度第1回教育方法研究会関係記録》

●開催通知

平成22年5月6日

専門法務研究科専任教員 各位

専門法務研究科 学務委員会

前期授業公開・教育方法研究会の開催について

今年度前期の授業参観期間は、5月10日（月）から21日（金）までの2週間となっております。期間中は、先生方が講義室後ろで授業を参観させていただくことがありますので、予めご了承くださいたくお知らせいたします。

また、少なくとも2つの授業をご参観いただき、コメントを5月25日（火）までに学務委員長 木村 宛（KIMURA@LE.CHIBA-U.AC.JP）にメールにてご送付くださるようお願い申し上げます。

さらに、授業評価アンケートに対するコメントや、今回の授業参観を受けて授業のあり方を考える「教育方法研究会」を下記の通り開催いたします。ご多用中とは存じますが、是非ともご参加ください。

今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

【教育方法研究会】

(1) 日時 平成22年5月26日（水） 15:30～17:30

(2) 場所 専門法務研究科 大会議室（総合校舎A号館5階）

以上

●議事録

学生の意見の内容とそれに対する対応策とを説明することとされている。また、期末アンケートの結果については、最終成績提出後に授業担当教員が作成する学生評価・自己点検報告書の中で結果の概要と対応策を記述することとされており、翌セメスターに開催される教育方法研究会で同報告書が一科目ずつチェックされる際に合わせて点検されるとともに、全科目の学生評価・自己点検報告書を一定期間、学生の縦覧に供している。《資料3 学生評価・自己点検報告書の記載項目》《別添資料 「授業担当教員によるコメント作成の依頼」（作成例を含む）》

②授業公開期間の設定と相互参観 各セメスターに2週間の授業公開期間を設定し、全専任教員に最低2科目の授業の参観と結果報告書の提出を義務付けている。さらに、この期間には、本研究科の兼任教員、非常勤講師及び千葉大学本部役員等の参観も認めている。これによって、教員が相互に教育方法に関する経験を共有しヒントを得ることができるほか、相互に問題点を発見する機会ともなっている。平成22年度からは、参観結果報告書の内容も教育方法研究会で報告されており、その場における議論を通じて、ソフトな（すなわち強制力をもたせない）形で授業改善に寄与している。【解釈指針5-1-1-2（1）】

③教育改善委員会 千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程第8条が定める教育改善委員会は、前記の学生評価・自己点検報告書や学生アンケートの結果を精査し、研究科における教育全般に関し、又は個別の授業科目若しくは教員に関して、必要と認める教育改善案を教授会に対して提案すべきこととされている。この提案に基づいて教授会が決定した教育改善策は、研究科長の責任において実施される。《資料4 千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程（抜粋）》《別添資料 平成22年度「教育改善案」》

また、教育改善委員会が提出した研究科の教育全般に関する改善案や、教育方法研究会で出された教育改善の提案については、学務委員会が細かく検討して、カリキュラムの改定その他、次のPDCAサイクルの計画段階の中で具体化していくこととなる（前図の点線の流れ）。

《資料3 学生評価・自己点検報告書の記載項目》

1. 開講時限，受講者数等
2. 受験者数，成績分布等
3. 科目のねらいと成績評価基準
4. 学生評価とそれに対するコメント
5. 中間アンケートの結果に対する対応
6. 授業改善の方向

《資料4 千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程（抜粋）》

（目的）

第1条 千葉大学大学院専門法務研究科（以下、本研究科という）は、教育水準の向上を図り、本研究科の目的及び社会的使命を達成するために、教育活動等の状況について自己点検・評価を行う。

（委員会）

第2条 前条の自己点検・評価は、教授会の議を経て設置する自己点検・評価委員会（以下、「委員会」という）が行う。

- 2 委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- 一 研究科長
 - 二 学務委員長
 - 三 第三者評価担当教員1名
 - 四 その他委員会が必要と認めた者
- 3 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。
 - 4 委員のうち1名は、実務家教員でなければならない。
 - 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(教育改善委員会)

第8条 委員会内に、次の各号に定める委員で構成する教育改善委員会を設置する。ただし、委員のうち少なくとも1名は、実務家教員でなければならない。

- 一 研究科長
 - 二 学務委員長
 - 三 第2条第2項第3号委員又は第4号委員から1名以上
- 2 教育改善委員会は、毎セメスターの成績報告後速やかに各教員から提出される授業科目毎の学生評価・自己点検報告書等を検査し、毎年4月及び10月の定例教授会に次の教育改善案を提出する。
- 一 一般教育改善案 本研究科における教育全般に関するもの
 - 二 個別教育改善案 個別の授業科目又は教員に関するもの
- 3 教授会は、前項各号の教育改善案を審議し、教育改善策（一般教育改善策及び個別教育改善策）を決定する。
 - 4 研究科長は、一般教育改善策を速やかに実施する。
 - 5 個別教育改善策において改善を求められた教員は、そのセメスターの終了時まで、研究科長に改善報告書を提出しなければならない。
 - 6 研究科長は、前項の改善報告書を教育改善委員会に提出し、その議を経て、必要な教育改善措置案を策定し、教授会に提出する。
 - 7 教授会は、前項の教育改善措置案を審議し、かつ関係する教員の意見を聞いたうえで、教育改善措置を決定することができる。
 - 8 研究科長は、前項の教育改善措置を実施しなければならない。
 - 9 前各項の規定にかかわらず、教育改善委員会は、緊急の必要があると認めたときは、セメスター期間中においても、教育改善措置案を教授会に提出することができる。この場合において、教授会は、当該教育改善措置案を直ちに審議し、かつ関係する教員の意見を聞いたうえで、教育改善措置を決定することができる。
 - 10 研究科長は、前項の教育改善措置を速やかに実施する。

最後に、実務家教員の教育技術等の向上策について説明する。

まず、専任教員である実務家教員は、本研究科設置前から本学法経学部その他における法学教育の経験を有している。また、みなし専任の実務家教員は、司法研修所教官、本研究科における非常勤講師その他の法学専門教育・研修担当の経験があることから、教育上の経験に不足するところはない。

他方、法律実務基礎科目などを担当する非常勤の実務家教員（弁護士教員）の中には、教育上の経験に乏しい者が含まれる可能性がある。しかし、これらの授業科目は複数の教員が分担する科目であり、担当教員相互（及び千葉県弁護士会）において研鑽・点検が行われているほか、専任の研究者教員がコーディネーター教員として授業担当実務家教員と

の連絡調整に当たっており、授業の内容や方法に関しても適切な助言等を行っている。また、学生授業評価アンケート、教員の自己点検（学生評価・自己点検報告書の作成）、教育方法研究会は、実務家教員の担当する授業科目も対象としており、同研究会は実務家教員にも開かれているので、授業改善の効果が期待できる。こうして、学生授業評価アンケートにおいては、実務家教員の授業に対する評価がむしろ高いという結果が出ている。【解釈指針5-1-1-3（1）後段】

2 特長及び課題等

(1) 特長

本研究科は、小規模であることから、教育内容等の改善等に際して、次の二つのメリットがあると考えられる。

その第一は、インテンシブ科目を含めて、一つの授業科目は同一の教員が担当していることから、当該授業科目の教育内容・方法、成績評価等を統一するための調整・改善を行う必要がないことである。「民事実務基礎1」や「刑事法総合演習」のように、複数教員が担当している授業科目についても、 $\alpha \cdot \beta$ の両クラスを同一の教員が担当しているため、この種の調整等の必要を生じない。このため、授業担当教員は、当該授業科目の受講生全体のレベルを見ながら、授業内容を適切なものに修正していくことに専念できている。

第二に、教員間の意思の疎通がスムーズに行われ、相互に信頼感が形成されていることである。授業参観、教育方法研究会における意見交換など、ピアレビューが成立し得ること自体が、法科大学院という目的性の強いプロジェクトを共同で実施していることから得られた、連帯感に基づくものと思われる。

(2) 課題等

特に顕在化している課題は存在しないが、同一科目（複数クラス）を別々の教員が分担する場合に比べて、教育内容・方法について相互研鑽し、改善を進める、という機会が得られないことは否めない。各教員が独善的な授業を進めることが生じないよう、組織的なチェック体制を構築してはいるが、更に相互研鑽の場を（授業参観、教育方法研究会などのほかにも）設けて、風通しの良い議論ができるようにしていく必要がある。

この課題に応えるため、本研究科における教育経験を有する実務家等を招いて、平成21年7月にカリキュラムに関するシンポジウム「ロースクール実務基礎教育方法に関するシンポジウム」を開催し、平成22年9月にも本研究科の進むべき道について研究会を開催したところであるが、平成23年度から新設された将来構想委員会を軸に、今後もそのような試みを続けていきたい。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本研究科は、「法を創造的に用いることのできる法曹人材」及び「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」の養成に教育の理念及び目標を置き（「基準1-1-1に係る状況」参照）、これを明示したアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）において、「首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となることを志す者」及び「高い知的能力を有するとともに、本研究科の上記目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命を感じる者」を学生として受け入れる方針を設定し、研究科パンフレット、学生募集要項、ホームページなどで公表している。そこでは、「すでに法学を学んだ者であるか否かを問わず」と記して、多様な人材を公平に受け入れることを宣言するとともに、出身大学、国籍などに何ら限定を付けることなく開放的な入学者選抜を実施しており、このことは出願資格の内容からも明らかである。《資料1 千葉大学大学院専門法務研究科入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）》《別添資料 大学院パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために（2010-2011）」1頁》《別添資料 平成23年度『学生募集要項』扉の裏面「募集の概要」、1頁「〔2年コース〕出願資格」、7頁「〔3年コース〕出願資格」》

また、これ以外の研究科の情報についても、パンフレット（ホームページから申し込むこともできる。）、ホームページ等において公表しており、特に毎年6月末に作成する「年次報告書」において、その時点における詳細な事実を記載し、公表している。これに記載される事項は解釈指針1-1-2-1-1に定める事項を網羅しており（掲載事項については、《資料2 千葉大学法科大学院年次報告書（平成22年6月）の記載項目》参照）、その公表時期も翌年度入学者選抜の出願時期の3ヶ月前であるから、入学志願者がこれを閲覧する機会が十分に保障されている（現在では、入試関係のウェブページから直接、年次報告書公開ページにリンクを張っている。《別添資料 ウェブページのプリントアウト「教育理念と概要」、「平成23年度入学者選抜の概要について」、「報告書などの公開について」》）。

さらに、毎年7月の第一日曜日に本学内で開催する本研究科の「法科大学院説明会」において、これらの方針を説明している（《別添資料 平成22年度千葉大学法科大学院説明会式日程表》）。【解釈指針6-1-1-1】

なお、千葉大学では、各学部・研究科の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を総覧できるよう、それぞれの部局が定めた入学者受入れ方針を共通の定型に整理したものを、ウェブページなどにおいて公表している。本研究科も、上記アドミッション・ポリシーを簡略化したものを作成し、これが《資料3 千葉大学大学院入学者受入れの方針〔専門職学位課程〕》として公表されている。

《資料1 千葉大学大学院専門法務研究科入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）》

千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院）は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成を目的とする。その人材とは、柔軟な法的思考能力を有し、知的能力の高さに加えて、社会正義の実現に貢献する気構えを持ち、弁護士として最先端の法分野で活躍する場合にも、また裁判官あるいは検察官として公に奉仕する立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家である。本研究科は、この理念を「生きている一人ひとりのために」とも表現する。

こうして、本研究科は、すでに法学を学んだ者であるか否かを問わず、次のような人材を学生として受け入れ、その教育によって社会に貢献したいと考える。

- 一 首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となることを志す者
- 二 高い知的能力を有するとともに、本研究科の上記目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命を感じる者

《資料2 千葉大学法科大学院年次報告書（平成22年6月）の記載項目》

1. 法科大学院の概要

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 所在地
- (4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

2. 教員組織

- (1) 教員数
- (2) 科目別の専任教員数

3. 学生数の状況

- (1) 収容定員及び在籍者数
- (2) 入学定員及び入学者数

4. 入学者選抜

- (1) アドミッション・ポリシー
- (2) 入学者選抜方法
- (3) 既修者の認定方法

5. 教育課程及び教育方法

- (1) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数
- (2) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数
- (3) 履修登録単位数の上限

6. 成績評価及び課程の修了

- (1) 成績評価の基準
- (2) 成績評価の基準にしたがった成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

7. 学費及び奨学金等の学生支援制度

- (1) 学費

(2) 奨学金等

8. 修了者の進路及び活動状況
改善を要する点の対応状況

《資料3 千葉大学大学院入学者受入れの方針〔専門職学位課程〕》

千葉大学大学院専門法務研究科入学者受入れの方針

1. 千葉大学大学院専門法務研究科の求める入学者

千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院）は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることができるとともに、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家の養成を目指しています。すでに法学を学んだ者であるか否かを問わず、この目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命を感じる人材の入学を求めています。

2. 入学者選抜の基本方針

千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院）は、法曹への適性と強い志を有する人材を選抜するため、法科大学院適性試験における一定水準の得点を出願要件とし、法学未修者コースでは小論文試験を、法学既修者コースでは法律科目試験をそれぞれ実施するとともに、両コースとも口述試験を課し、学習・活動実績や志望理由のほか、特に社会的問題に関する質疑を行うこととしており、これらにより志願者の能力と資質を総合的に評価します。

基準 6 - 1 - 2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6 - 1 - 2 に係る状況）

本研究科では、教員 2 名が入試委員（主任は教授とする。）として入試業務を担当している。さらに、入学者の受入れ方針と受入れ後の教育とに齟齬がないように、学務委員会（委員は教員 2 名を任命し、委員長は教授とする。）とも密接に連携し、業務を進めている。以上の各委員の具体的活動は、運営委員会（入試委員主任及び学務委員長は、職務上当然に運営委員会の委員となる。）、教授会の審議・決定を経て行われるものであり、終局的には教員と職員の全員参加により実施することとして、入学者の適性・能力等の評価方法の策定その他入学者受入れに係る業務を行うための責任ある体制を整備している。

基準 6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本研究科は、(1)法を創造的に用いることのできる法曹人材、及び(2)常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家の養成を目指して、(a)首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となることを志す者、及び(b)高い知的能力を有するとともに、本研究科の上記目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命感を感じる者を入学者として受け入れる方針を設定していることは、「基準 6-1-1 に係る状況」において前述したとおりである。本研究科では、以下のとおり、このアドミッション・ポリシーに照らして公平性及び開放性を確保しつつ、入学者選抜を実施している。

(1) 入学者の出身大学

本研究科の入学者選抜においては、特定の大学出身者が有利又は不利となるような出願要件の設定、試験問題の出題などを行っておらず、すべての大学の出身者に対して公平で開放的な選抜を行っている。アドミッション・ポリシーは上記(a)において「首都圏」という言葉を用いているが、出身地、出身大学が首都圏であることは全く要件としておらず、修了・法曹資格取得後も、首都圏で勤務することを求めている。現に、西日本を含む広い範囲の大学の出身者を受け入れ、弁護士としての勤務地も全国に広がっている。《資料 1 出身大学所在地（都道府県等）別学生数》《資料 2 都道府県別弁護士登録者数》

千葉大学の学部出身者が出願した場合に、試験の実施過程でこれが優遇されることがないようにするため、次のような方策を講じている。

第一に、筆記試験は、出願者の氏名等が記載されない匿名の答案用紙によって行われ、採点者は受験番号しか知ることができない。出願書類は事務部の金庫に収納されており、採点者が受験番号から照合して志願者の属性を知る機会は存在しない。

第二に、口述試験においては、各試験室の試験委員は、事前に試験を行うこととなる志願者について志望理由書等の出願書類を閲読しておくべきものとされており、その際に本学出身者であって、特に試験委員が演習などで（通常の講義室における授業で接するよりも）密接な指導を行った者がいることが判明した場合には、当該志願者の試験を担当することがないように自発的に忌避することとしている。万一、忌避がなされなかった場合であっても、一つの試験室で口述試験を担当する 2 名の試験委員はそれぞれ独立して採点結果を提出することとされており、両者の評価が著しく異なった場合には合否判定会議において説明を求められることとなり、不公平な評価を排除する仕組みが作られている。

なお、これまで 8 回実施された入学者選抜において、千葉大学の学部卒業者が本研究科に入学を許された人数は、かなり限られている。《資料 3 入学者に占める千葉大学出身者比率》【解釈指針 6-1-3-1 (1)】

《資料 1 出身大学所在地（都道府県等）別学生数》

大学所在地	人数
北海道	4
宮城県	7

福島県	1
茨城県	6
千葉県	41
東京都	284
新潟県	2
神奈川県	7
石川県	1
大阪府	3
京都府	11
兵庫県	2
広島県	2
岡山県	2
福岡県	3
イギリス	1
合計	377

《資料2 都道府県別弁護士登録者数》

都道府県	人数
北海道	1
青森	2
宮城	1
茨城	3
栃木	3
埼玉	3
千葉	19
東京	45
神奈川	4
新潟	1
長野	1
静岡	1
愛知	3
広島	3
福岡	2
鹿児島	1
沖縄	1
合計	94

《資料3 入学者に占める千葉大学出身者比率》

年度	入学者数	千葉大学出身者数	
	A	B	B / A
16	52	3	5.8%
17	51	5	9.8%

18	51	8（法経学部以外の出身者1名を含む。）	15.7%
19	50	0	0.0%
20	47	7	14.9%
21	41	3	7.3%
22	41	8	19.5%
23	44	7	15.9%
合計	377	41	10.9%

（出典：学生数の状況（様式2））

（2）寄附金等の募集

本研究科では、入学者に寄附金等を募集することはないから、その応募の有無が入学者選抜の結果に影響を与えるおそれは全くない。【解釈指針6-1-3-1（2）】

（3）身体障害者の受験機会

身体に障害のある者が本研究科を受験しようとするときは、入学者選抜又は入学後の学修において不利な扱いや支障が生ずることがないように、事前に申し出てもらい、入学者選抜の実施方法又は学修方法について必要な対応を協議することとしている。《資料4 身体障害者が受験する際の事前協議》《別添資料 平成23年度『学生募集要項』）》

なお、この申し出は、平成21年度及び平成23年度の入学者選抜に際してそれぞれ1名の志願者からあり、受験のための適切な措置を講じている。《資料5 身体障害者のための特別措置の協議件数》【解釈指針6-1-3-1（3）】

《資料4 身体障害者が受験する際の事前協議》

7 その他の留意事項

(4) 身体に障害があり、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする者は、9月16日(水)までに法科大学院担当に電話で申し出てください。
(別添資料 平成23年度『学生募集要項』4頁及び10頁「7 その他の留意事項」から)

《資料5 身体障害者のための特別措置の協議件数》

申請年度	件数	事由	措置内容
平成21年度	1	過敏性腸症候群のため、背後に他の受験生が座ると緊張で症状が起こる。	受験の際の座席を、背後に受験生が座らない教室の最後列に配置。
平成23年度	1	過敏性腸症候群のため、試験時の緊張で症状が起こる。	受験の際の座席を、トイレに近い教室で離席しやすい入口付近に配置。

（4）その他

そのほか、3年コースの入学者選抜の小論文試験においては、価値観又は視点が異なることにより複数の意見や結論を生ずるテーマを扱っているが、解答者の個人としての信条や価値観を問うものにならないよう配慮している。

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

(1) 適性試験による適性評価の重視

法科大学院における履修の前提となる判断力、思考力、分析力及び表現力等を評価するため、平成23年度入学者選抜まで、(独)大学入試センター(以下「センター」という。)の実施する適性試験及び(財)日弁連法務研究財団(以下「財団」という。)の実施する統一適性試験(以下、両者を合わせて「適性試験」という。)が実施されてきた。本研究科の入学者選抜においては、この適性試験による評価を重視して、これを①出願要件と②合否判定の二つの場面で活用している。

まず、前記二つの実施主体による適性試験は、法科大学院における教育に必要な能力に関する各実施主体の見識に基づいて出題方針を決定し、試験実施の実績を積み重ねてきたものであり、そのいずれか一方が卓越する関係にはない。そこで、両試験が把握しようとする範囲内で、様々な能力に優れた多様な人材を受け入れることができるよう、本研究科は設置以来、いずれの適性試験を受験した者であっても本研究科に出願できるものとし、両試験の得点の換算には、財団が毎年度発表する換算表を用いてきた。

入学者選抜における適性試験評価の活用場面としては、まず、①大学卒業(予定を含む。)などの学歴要件と並ぶ出願要件として、適性試験の得点が一定水準以上であることを定めている(平成21年度入学者選抜までは、3年コースについてのみ出願要件として設定していたが、平成22年度入学者選抜以降、2年コースにおいても要件を設定している。)。その水準は、3年コースの入学者選抜においては、センターの実施した適性試験の得点分布において上位30%の者が出願資格を得ることができる得点とし、2年コースの入学者選抜においては、同じく上位50%の者が出願資格を得ることができる得点とし、その旨を法科大学院説明会、ウェブページ等であらかじめ公開した上で、センターから前記得点分布が発表された時点で、当該条件に合致する具体的な得点を決定し、『学生募集要項』に明記し、ウェブページに掲載するなどの方法で発表してきた。《資料1 年度別・コース別出願要件としての適性試験得点》《別添資料 大学院パンフレット「千葉大学法科大学院 生きている一人ひとりのために(2010-2011)」1頁「2 出願要件(2)」、7頁「2 出願要件(2)」》《別添資料 平成23年度『学生募集要項』》【解釈指針6-1-4-2】

なお、平成24年度入学者選抜からは、上記の出願資格として定めた得点が法科大学院全国統一適性試験の実施機関である適性試験管理委員会(法科大学院協会、公益財団法人日弁連法務研究財団及び社団法人商事法務研究会)が設定する入学最低基準点以上であることを確保する必要がある(なお、当該最低基準点は(中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(平成21年4月17日)が「総受験者の下位から15%程度の人数を目安として」設定されるべきであるとしていることにかんがみると)本研究科が上記の出願資格として定めてきた得点の水準を超えるものではないと考えている。)。【解釈指針6-1-4-2】

②合否判定における適性試験得点の考慮は、法律科目試験を実施する2年コースの場合と、これを実施せず、本研究科が独自に実施する小論文試験を含めて法科大学院における学習に適した能力を有するかを中心に判断すべき3年コースの場合とでは、その方法を異にしている。すなわち、2年コースの選抜においては、第一次合否判定の際にのみ、適性

試験の得点を40%、法律科目・短答式試験の得点を60%の比率で考慮する一方、3年コースの選抜においては、第一次合否判定の際に適性試験の得点を50%、小論文試験の得点を50%の比率で考慮するとともに、最終合否判定においても適性試験40%、小論文試験30%及び口述試験30%の比率で考慮しており、終始、適性試験の得点を重視する方法を採っている。

なお、財団の適性試験は4部から構成されているところ、本研究科ではその第4部の得点を参照してこなかった。これは、2年コースにおいては法律科目の論文式試験、3年コースにおいては小論文試験を実施していることから、志願者の表現力はこれらの試験において評価すれば足りると考えたことによる。【解釈指針6-1-4-1】

《資料1 年度別・コース別出願要件としての適性試験得点》

年度	コース	出願要件としての適性試験得点
平成20年度	3年コース	76点
	2年コース	—
平成21年度	2年コース	65点
	2年コース	—
平成22年度	3年コース	62点
	2年コース	55点
平成23年度	3年コース	62点
	2年コース	54点

(2) 小論文試験及び口述試験による判断力、思考力、分析力及び表現力等の評価

法科大学院における学習の前提となる判断力、思考力、分析力及び表現力等は、適性試験の成績により評価するほか、3年コースの小論文試験、3年コース及び2年コースの両者について行われる口述試験においても評価される。

このうち、3年コースの小論文試験は、価値観又は視点が異なることにより複数の意見や結論を生ずるテーマについて、それぞれの価値観又は視点から論じさせる問題を出題することにより、判断力、分析力及び思考力を評価するとともに、限られた文字数の中にその思考過程を表現させることにより表現力を評価することを目指している。《別添資料平成23年度入学者選抜試験「小論文試験」問題冊子》

他方、口述試験においては、社会に関連する様々の事例を素材として質疑を行い、事例を把握し分析する能力、解決方法を構成する思考力、判断力を評価する「社会関連質問」を行っている。これについては、試験室ごと、試験委員ごとの評価が公平、適確に行われるようにするため、口述試験委員（事実上、専任教員のほとんど）に対して説明の機会を複数回設けるほか、素材とする事例及び発問内容について、入試委員が例題及び注意事項を作成・提供するなどしている（ただし、扱う事例及び質問内容を厳格に統一することまでは行っていない。上記の例題及び注意事項で示された範囲内で、社会関連事例に対する各試験委員の知識などに応じて発問内容の裁量を認めることが、前記の諸能力をより適確に評価することに資すると考えるためである。）。《資料2 平成23年度入学者選抜試験・口述試験（3年コース）「社会関連質問」例示》

《資料2 平成23年度入学者選抜試験・口述試験（2年コース）「社会関連質問」例》
問 「ゆとり教育」は、何を目指していたのか。ゆとり教育に賛成の立場から肯定的に論じなさい。

〈想定される回答〉

- ①週休2日制，授業時数の削減，教育内容の厳選による「ゆとり」のある学校
- ②総合学習の導入などによる体験重視，自ら学び自ら考える力の育成
- ③個性を生かす教育，特色ある学校作り

問 ゆとり教育に反対の立場から批判的に論じなさい。

〈想定される回答〉省略

問 「『ゆとり教育』が学力低下を招いた」とする主張について、論理的に反論しなさい。

〈想定される回答〉省略

基準 6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

(1) 多様な経験をもつ者の受入れ

本研究科では、多様な人材を学生として受け入れるために、適性試験、筆記試験（法律科目試験又は小論文試験）の成績、大学在学時の学業成績のほかに、多様な経験、活動実績を評価項目に加えて、入学者の選抜を行っている。

まず、実務等の経験を持たない大学在学者等については、「入学願書」と共に提出する「志望理由書」において、外国語の能力や課外活動等の実績を志望理由と関連付けて記載できるようにするとともに、口述試験においてその具体的内容の説明を求め、それらの能力・経験を実務法曹としての活動の中でどのように活かしていこうと考えているかを尋ねている。さらに、3年コース志願者には「資格及び活動実績に関する調書」の様式を定め、資格及び活動実績について具体的に記述させて、口述試験における前記質疑の素材としている。

口述試験における以上の質疑は、外国語能力、課外活動等の実績があることを直截に加点要素とするのではなく、それらの実績が志願者の柔軟な思考能力や実務的能力、意志の堅固さなどを徴表する要素として評価に加え、「法曹としての適格性」（〈目的意識・意欲〉及び〈基本的資質〉）並びに「法科大学院における学習への適合性（〈着実に努力する姿勢・能力〉）」に関する要素として評価し、合否判定に用いている。

他方、実務等の経験を有する者については、3年コースに志願することが多いと考え、前記の「資格及び活動実績に関する調書」によって実務経験及び社会経験等を具体的に記載させることにより、口述試験における前記質疑の素材としている。2年コース志願者であっても、「入学願書」の履歴の記載により実務等の経験があることが分かる場合には、口述試験においてその内容を尋ねるなどして、実務法曹としての活動にその経験をどのように活かすことができるか、また、活かそうとしているかを尋ねることとしている。「志望理由書」の記載がその際の重要な資料となり得ることは、前記と同様である。《資料1 出願書類》《別添資料 平成23年度『学生募集要項』》【解釈指針6-1-5-1(1)及び(2)】

《資料1 出願書類》

書 類	2年コース	3年コース
入学願書・受験票・写真票	◎	◎
卒業（修了）証明書又は 卒業（修了）見込証明書	◎	◎
学位授与証明書又は 学位授与の申請を受理した旨の証明書	○	○
成績証明書	◎	◎
適性試験成績カード 又は成績証明書	◎	◎
志望理由書	◎	◎
資格及び活動実績に関する調書		○

写真	◎	◎
入学試験関係書類送付用封筒	◎	◎
合格通知書等受取用住所シール	◎	◎
登録原票記載事項証明書（外国人）	○	○
履歴書（外国人）	○	○
国費外国人留学生証明書	○	○

出願コースごとに、出願者全員に提出を要求しているものに「◎」、該当者に提出を要求しているものに「○」を付した。

（出典：別添資料 平成 23 年度『学生募集要項』 2 頁、 8 ～ 9 頁）

（2）他学部出身者及び社会人の受入れ

入学者の多様性を確保し、多様な人材から実務法曹に適した人材を発掘するという観点からは、法学を履修する課程以外の課程を履修した者（以下「他学部出身者」という。）及び大学卒業後 1 年以上会社等で実務等の経験を有する者（以下「社会人」という。）を、一定比率以上入学させるようにするため、次のような措置を講じている。

まず、他学部出身者及び社会人を受け入れて基礎から法学教育を行うための 3 年コースの定員を 1 学年の入学定員の 37.5%（40 人中 15 人）とし、入学者のうちこれらの者が占める割合が 3 割以上となるよう努めている（平成 21 年度までは、1 学年の入学定員が 50 人であったため、3 年コースの定員の割合は 30%であったが、平成 22 年度以降、上記のようにした。）。

とはいえ、法学部等に在学する学生が 3 年コースに志願し、入学することも多く、同コースの入学者がすべて他学部出身者又は社会人であるわけではない。そこで、2 年コースと 3 年コースとを問わず、（1）に述べた口述試験において、他学部出身者及び社会人に対して法科大学院への志望理由を積極的に質問し、志願者の専門分野の事項について説明を求めて説明能力、コミュニケーション能力を確認するなどして、その志願者がもつ優れた資質を見落とすことがないような措置を講じている。入学者選抜における競争倍率がかなり高い本研究科においては、他学部出身者又は社会人であることを単純にプラス評価し、評点を上げることは、他の志願者との間で公平を欠くこととなりかねない。そのため、以上のような措置を採るにとどめているところである。

研究科設置以来の各年度の入学者における他学部出身者及び社会人の割合は、おおむね 30%の水準を維持しており、これが 20%に満たなかったことはない。《資料 2 他学部出身者又は社会人に該当する入学者の割合》【解釈指針 6-1-5-1（3）及び（4）】

《資料 2 他学部出身者又は社会人に該当する入学者の割合》

入学年度	2 年コース	3 年コース	全 体
平成 16 年度	31%	83%	54%
平成 17 年度	25%	33%	27%
平成 18 年度	33%	67%	39%
平成 19 年度	48%	24%	40%
平成 20 年度	54%	48%	51%
平成 21 年度	14%	62%	29%
平成 22 年度	13%	44%	27%
平成 23 年度	14%	44%	25%

（出典：学生数の状況（様式 2））

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本研究科の年度当初における在籍学生数は、入学者数、修了者数が2年コース及び3年コースの各入学定員どおりであった場合に想定される学生数と比較して、最大で4名多く、最小で10名少ない数で推移してきた。「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)第4条に定める収容定員(【解釈指針6-2-1-1】による。ただし、入学定員の変更があった年度以降は、順次その変更を反映させた数字とする。)と比較すれば、最大で2名多く、最小で45名少ない数である。在籍者数が想定される学生数を上回ったのは平成16年度から平成18年度にかけての3年間だけであり、平成19年度以降は、これを下回る状況が続いている。《資料1 在籍者数》《添付資料 学生数の状況(様式2)》

現在のところ、在籍者数が収容定員を恒常的に上回る徴候は、感じられない。なお、これに関連して、原級留置者に対しては、クラス担任教員による履修指導制度及び2年以上の原級留置者に対する退学勧告制度が設けられており、修了の見込みがないまま在学を続けることのないよう指導する制度が整っている。《資料2 進級基準等に関する細則(第4条～第6条)》

《資料1 在籍者数》

年度	入学定員	収容定員	入学者数	年度当初在籍者数	差	復学者数	休学者数	年度内退学者数	修了者数	年度末退学者数	年度末在籍者数	原級留置者数
		A		B	B-A							
16	50	50	52	52	2	—	2	0	0	2	50	0
17	50	100	51	101	1	1	3	1	28	4	68	0
18	50	150	51	119	-31	1	2	0	55	2	62	2
19	50	150	50	112	-38	0	4	0	51	3	58	2
20	50	150	47	105	-45	2	3	2	39	0	64	3
21	50	150	41	105	-45	3	0	1	41	1	62	1
22	40	140	41	103	-37	0	2	1	48	1	53	1
23	40	130	44	97	-36	1	3					

(注) 「在籍者数」には休学者を含み、「退学者数」には除籍者を含む。

《資料2 「進級基準等に関する細則」(平成16年4月1日)抜粋》

第4条 進数要件を満たさないおそれがある学生に対しては、クラス担当教員は、科目担当教員及び学務担当教員と協力して、当該学生に対する履修指導を強化するものとする。

第5条 原級にとどまった学生に対しては、新旧クラス担当教員は、学務担当教員及び関係科目担当教員と協力して適切な履修指導を行うものとする。

第6条 同一学年に2年を超えて在学し、又は在学することとなる学生に対しては、研究科長は、教授会の議を経て、退学を勧告することができる。

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

各年度の入学者選抜の際には、2年コース及び3年コースそれぞれの入学定員に合致する入学者が得られるよう、前年度の傾向などを参照しながら最終合格者数を決定しており、平成22年度及び平成23年度の入学者選抜においては、入学定員（両コース合計）と実際の入学者の差はそれぞれ1名と4名と、おおむね良い結果が得られている。平成21年度には入学者数が入学定員（50人）を9人割り込むこととなったが、翌年度（平成22年度）から入学定員を10名引き下げ40名とすることを検討していた時期でもあったため、再募集など欠員を補充するための措置は採らなかった。

本研究科は、入学定員が少ないため、合格者のうちの少数の者の動向により、入学定員と入学者数との差が生じやすい。そこで、両者の乖離が生じないようにするため、二つの対策を講じた。その一は、平成22年度入学者選抜から、それまで2年コースと3年コースで別の時期に行っていた合格発表を同時に行うように改めたことである。別の時期に発表すると、両コースの併願者の動きなど、予測し難い要素が多いことを考慮したものである。対策の二は、（入学者数が入学定員を上回ったため平成19年度入学者選抜以降取りやめていた）追加合格候補者への通知を、平成22年度入学者選抜から再開したことである。これらの措置によって、入学者数を全体として入学定員に近づけることができるようになった。《資料1 年度別・コース別入学者数》《添付資料 学生数の状況（様式2）》

《資料1 年度別・コース別入学者数》

年度	コース	入学定員	入学者数	過不足	(参考) 合格発表者数
19	2年コース	35	33	-2	43
	3年コース	15	17	2	27
	合計	50	50	0	70
20	2年コース	35	26	-9	35
	3年コース	15	21	6	28
	合計	50	47	-3	63
21	2年コース	35	28	-7	39
	3年コース	15	13	-2	20
	合計	50	41	-9	59
22	2年コース	25	23	-2	45
	3年コース	15	18	3	26
	合計	40	41	1	71
23	2年コース	25	28	3	41
	3年コース	15	16	1	28
	合計	40	44	4	69

なお、3年コースの合格発表者数には、併願した2年コースの合格者の数を含んでいるため、合計の合格発表者数には同一志願者が重複して含まれている場合がある。

基準 6-2-3 : 重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準 6-2-3 に係る状況)

(1) 現状

本研究科の入学者選抜における競争倍率(合格者数に対する受験者数の割合をいう。【解釈指針 6-2-3-1】)は、4~6倍程度であり、実質的な競争が確保されている。《資料 1 入学者選抜の状況》

また、法律基本科目のすべての分野について少なくとも1名の専任教員を置き、法律実務基礎科目に関するみなし専任教員、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を担当する教員を合わせて、全体で19名(平成23年5月1日現在)の専任教員により教育を担当しており、その他の授業担当教員を合わせれば、収容定員120人の法科大学院教育に十分な教員体制を組むことができている。

さらに、修了者の3分の2以上が新司法試験に合格し、そのほとんどが各地の弁護士会に登録して、弁護士として活動している。また、裁判官、検察官に任官する者もそれぞれ5名、8名(平成20年度修了者までの累計)と相当数あり、法科大学院に要求される役割を果たしている。《資料 2 修了者の進路状況》《添付資料 学生数の状況(様式 2)》

(2) 改善への取組

「基準 6-2-2 に係る状況」でも説明したように、平成21年度には入学者数が入学定員を9人割り込む状況が発生し、志願者の(出身学部、社会人経験、年齢などの)多様性の減少、法律科目試験の成績低下などの状況にもかんがみて、平成22年度から、入学定員を10名削減して、40名(2年コース 25名、3年コース 15名)に見直したところである。

この見直し以降、入学者選抜における競争倍率、志願者の多様性・成績の減少・低下、修了者の状況などに顕著な変化はみられないため、再度の入学定員の見直しは行っていない。これらの点を含めて、本研究科における教育内容等の一層の改善について、平成23年度から将来構想委員会を(第三者評価委員会委員に委員を兼務させる形で)立ち上げ、検討を始めたところである。

さらに、入学者選抜については、特に口述試験を中心として、改善の試みを続けている。すなわち、法科大学院制度の発足以来これまでの口述試験は、社会人経験を有する者を含む多様な志願者の中から、実務法曹として活躍することを期待し得る者を選抜することに主たる目的があったのに対し、志願者の属性が若干変化し、大学(学部)在学者又は他法科大学院修了者がその多くを占めるようになった近年の状況に対応して、依頼者、紛争の相手方など様々な利害関係にある他者との確かなコミュニケーションを通わせ、維持していく能力とその覚悟があるかを判断することが、口述試験に期待される機能の大きな部分を占めるようになってきた。そこで、平成22年度入学者選抜から、第一次試験の合格者数をやや減らして1人当たりの口述試験時間を増やすこと、社会における様々な紛争の実態についてどの程度の認識があるかをじっくり評価すること、などの改善を行った。

今後も、必要に応じて、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組を行う予定であり、前記の将来構想委員会は、そのための状況監視機能をも担っている。

《資料1 入学者選抜の状況》

年度	コース	入学定員	出願者数	受験者数	合格者数	競争倍率	入学者数
		A	B	C	D	C / D	
19	2年コース	35	477	365	43	8.5	33
	3年コース	15	272	256	27	9.5	17
	合計	50	749	621	70	8.9	50
20	2年コース	35	629	499	35	14.3	26
	3年コース	15	242	234	28	8.4	21
	合計	50	871	733	63	11.6	47
21	2年コース	35	538	428	39	11.0	28
	3年コース	15	187	176	20	8.8	13
	合計	50	725	604	59	10.2	41
22	2年コース	25	294	253	45	5.6	23
	3年コース	15	125	107	26	4.1	18
	合計	40	419	360	71	5.1	41
23	2年コース	25	341	299	41	7.3	28
	3年コース	15	124	113	28	4.0	16
	合計	40	465	412	69	6.0	44

《資料2 修了者の進路状況》

修了年度	コース	修了者数	司法試験合格者数	同・修了者数に対する比率
17	2年コース	28	24	85.7%
18	3年コース	21	17	81.0%
	2年コース	34	22	64.7%
19	3年コース	9	6	66.7%
	2年コース	42	29	69.0%
20	3年コース	7	3	42.9%
	2年コース	32	24	75.0%
21	3年コース	16	7	43.8%
	2年コース	25	11	44.0%
合計		214	214	66.8%

2 特長及び課題等

(1) 特長

本研究科の入学者選抜は、特に3年コースの小論文試験と（コースを問わず）口述試験において、（理想主義的とも思える「生きている一人ひとりのために」「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」の育成という理念に基づく）アドミッション・ポリシーに即した、特色あるものとなっている。

すなわち、第一に、小論文試験では人間、社会に関連した問題について多角的な視点からの論述を求めることによって、それらの問題に優れた分析力、柔軟な思考力によって対応できる学生を選抜しようとしている。

第二に、口述試験においては（アドミッション・ポリシーに適合した入学者を選抜することを口述試験委員に繰り返し説明した上で）社会関連質問の素材と評価基準を例示することによって、人間、社会について深い洞察と公正な解決方法を探る粘り強い思考力をもつ学生を選抜しようとしている。なお、ややもすれば口述試験委員の個人的価値観によって評価が左右されがちなこれらの素材を扱う場合においては、評価基準の例示などを通して、公平性、開放性、多様性などの要請を満たしていることはもちろんである。

これらの入学者選抜の方法により、相当の学習能力とともに豊かな人間性を持つ集団を入学者として迎えることができている。

(2) 課題等

以上の特長は、本研究科が自ら築き上げたというよりは、首都圏にある国立大学法人であるなど、本研究科が置かれた状況に益された面があることを忘れることはできない。社会の需要に応え得る教育内容に改善し続けるなど、入学後の教育に関する努力を継続するとともに、入学者選抜制度についても、口述試験の方法を更に工夫することなどに努めていきたい。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

(1) 学習支援の体制

(a) オリエンテーション

本研究科では、毎年度、前期及び後期の各セメスターの開始直前に全学生を対象としたオリエンテーションを実施し、学習のために必要な情報全般を提供している。《別添資料平成23年度『履修案内』2ページ「第2 オリエンテーション」》

前期のオリエンテーションは、当該年度全体を対象とする説明を行うとともに、新入生にとっては本研究科における学習全体に関するガイダンスであるので、2日間の日程をとって実施している。1日目の午前中には、全学生に対して、本研究科の教育理念・目標、カリキュラム（前年度から変更があったときは、在学生に誤解を生じさせないため、懇切に説明している。）、履修上の注意事項、ウェブ授業情報ページ、データベース等IT資源の利用方法の説明などを行った上で、新入生に対して教室、資料室、自習室等の案内及び利用方法・規則の説明を行っている。

1日目の午後と2日目には、各学年に分けて、当該年次に配当された授業科目別のオリエンテーションを行っている（後期に開講される科目についても、原則として4月に一括して説明している。また、2以上の年次に跨って配当される授業科目については、当該配当年次の合同の説明時間を設けている。）。

科目別オリエンテーションは、兼担や非常勤の教員を含め、原則として授業担当教員が自ら行うものとしており、ほぼ全科目についてそのように実施されている。授業科目に割り当てられる説明時間は、おおむね、1年次配当科目は20分、2年次及び3年次配当科目は10～20分である。これは、とりわけ法学未修者に対しては、法律基本科目の勉強方法などを教示して、スムーズに法学学習を始めることができるようにするという配慮に基づいている。他方、2年次以上の学生に対しては、特に双方向的・多方向的教育方法が用いられる授業科目について、具体的イメージを提供するために、実際の授業方法を例示的に示すなどの工夫をしながら説明を行っている。《資料1 平成23年度前期オリエンテーション配布物一覧》《別添資料 平成23年度前期オリエンテーション日程表》

後期のオリエンテーションは、学生に履修登録手続等を確認させるとともに、当該年度に予定していた履修計画が順調に進行しているかを再確認させるために、9月末の1日に数時間をとって行っている。また、後期開講の科目の一部について、前期オリエンテーションの補足的な説明を行うこともある。《別添資料 平成22年度後期オリエンテーション日程表》【解釈指針7-1-1-1】

(b) 個別の相談機会の提供など

オリエンテーションが学生全体に対する学習支援のための情報提供の場であるのに対して、個別の学生に対する支援は、各授業科目の授業後に教室等で担当教員が質問を受け

付けること、(3)で後述するオフィスアワーを設定して面会すること、個々の教員がメール等の予約により面会を受け付けること、などの方法によって行われる。『履修案内』では、授業担当教員、クラス担任教員、学務教員及び学生支援委員の役割を明記して、相談の便宜を図るとともに、門戸を広く開いている(《資料2 履修支援体制》《別添資料平成23年度『履修案内』10頁「2 履修支援体制」》)。また、研究科長が年1回、学生との懇談会を行い、また、個々の学生の相談に応ずる頻度も高く、小規模である本研究科の特色といえる。【解釈指針7-1-1-1】

《資料1 平成23年度前期オリエンテーション配布物一覧》

	資料	備考
1	オリエンテーション日程表	
2	時間割(内部版・カラー)	
3	クラス名簿 学生用	
4	オフィスアワー・メールアドレス一覧	
5	千葉大におけるコンピュータの利用について	
6	履修登録についてのお知らせ	
7	西千葉キャンパス停電時に使用できるトイレマップ	
8	西千葉キャンパス喫煙所マップ	
9	授業料納入のお知らせ	在学生のみ
10	jLawyers.jp 統一メールアドレス取得のお願い(在学生)	在学生のみ
11	学長からのメッセージ	新入生のみ
12	授業料支払い方法についての手続き書類	新入生のみ
13	LS 図書室利用案内	新入生のみ
14	jLawyers.jp 統一メールアドレス取得のお願い(新入生)	新入生のみ
15	図書館案内パンフレット「まなびなび2011」	新入生のみ
16	情報基盤システム利用案内	新入生のみ
17	学研災保険案内(2種)	新入生のみ
18	学研災加入者のしおり(2種)	新入生のみ
19	「学生生活のために」	新入生のみ
20	「千葉大学学生フォーラム」	新入生のみ
21	「カルト勧誘に注意」チラシ	新入生のみ
22	「人とお酒のイイ関係」パンフレット	新入生のみ
23	総合安全衛生管理機構しおり	新入生のみ
24	定期健康診断日程	新入生のみ
25	ハラスメントのないキャンパスを	新入生のみ
26	院生会からの文書	新入生のみ
27	シーズ基金パンフレット	新入生のみ
28	履修案内・シラバス	

《資料2 履修支援体制》

	主な役割
授業担当教員	当該科目の内容に関する質問、学習方法等に関する

	相談
クラス担任教員	履修上の相談、学習方法等に関する一般的相談、進路に関する相談等
学務担当教員	履修上の質問・相談、学習方法等に関する一般的相談
学生支援委員	学習・学生生活・進路等に関する個別的相談

(出典：別添資料 平成23年度『履修案内』10頁)

(2) 入学時の学習支援

(a) 入学前

入学者に対しては、2年コース及び3年コースの区別に応じて、入学後に履修することとなる授業科目の準備のため、入学前に読んでおくべき文献のリストなどを作成し、入学手続の際に交付している。このリストは、各授業科目の担当教員の指示に基づいて作成しており、各科目の特性、予定している教育方法に応じて、工夫されている。《別添資料 「平成23年度入学者指定図書について」》【解釈指針7-1-1-2(1)】

(b) オリエンテーションなど

(1)で説明したオリエンテーションの中でも、新入生に対して様々な配慮をしている。上述したように、法律関係情報データベースの利用方法、資料室・情報検索室の利用方法などの説明を新入生向けにしているが、さらに、1日目の最後にクラス別の談話時間を設けて、同じクラスの学生同士、クラス担任教員と自己紹介を交わすなどの機会を作っている。本研究科に登校した初日にこうした時間があることは、いわば相互に身構える以前から知り合って、打ち解ける端緒を作ることになり、有益である。

オリエンテーションの2日目終了後には、新入生に対して在學生(院生会幹事)が自習室の管理その他について説明を行う時間を設けており、あえて教員が同席しないこととしている。学年を越えた学生間の繋がりを作ることは、新入生が在學生から学習アドバイスなどを得るルートを作ることになり、有益である。

前期授業の開始直後から、新入生の必修科目「法情報検索演習」において、原則として4月中に、図書館及び法律関係データベースの利用実習の授業が行われており、できるだけ早い時期に、本研究科における法学学習のノウハウを獲得することができるよう配慮している。【解釈指針7-1-1-2(1)】

(c) 法学未修者への配慮

法学未修者には、全く新しい学問体系である法学の考え方、流儀に一刻も早く慣れて、法律基本科目の順調な学習ができるようにするため、次のような方策を講じている。

①入学前講読図書の指示においては、法学未修者には特別の配慮をして、正確であること、分量が多過ぎないこと、難解に過ぎないことなどの基準により厳選した文献のリストを作成、提示している。

②オリエンテーションにおける1年次配当科目の説明には、他学年の授業科目よりも長い20分を充てて、法分野ごとの特徴にも触れつつ懇切な説明をして、スムーズに法学学習を進めていくことができるよう配慮している。

③導入的・補習的科目である選択必修科目第3群の授業科目を4科目開講し、その授業が対象とする個別の法分野について基本的な事項を扱うほか、法律学の基本的な考え方を学ぶ科目も配置して、安心して法学の学習を進めることができるよう配慮している。【解釈指針7-1-1-2(2)】

(3) オフィスアワーの設定

本研究科の専任教員（みなし専任教員を含む。）及び本学法経学部を本務部局とする法学系兼任教員には、毎週一定の時間を定めて、少なくとも90分のオフィスアワーを設定することを義務付けている。

オフィスアワーの曜日・時間帯は、オリエンテーションの際に印刷資料により学生に通知されている（そこには、教員のメールアドレスも記載されている。《別添資料 教員一覧（平成23年度）》）ほか、ウェブ授業情報ページにも同様の時間表が掲載され、そこから各教員の入力したページにリンクも張られている（《資料3 ウェブ授業情報ページ「オフィスアワー」》）。学生は、そのページを閲覧することにより、教員への連絡方法などを知ることができる。

オフィスアワーにおいて学生が相談に訪れる教員は、授業担当教員のほかに、クラス担任教員であることも多い。担任教員からクラスの学生にあてた通知は、ウェブ授業情報ページの「クラスのページ」に掲載され、学生は随時これを閲覧することができる（《資料4 ウェブ授業情報ページ「クラスのページ」》《前掲『履修案内』10頁「3 クラス担任制度」》）。【解釈指針7-1-1-3】

《資料3 ウェブ授業情報ページ「オフィスアワー」》

教員のオフィスアワー

各教員（五十音順）のオフィスアワー（学生諸君との会合のため研究室で待機している時間）は、次のとおりです（平成23年度前期 Semester 版）。なお、休暇期間中は、オフィスアワーを実施しません。原則として予約なしに研究室に行くことができますが、予め教員に質問事項などを知らせとくと、成果がより挙がるといえるでしょう。教員への通知方法（メール・アドレス）は、オリエンテーションの際に配布する「平成22年度 授業担当教員」表に記載してあります。赤色は、最近2日間に更新されたもの、橙色は、最近4日間に更新されたものです。

教 員	曜日	時 限
<u>青木 浩子</u>	水	3
<u>石井 徹哉</u>	火	3
<u>岩出 誠</u>	木 1（要予約）	
<u>遠藤 美光</u>	水	3
<u>小賀野 晶一</u>	金	3
<u>金子 敬明</u>	火	3
<u>川野辺 充子</u>	水 11:00～ 12:30 金までに予約	
<u>木村 琢麿</u>	水	
<u>金原 恭子</u>	金	
<u>栗田 誠</u>	木	

教 員	曜日	時 限
<u>坂本 忠久</u>	金	2
<u>眞田 範行</u>	金	6
<u>嶋津 格</u>	月	2
<u>鈴木 庸夫</u>	木	6
<u>田中 宏治</u>	木	5
<u>林 陽一</u>	木	3
<u>半田 吉信</u>	火	2・3
<u>藤澤 巖</u>	月	2
<u>巻 美矢紀</u>	月	4
<u>松下 祐記</u>	火	6
<u>森田 博志</u>	月	2

《資料4 ウェブ授業情報ページ「クラスのページ」》

クラスのページ

赤色は、最近2日間に更新されたもの、
 橙色は、最近4日間に更新されたものです。

3年次		2年次		1年次
<u>A クラス</u>	<u>C クラス</u>	<u>E クラス</u>	<u>H クラス</u>	<u>K クラス</u>
<u>B クラス</u>	<u>D クラス</u>	<u>F クラス</u>	<u>I クラス</u>	<u>L クラス</u>
		<u>G クラス</u>	<u>J クラス</u>	<u>M クラス</u>

(4) 教育補助者の整備

教員以外の者が学生の学習を補助・支援する制度としては、平成22年度から、1年生の学習サポートを行うために、3年生のティーチング・アシスタント(TA)を配置して、学習支援を行っている(《別添資料 「ティーチング・アシスタント制度の運用についての検討」平成22年度の本研究科1年生に対する3年生による学習サポート制度の導入に際して、大学本部に提出した説明書類》《別添資料 「千葉大学ティーチング・アシスタント実施要項」》《別添資料 「TA(Teaching Assistant)の心得」》)。

学生の教育補助には、学生自習室のすぐ上階にある本研究科助手室に勤務するパート職員も、その役割を担っている。平成23年度は、月曜から木曜までの週4日間、修士(法学)の学位を有するパート職員(千葉大学大学院社会科学研究科において労働法を専攻した者)が勤務し、学生が学習する上で必要な資料を準備したり、学生からの学習上の要望を教員へ取り次ぐなどしている。

また、本学法経学部法学科助手として、本研究科図書室を含めた法学資料全般の管理に当たっている助手は、司書及び司書教諭の資格を有し、法律図書館連絡会の講習に毎年参加しており、法律文献に関する高度な相談業務を行うことができている。【解釈指針7-1-1-4】

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

(1) 経済的支援

法科大学院における学習に際して経済的困難のある学生に対しては、次の方策によってこれを支援し、学習に専念できるよう配慮している。

①授業料免除制度 大学全体の制度として授業料免除制度があり、相当数の学生が全額又は半額の免除を受けている。《資料1 授業料免除者数》《別添資料 千葉大学『学生生活のために』(平成23年度)30~31頁》

②千葉大学法科大学院奨学金制度 平成18年度以降、本研究科における奨学金給付等を目的とした寄付がなされたため、これを資金として本研究科独自の奨学金制度をスタートさせた。その総額は当該年度における寄付金の金額により異なるが、平成22年度には4人の学生に対して、総額120万円の奨学金を支給している。《資料2 千葉大学法科大学院奨学金支給状況》《資料3 千葉大学法科大学院奨学金給付生選考基準(抄)》

③日本学生支援機構奨学金 同機構の第一種奨学金及び第二種奨学金について『履修案内』で紹介するなどの便宜を図っており、利用率は高い。《資料4 日本学生支援機構奨学金受給者数》《別添資料 平成23年度『履修案内』17~18頁「2 奨学金制度」》《別添資料 千葉大学『学生生活のために』(平成23年度)27~29頁》

④その他の奨学金 各種奨学団体から推薦の依頼があったときは、学生に紹介するとともに、研究科として積極的に推薦しており、平成21年度以降では、千賀法曹育英会奨学金及び末延財団奨学金が、それぞれ1名に支給されている。【解釈指針7-2-1-1】

《資料1 授業料免除者数》

年 度	1 年 生	2 年 生	3 年 生
平成 16 年度	4	6	—
平成 17 年度	3	8	6
平成 18 年度	3	12	4
平成 19 年度	7	18	13
平成 20 年度	3	12	20
平成 21 年度	6	18	15
平成 22 年度	5	6	12

《資料2 千葉大学法科大学院奨学金支給状況》

年 度	受給者数	支給総額(万円)
平成 18 年度	1	60
平成 19 年度	—	—
平成 20 年度	—	—
平成 21 年度	2	60
平成 22 年度	4	120

平成19年度及び20年度には、奨学金給付を目的とする寄付がなされなかったため、

奨学金は支給されなかった。

《資料3 千葉大学法科大学院奨学金給付生選考基準（抄）》

2. 選考は年度毎に行い、教授会において決定する。
3. 給付学生数は、前年度の新司法試験合格者数を上限とする。
4. 選考は成績順に行う。但し、学生が当該奨学金の受給を辞退した場合には、次順位の者に給付する。辞退者は、法科大学院が受入れる他の奨学金給付を優先して受給する資格を有する。
5. 第6位までの選考は以下のとおりとし、第7位以下の選考はそれに準ずる。
(以下略)
6. 教授会は、上記5. 以外の基準により奨学生を選考する特段の事情があると認める場合には、5. 以外の基準により選考することができる。

《資料4 日本学生支援機構奨学金受給者数》

年 度	受給者数		
	1 年 生	2 年 生	3 年 生
平成 16 年度	10	14	—
平成 17 年度	8	26	4
平成 18 年度	1	18	8
平成 19 年度	7	11	0
平成 20 年度	7	13	1
平成 22 年度	5	17	2
平成 22 年度	4	13	2

上表には、各年度に新規に受給者となった学生の数を記載している。

(2) その他の生活支援

経済面以外での学生生活の支援を様々な側面から行うために、次のような体制を整えている。

①健康管理 千葉大学総合衛生安全管理機構において、毎年5月に学生の定期健康診断を実施するほか、随時健康相談（カウンセリングを含む。）を受け付けている。必要があるときは、千葉大学医学部附属病院に紹介し、相談・診察を受けることができるようにしている。《資料5 総合安全衛生管理機構ホームページ（抄）》

②ハラスメント対策 セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の防止については近年、大学全体で取組を進めており（《資料6 国立大学法人千葉大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程（抄）》）、本研究科にも2名のハラスメント相談員を置いている（《資料7 専門法務研究科のハラスメント対策体制》）ほか、毎年4月のオリエンテーションでは、大学作成のパンフレットを配布して、本学のハラスメント対策と相談窓口の存在などを学生に周知している（《別添資料 平成23年度前期オリエンテーション日程表》《別添資料 「ハラスメントのないキャンパスを」》）。

具体的には、ハラスメントがあったと考えた学生は、部局ごとの前記ハラスメント相談員又は全学の学生支援室を相談窓口として相談、調査又は調停を申し出ることができ、申し出があった場合には全学のハラスメント対策委員会が必要な対応を行うこととなっている。

③各種相談 ②にも述べた学生支援室は、大学の学生支援担当副理事を中心に、学生の生活相談全般のために設けられた組織であり、グラントフェロー制度（教員・元教員が相談に応じる制度）を設けて月曜から金曜までの毎日、相談窓口で対応している。《資料8 なんでも相談「学生支援室」ホームページ（抄）》

また、クラス担任も学生の日々の相談に応じている。以前、問題行動があり懲戒処分（戒告）を受けた学生について、クラス担任がその後の学習に気を配り、学生間の環境整備を図った結果、当該学生が所定の在学年度内で修了できたことは、クラス担任制度による学生生活支援の成功例である。

④両立支援 学生の学業と生活（教職員においては、職務と生活）の両立を支援するため、大学全体で様々な取組がなされており、勉学中に幼児を預かる保育園を（本研究科がある）西千葉キャンパス内に設置している。このことは「学生募集要項」において紹介し、幼児を抱える志願者の出願と学習を支援しており、これまで本研究科では2名の学生がこの制度を利用している。《別添資料 平成23年度『学生募集要項』6頁、12頁》【解釈指針7-2-1-2】

《資料5 総合安全衛生管理機構ホームページ（抄）》

□総合安全衛生管理機構の概要

総合安全衛生管理機構は、平成16年4月1日に旧保健管理センターと旧有害廃棄物処理施設が統合して発足されました。千葉大学の環境安全管理と学生・職員の健康支援（健康管理）をする組織で西千葉キャンパスにあります。

環境安全全部は、北門近くの有害廃棄物施設を拠点とし大学からの有害廃棄物が環境被害を与えないよう責任をもって管理しています。また、修学環境・就業環境を常に監視し、その保全に努めています。労働衛生部・学生保健部は、本部棟の隣にあり、医師、カウンセラー、看護師、検査技師や業務を支える事務スタッフが常駐して、学生・職員が健やかに修学・就業できるよう支援しています。キャンパス内での怪我や風邪などの病気に対しては、医師が診療を行い、心の悩みには、臨床心理士、精神科医がカウンセリング等で応じています。また、亥鼻キャンパス、松戸キャンパスに保健室を設置して、学生・職員の健康をサポートしています。その他、一般健康診断、特別健康診断、ワクチン接種、骨密度測定などの医療サービスや安全と健康に関する多くの情報を発信しています。

（出典：<http://hschome-gw.hsc.chiba-u.ac.jp/kikou/gaiyou.html>）

□学生保健部業務内容

健康診断の実施

健康相談及び診療

学生相談及びメンタル相談（カウンセリング）の実施

救急対応

各種サービス

- ・アルコールパッチテスト
- ・禁煙支援
- ・骨密度測定

健康診断関連証明書の発行

医療系学部等学生に対する抗体検査、ワクチン接種

（出典：http://hschome-gw.hsc.chiba-u.ac.jp/kikou/gyoumu_gakusei.html）

□健康相談と診療

西千葉キャンパス診察室では、学生・教職員の皆様を対象に医師・看護師による心身の健康相談、応急処置、病気の初期治療と医療機関の紹介を行っています。

□健康相談

『自分の健康上心配なことがある』『どの医療機関を受診すれば良いかわからない』等、健康に関する相談を受け付けています。必要に応じて医療機関の紹介、日常生活のアドバイスを行っています。禁煙に関する相談も行っていきます。

□診療

学内で体調が悪くなった時、怪我をしてしまった時、医師による診察・治療が受けられます。診察は無料ですが、継続的な診療は受けられません。

※当診察室での診療に健康保険証は必要ありませんが、外部の医療機関で診察を受ける場合は有料ですので、各自の保険証（あるいは遠隔地被扶養者証）が必要になります。

受付時間 月～金曜日 午前9：30～11：00

午後1：00～3：50

診療日及び担当医については、診療予定表をご覧ください。

（出典：http://hschome-gw.hsc.chiba-u.ac.jp/cont/cont-1/cont-1_nishi.html）

《資料6 国立大学法人千葉大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程（抄）》

制 定 平成16年4月1日

最近改正 平成22年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人千葉大学就業規則第24条の規定に基づき、国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）における職員の就労上及び学生等の修学上の快適な環境を形成するため、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

《資料7 専門法務研究科のハラスメント対策体制》

相談員	2名
対策委員会	研究科長ほか1名
防止委員会	研究科長ほか1名

《資料8 なんでも相談「学生支援室」ホームページ（抄）》

なんでも相談「学生支援室」では、学生相談員の先生方及びグランドフェローの先生方が相談に応じます。

予約は不要です。遠慮なくお立ち寄りください。

場所

福利厚生施設2階（生協トラベルセンターの上）

開室日および時間帯

月曜日から金曜日 9時～17時

*なんでも相談「学生支援室」では、気軽に利用してもらえるよう、メールでの相談申込みをしています。詳細は統合メール通知板「学生生活支援」「お知らせ」に掲載しています。

（出典：<http://gakuseisiengp.chiba-u.jp/info/archives/2008/04/post.html>）

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

(1) 施設・設備面

身体障害者の履修については、千葉大学全体として対応する体制が整えられており、施設・設備面では、建物入口のスロープ設置、エレベータ設置、障害者用トイレの整備などのバリアフリー化が進められている。

本研究科の教室に関しては、大講義室はもとより、小規模の講義室においても、車椅子で授業に参加することが可能になっている。

更なる改修その他の対応が必要となった場合には、大学本部と協議することを予定している。そうした前提の下で、入学者選抜への志願の際に、《資料1 「身体障害者等事前相談申請書」》によって申し出をする制度が用意されている。

(2) 修学のための支援・措置

エクスターンシップについては、実務法曹として就業可能な障害をもつ学生については、弁護士であるみなし専任教員において自ら又は対応可能な法律事務所を手配することにより対応することを予定している（身体障害のケースではないが、前述（「基準7-2-1に係る状況」）(2)③の懲戒処分を受けた学生を担当した例がある。）。

学内での授業のノートテイクは、学部レベルでは学生ボランティアによって既に実施されている（《別添資料 『障害学生修学サポート案内』》）が、専門職大学院については必要に応じて、大学本部と協議しつつ支援の体制を整えていくことになる。

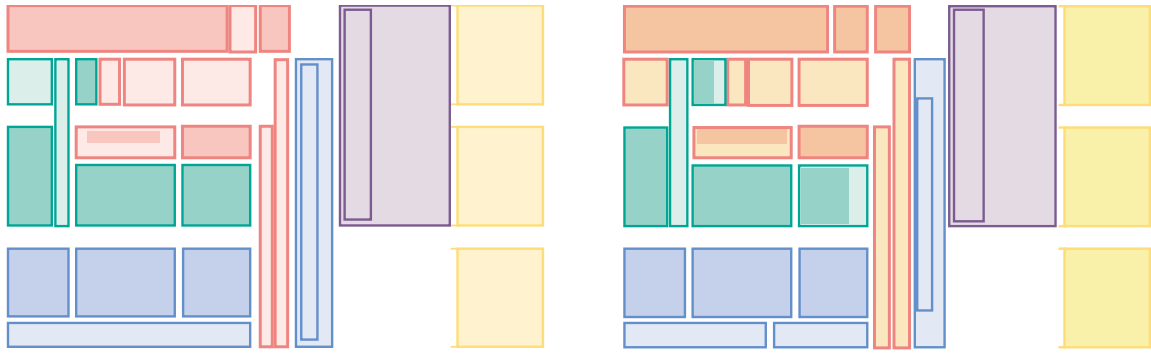
なお、本研究科パンフレットの制作においては、視覚に障害がある志願者にも読みやすいよう太めの文字（ゴシック体）を用いているほか、平成22年度以降は、チャートの配色を色覚障害者にも分かりやすいものに変更している。《資料2 法科大学院パンフレットの色覚障害対応前後の比較》

《資料1 「身体障害者等事前相談申請書」（抜粋）「障害者申し出事項」》

（申請書の内容）

障害の程度について該当する箇所に○印を付す。〔例；（区分）視覚障害、（障害の程度）両眼の矯正視力が0.1未満の者〕、症状及び障害の状態（具体的に記入）、出身学校での修学状況（出身学校関係者が具体的に記入）、個別学力検査等の際に希望する措置事項（具体的に記入）、入学後の要望措置事項（具体的に記入）

《資料2 法科大学院パンフレットの色覚障害対応前後の比較》



色覚障害対応前

色覚障害対応後

(パンフレット2ページ掲載のカリキュラムチャートの配色)

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

本研究科では、就職支援担当教員を置いて、千葉県弁護士会所属弁護士であるみなし専任教員とも連絡しつつ、主として同会と連携して、学生の就職進路決定への支援を行っているが、そのほかに研究会等を通して多くの弁護士と交流の機会をもつ教員が率先して弁護士講演会等を企画し、その関連事務所におけるインターンシップ等への参加の契機を与えている。例えば《資料1 ウェブ授業情報における講演会情報の提供例》は、第一東京弁護士会所属の国際的法律業務専門の弁護士の講演会を行ったものであり、同様の講演会に参加した学生が講演弁護士の事務所においてインターンシップに参加する例がいくつもある（そうした活動を単位として認定することは、行っていない。）。今後は、こうした多様な就職進路の紹介の機会を、更に増やしていく必要がある。

また、クラス担任も、学生の身近な相談窓口として、学生の学習上、進路上の相談に応じている。

市民法務を中心に扱う法曹への進路を拓くものとしては、弁護士となった本研究科修了生による就職ガイダンス及び千葉県弁護士会の協力の下に開催される同会所属弁護士と本研究科修了生との懇談会が実施されている。このうち後者は、平成21年の夏以降、毎年1回実施しているものであるが、エクスターンシップの主たる受入れ先である千葉市内の事務所所属弁護士が中心であるものの、更に船橋市、習志野市、松戸市、柏市など県内各地の事務所との接触の機会を増やすことができるよう、弁護士会に要請しているところである。

法科大学院協会、日本弁護士連合会、官公庁その他の説明会、シンポジウム等の情報は、ウェブ授業情報のニュース欄に掲載して、学生が見落とすことがないようにしている（《資料2 ウェブ授業情報における説明会情報の提供例》）。また、同じサイトにおいて、ジュリナビに関する情報を提供するとともに、ジュリナビへのアドレス登録も推奨している（《資料3 ウェブ授業情報におけるジュリナビ情報の提供例》）。

《資料1 ウェブ授業情報における講演会情報の提供例》

□実務家講演会（国際的法律業務、3月1日開催）

今年度も、国際的法律業務に携わる気鋭の弁護士による講演会を開催致します。

新司法試験のための勉強の仕方や就職活動、さらには法曹の将来の活躍領域等、志望のいかんにかかわらず有益で実際的な内容のお話もうかがえることになっています。ご講演後に質疑応答の時間も設けますので、皆さん奮ってご参加下さい。

なお、16時すぎからコルザにてお茶会を致します。参加希望者は2月8日17時までに、〇〇までメールでご連絡下さい。定員12名、参加費600円（ケーキとお代わり自由のソフトドリンクのセット価格）です。

希望者多数でご希望にそえないこともありえますが、今後も同様の機会を設けますので、あしからずご了承下さい。参加者には、よい質問を用意しておくことをおすすめします。

記

日時：3月1日(月) 4時限 (14:30～16:00)

場所：総合A棟4階・専門法務大講義室

論題：国際的法律業務の最前線

～日米両国における法科大学院と法律実務の経験をふまえて～

講師：〇〇 〇〇 氏

《資料2 ウェブ授業情報における説明会情報の提供例》

□企業内弁護士への就職シンポ (10月16日)

法科大学院協会を介して、日本組織内弁護士協会主催(法科大学院協会後援)の下記学生・修了生向けシンポジウムの案内が来しました。

記

日時 10月16日(土) 10時30分から12時30分

場所 早稲田大学小野記念講堂

テーマ 企業内弁護士の現在と未来——若手企業内弁護士達が本音で語る

対象 法科大学院学生・修了生

□検察庁説明会のお知らせ

法科大学院に在籍し、検事の職務に関心のある学生のために、東京と大阪で説明会が実施されます。

詳細はここから参照できます。参加申込みはメールによる先着順ですので、検事任官に興味のある諸君は積極的に申し込んでください。

□法務省への就職を希望者する諸君へ

法務省から、同省就職希望者に対する法務省インターンシップの案内がきました。

一部には法科大学院学生を対象としたものもありますので、参考まで掲載します。

《資料3 ウェブ授業情報におけるジュリナビ情報の提供例》

□修了予定者への「ジュリナビ」関係のお知らせ

全国の法科大学院が組織する法科大学院協会が、修了生の就職動向を追跡調査すると同時に、修了生間の交流を容易にするため、法科大学院修了生にのみ与えられるメールアドレスを付与し、これを介して就職状況アンケートを送付する、というサービス(及びお願い)を考えており、同協会の就職支援活動(ジュリナビ)の一環として行われるもようです。

本研究科も、就職状況調査への協力が、皆さん及び皆さんの後輩の円滑な就職に繋がる(たとえば、法曹資格ある者の積極的採用を官庁・企業に訴えかける資料ともなる等)と考えてますので、ぜひ皆さんがジュリナビに登録し、調査にも積極的に参加されるようお願いいたします。

2 特長及び課題等

(1) 特長

本研究科は、各教員がすべての学生の顔と名前を覚えることができるほどの少人数教育を実施していることから、様々な面で行き届いた学生支援が可能である。

その第一は、充実した学習支援の体制である。5人から10人の学生を1クラスとするクラス担任制によって、学生生活全般についての相談窓口となる教員が決められているため、相談しやすい環境が作られている。専任教員及び千葉大学法経学部所属の法学系教員はすべてオフィスアワーを設定して、授業に関してであれ、クラス担任教員としてであれ、学生の自由な相談に応じる用意ができています。さらに、これらの教員はウェブ授業情報ページを通して、オフィスアワーの変更その他の情報を随時学生に向けて発信することにより、学生が安心して相談に訪れることができるよう配慮している。また、年に1回は研究科長等と学生との懇談会を行い、教育上の要望から施設・生活面に関する要望まで、テーマを定めずに聞くことにより、学生のニーズの把握に努め、具体的な対応や制度・環境の整備等に役立てている。以上を要するに、学生が教員を信頼することができる環境づくりに努めているということもできる。

第二に、本研究科独自の奨学金制度を設け、経済面の支援を行っている。奨学生は成績に基づいて選考されることから、学生のなかにも、奨学生に選ばれることを目指す意識が感じられ、勉学の励みにもなっている。

最後に、キャリア支援の点で、千葉県弁護士会との緊密な関係を活かして、県内の就職先発掘のため模索を続けている。

(2) 課題等

身体に障害のある学生に対する設備等については、「基準7-3-1に係る状況」において説明したように、すでに一定の対応をしているが、車椅子のスペースが教室の隅の方であり、什器の改修が必要な箇所があるといった問題点があり、入学者選抜等の状況をみながら対応策を講ずることが課題となっている。

就職支援の点では、東京都その他千葉県以外の首都圏各県での弁護士としての活動を希望する学生にとっては、上記の千葉県弁護士会を通じた対策だけでは十分希望に応えていない面がある。学生の多様な希望に応えるために、エクスターンシップ受入れ事務所の千葉県内のより広い地域への拡大、法律事務所との接触機会の提供、就職情報の収集・提供などに関して、今後更なる工夫をしていく必要がある。

同様に、法科大学院修了者の進路の多様化に対応するための情報収集と組織づくりも、今後の課題である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本研究科において授業を担当する教員は、専任教員が19名、本学部局との兼任教員が8名、他大学又は弁護士等との兼任教員が38名（うち「エクスターンシップ」のみを担当する教員を除くと21名）で、合計65名（同じく、48名）である（平成23年5月1日現在）。

本研究科は、学生は入学定員が40名、収容定員が120名であり、この規模に対応して置くべきものとされている専任教員は12名であるところ、上記19名という員数はこれを充たす（「基準8-2-1に係る状況」参照）とともに、本研究科において（平成23年度に）開講される授業科目は80科目であり（《別添資料 平成23年度『履修案内』》57～108頁）、前記教員によって十分な教育を行うことができている。特に、展開・先端科目の開講については、千葉県弁護士会から、同会所属の弁護士の中から当該専門分野を専門とする弁護士を紹介する形での協力が得られていることを特記したい。

また、本研究科は法科大学院である単一の専攻（「法務専攻」）をもつ独立した研究科であり、（「基準8-1-2に係る状況」に後述するように千葉大学の法経学部又は大学院人文社会科学研究科の専任教員を兼ねる者がいるが）教育上必要な教員が置かれている。《添付資料 教員一覧（様式3）》《添付資料 教員組織調査対象教員一覧（様式5）》

基準 8-1-2 : 重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本研究科には、専攻分野について、(1) 教育上又は研究上の業績を有する者、(2) 高度の技術・技能を有する者、(3) 特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として置かれている。《添付資料 教員一覧、教員分類別内訳(様式3)》

本研究科の専任教員 19 名(平成 23 年 5 月 1 日現在)のうち、3 名が本学法経学部の専任教員を兼ねているが、基準 8-2-1 に規定する教員の数の 3 分の 1 を超えない範囲である。また、1 名が本学大学院人文社会科学研究科社会科学専攻(博士後期課程)の専任教員を兼ねている。【解釈指針 8-1-2-2】、【解釈指針 8-1-2-1】

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

(1) 専任教員の採用・昇任

本研究科の教員の採用及び昇任は、「千葉大学大学院専門法務研究科教員選考内規」の定めるところによっている。すなわち、教授会は、研究科長の推薦する3名の委員によって教員選考委員会を組織し、教員候補者の選考に当たらせる。同委員会は、「国立大学法人千葉大学における大学教員の選考に関する規程」に基づく審査を行い、選考の経過と結果を関係資料と共に教授会に報告する。また、教授会は、これに基づいて審議を行い、教員候補者を決定する(《別添資料 「千葉大学大学院専門法務研究科教員選考内規」》《別添資料 「国立大学法人千葉大学における大学教員の選考に関する規程」》)。なお、教員選考においては、研究者教員については、他の大学院法学研究科等で5年以上の教育経験があること及び直近の5年間で相応の研究業績を有することを要求しており、実務家教員については、相当の実務経験を有することを重視している。

また、教員の昇任(特に准教授から教授への昇任審査手続の開始時期)については、平成元年6月21日決定の法経学部法学科申合せ(《別添資料 千葉大学法経学部法学科「助教授の教授昇進に関する申合せ」》)に準じた取扱いをしている。専任教員の採用・昇進における教授会決議は、(定足数が原則どおり構成員の3分の2以上である上に)決議要件は出席者の3分の2以上とされている(《別添資料 千葉大学大学院専門法務研究科教授会規程》第5条第1項、第3項)。

(2) 非常勤講師の任用

非常勤教員の任用に関しては、候補者の履歴書及び業績調書に基づき教授会において授業担当の適格性を審議して、(普通決議要件により)決定している(《別添資料 「千葉大学大学院専門法務研究科における兼任教員及び兼任教員の任用手続に関する申し合わせ」》)。

(3) 専任教員の定期評価

専任教員については、5年ごとの定期評価を実施している。定期評価制度が導入された平成20年度以来、平成20年3月31日の時点で本学における教授の地位にあった年数が7年以上の者(平成20年度に、6名について実施)、5年以上7年未満の者(平成21年度に、4名について実施)、3年以上5年未満の者(平成22年度に予定されていたが、該当者がなかった。)について、合計10名の評価を行い、すべてについてその職の水準に達しているとの評価がなされた(《別添資料 「千葉大学大学院専門法務研究科教員定期評価委員会規程」》なお、同規程は、次述の全学規程の見直しに伴い、平成23年度6月教授会において廃止され、代わりに《別添資料 「千葉大学大学院専門法務研究科教員定期評価委員会に関する申し合わせ」》が制定された。)

平成24年度からは、全学の教員定期評価規程(《別添資料 教員の定期評価に関する実施要項》)の見直しに伴い、准教授を含めて定期評価を行うこととしている。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本基準により本研究科に置くことが必要な専任教員の数は12名であるところ、平成23年5月1日現在（以下の教員数も同様）、本研究科には19名の専任教員が置かれている。本研究科には法務専攻の1専攻のみ置かれており、上記の専任教員は、当該1専攻に限り専任教員として取り扱われている。《添付資料 教員一覧、教員分類別内訳（様式3）》【解釈指針8-2-1-1】

上記専任教員19名のうち15名が教授であり、本基準により置くべきものとされる専任教員の半数以上が教授である。【解釈指針8-2-1-2】

上記専任教員には、「基準8-2-2に係る状況」において説明するように、法律基本科目についてそれぞれ1名以上、合計で12名が配置されているほか、「常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家」を養成しようとする本研究科の教育理念・目標に即して、生活者に対する法務サービスとして必要性が高い分野に関わる少年法及びジェンダー法（いずれの分野に対応する授業科目も、選択必修科目第1群に指定されている。）を専門とする教員、実定法の基礎にある法哲学、比較法の視点から我が国の法に対する視野を広める英米法（いずれも、選択必修科目第2群に指定されている。）をそれぞれ専門とする教員、さらにその他の現代社会の諸問題に関わる法分野（経済法及び国際私法）を専門とする教員を、本基準により置くべきものとされる数を超えて配置している。《添付資料 科目別専任教員数一覧（様式4）》【解釈指針8-2-1-3】

基準 8-2-2 : 重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

本研究科では、すべての法律基本科目について、当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれている。《添付資料 教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）》《添付資料 科目別専任教員数一覧（様式 4）》

本研究科の入学定員は 40 名であるが、行政法（2 名）、民法（3 名）、商法（2 名）、民事訴訟法（2 名）の 4 科目について複数の専任教員が置かれている。【解釈指針 8-2-2-1】

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

本研究科の専任教員は、その主に担当する授業科目の区分に従うと、法律基本科目担当教員 12 名、法律実務基礎科目担当教員 2 名、基礎法学・隣接科目担当教員 2 名、展開・先端科目担当教員 3 名であり、バランスが取れている（なお、倒産法の授業を担当する能力のある民事訴訟法の研究者は、法律基本科目担当教員として数えた。）。

また、教育理念・目標の観点から本研究科の「教育上主要と認められる授業科目」は、(1)法律基本科目の必修科目（本研究科が養成の主眼とする市民法務法曹にとって重要な法分野であるとともに、展開・先端的法分野の学習の基盤となる。）、(2)法律実務基礎科目の必修科目（理論・実務間の架橋教育の基幹をなす。）、(3)選択必修科目第1群（一般市民の生活に関係が深い「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法」、「土地・住宅法」、「消費者法」、「少年法」及び「ジェンダーと法」の7科目）、(4)選択必修科目第2群（法に対する理解の視野を広げるとともに、人間や社会の在り方に対する思索を深めるため重要な、「法哲学」、「日本法制史」、「法社会学」及び「英米法」の4科目）及び(5)選択必修科目第3群（3年コース入学者のための導入的・補習的科目である「基礎公法特論」「基礎商法特論」「基礎刑法特論1」及び「基礎刑法特論2」の4科目）であるところ、(4)及び(5)の授業科目を担当する専任教員を2名ずつ合計4名置いた上で、各科目区分ごとの専任教員担当比率は《資料1 必修科目及び選択必修科目第1・2・3群の単位数に占める専任教員担当分の割合（平成23年度）》のようになっている。すなわち、必修科目（(1)法律基本科目と(2)法律実務基礎科目）全体では、開講科目の単位数に対する専任教員担当科目の単位数の比率は73.7%であり、これに(3)選択必修科目第1群から(5)選択必修科目第3群までを加えると70.4%である。

専任教員の年齢構成は、《資料2 専任教員の年齢構成》のとおり、偏りがなく、バランスが取れている。《添付資料 教員一覧（様式3）》【解釈指針8-2-3-1】

なお、この年齢のバランスは、平成19年度以降に刑事訴訟法、民法及び民事訴訟法（倒産法の授業も担当可能）の各分野の教員を新たに採用することにより向上した一方、平成25年以降、専任教員数名が順次定年退職してゆくことが予定されており、これを補充するための教員採用が必要となっている。

《資料1 必修科目及び選択必修科目第1・2・3群の単位数に占める専任教員担当分の割合（平成23年度）》

区 分		単位数 (A)	専任教員担当 単位数 (B)	割合 (A/B)
必修科目	(1)法律基本科目	1年次	26	69.2%
		2年次	50	96.0%
		3年次	4	50.0%
	(2)法律実務基礎科目	15	2	13.2%
小 計		95	70	73.7%

(3)選択必修科目第1群	14	8	57.1%
(4)選択必修科目第2群	8	6	75.0%
(5)選択必修科目第3群	8	4	50.0%
合 計	125	88	70.4%

(注) 2クラス開講するインテンシブ科目については、クラス単位で計算した延べ単位数を用いた。法律実務基礎科目の必修科目のうち「法情報検索演習」及び「エクスターンシップ」については、専任教員が授業科目全体の教育内容の決定、運営、成績評価について責任を負うことから、専任教員担当科目として計算した。

《参考資料1 必修科目及び選択必修科目第1・2・3群の単位数に占める専任教員担当分の割合(平成22年度)》

区 分		単位数 (A)	専任教員担当 単位数(B)	割合 (A/B)
必修科目	(1)法律基本科目	1年次	18	69.2%
		2年次	44	88.0%
		3年次	4	66.7%
	(2)法律実務基礎科目	13	3	23.1%
	小 計	95	69	72.6%
(3)選択必修科目第1群		12	8	66.7%
(4)選択必修科目第2群		8	4	50.0%
(5)選択必修科目第3群		8	4	50.0%
合 計		123	85	69.1%

(注) 2クラス開講するインテンシブ科目については、クラス単位で計算した延べ単位数を用いた。法律実務基礎科目の必修科目のうち「法情報検索演習」及び「エクスターンシップ」については、専任教員が授業科目全体の教育内容の決定、運営、成績評価について責任を負うことから、専任教員担当科目として計算した。

《資料2 専任教員の年齢構成(平成23年5月1日現在)》

年 齢	人 数
60歳～	5名
50歳～59歳	6名
40歳～49歳	6名
～39歳	2名

基準 8-2-4 : 重点基準

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

本研究科には 3 名の実務家教員がおり、基準 8-2-1 に定める専任教員の数 (12 名) の 2 割を超す比率となっている。

3 名の実務家教員の実務経験及び担当授業科目は次表のとおりであり、いずれの教員も専攻分野における長年の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有すると認められる。また、担当する授業科目は、その実務経験との関連が強く認められる科目である。【解釈指針 8-2-4-1】

区分	教員名	実務経験		担当授業科目
		職務	年数	
実務家・専任教員	栗田 誠	公正取引委員会審判官等	24 年 3 月	独占禁止法基礎、独占禁止法
実務家・みなし専任教員	川野辺 充子	検察官 弁護士	32 年 0 月 3 年 7 月	刑事実務基礎、法曹倫理、刑事模擬裁判、刑事法総合演習
実務家・みなし専任教員	眞田 範行	弁護士	22 年 0 月	民事実務基礎 2、法律実務総合演習、エクスターションシップ

(出典：教員一覧 (様式 3))

実務家教員 3 名のうち 2 名は、それぞれ 1 年につき 7.1 単位及び 6 単位の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の本研究科の組織の運営について責任を有する (具体的には《別添資料 千葉大学大学院専門法務研究科教授会規程第 2 条第 3 号》に定めにより教授会を構成するほか、担当する法律実務基礎科目の授業、成績評価等について責任者となる)、いわゆる「みなし専任教員」である。《添付資料 教員一覧 (様式 3)》【解釈指針 8-2-4-2】

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

基準 8-2-4 に適合する実務家専任教員 3 名のうち法曹としての実務の経験を有する者は 2 名であり、前者の 3 分の 2 以上が確保されている。《添付資料 教員一覧、教員分類別内訳（様式 3）》

なお、平成 20 年 4 月から、弁護士として 31 年の経験を有する者 1 名を本研究科の客員教授として迎えている。この教員には、「みなし専任教員」と同等の、年間 6 単位以上の教育負担を課している。

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

本研究科専任教員の年間総授業単位数(平成 23 年度)は、《添付資料 教員一覧(様式 3)》に記載したとおりであり、負担時間数別の人数は、《資料 1 専任教員の授業負担》のとおり、平均すると 14.2 単位(サバティカル研修中の教員を除いた平均値)である。【解釈指針 8-3-1-1】

《資料 1 専任教員の授業負担(平成 23 年度)》

年間総授業単位数	人数
0 単位(サバティカル研修中)	1 名
10 単位以下	4 名
10 単位超 15 単位以下	6 名
15 単位超 20 単位以下	5 名
20 単位超 25 単位以下	3 名

(出典: 教員一覧(様式 3))

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

千葉大学においては、一定年数以上勤務した教員について研究専念期間を設け、その間の非常勤講師任用経費の支給等によりこれを支援する、サバティカル制度を平成 21 年度から導入した。本研究科も、専任教員がこれに応募することを推奨している。

その結果、この制度により、平成 21 年度後期から教授 1 名が、平成 22 年度後期から准教授 1 名が、それぞれ 1 年間の研究専念期間に入り、前者は平成 22 年度後期から再び授業を担当している。《別添資料 国立大学法人千葉大学教員のサバティカル研修に関する規程》

基準 8 - 3 - 3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8 - 3 - 3 に係る状況)

本研究科の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助する職員として、本学法経学部助手を兼務する形で、司書及び司書教諭の資格を有する職員を1名配置している。また、修士(法学)の学位を有するパート職員などを雇用して、本研究科助手室に配置し、学生へのアドバイスや教育上の事務補助を行わせている。《別添資料 専門法務研究科助手室勤務時間表》

そのほか、本研究科学生及び本学大学院人文社会科学系研究科学生をTAとして採用し、教材作成補助などの作業に就かせている。《別添資料 ティーチングアシスタント実施計画書》

なお、法律基本科目を担当する教員の教育負担は、インテンシブ科目による2クラス授業、教材準備、中間試験、学期末試験の実施などにより、かなり重いものとなっている。教員の負担を軽減するために、一定の能力を備えた補助職員の増員が必要である。

2 特長及び課題等

(1) 特長

本研究科は、小規模法科大学院ではあるが、各分野について優秀な専任教員を揃え、年齢構成の点でもバランスの取れた教員組織を備えている。

その他の特長としては、(1)弁護士会との密接な協力関係に基づく実務家教員の人材が豊富であること、(2)継続的に優秀な人材を専任教員として採用していること、(3)最近2年間に、2名の専任教員について研究専念期間を設けたこと、を挙げることができる。

すなわち、まず(1)については、千葉県弁護士会の協力の下に、経験豊富な弁護士教員を確保できている。特に、法律事務所において実習を行う「エクスターンシップ」を必修科目として開講することができるのは、同会の協力に負うところが大きく、これにより充実した実務基礎教育を行うことが可能になっている。

また、(2)については、平成19年9月に刑事訴訟法、平成21年10月に民法、平成22年4月に民事訴訟法の各分野について、新たに研究者教員を採用している（このうち、民事訴訟法の担当教員は、倒産法の授業担当も可能な教員である。）。なお、平成24年4月からは、憲法の研究者教員が着任することが既に決まっている。

(2) 課題等

近年中に専任教員数名の定年退職が予定されており、これを補充するための教員採用が、長期的視野の下で必要である。

また、法律基本科目を担当する教員の教育負担を軽減するために、一定の能力を備えた補助職員の増員が望ましい。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

（1）会議

本研究科は、専門職学位課程に係る独立の研究科として設置されており、他の研究科（例えば、本学において社会科学系の研究者養成を目的としている大学院人文社会科学研究科）から、運営上の影響を受けることはない。

本研究科では、研究科の運営に関する重要事項を審議する会議として、教授会を設置している。教授会は、みなし専任教員を含む全専任教員（准教授を含む。）によって構成され、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等、本研究科に係るすべての重要事項の審議・決定を行う。教授会における審議は、前述したように他部局等から独立に行われ、また、上記の各事項について決定するためには必ず教授会の議を経なければならないと定められているから、本研究科の運営は教授会の審議を尊重し、独立してなされているとすることができる。なお、教授会は、月に1度（第4水曜日）開催することを定例としているが、必要に応じて臨時に開催することもある。《別添資料 千葉大学大学院専門法務研究科教授会規程》【解釈指針9-1-1-1、9-1-1-2、9-1-1-3】

教授会の審議を効果的に行うため、運営委員会を設置し、教授会上程事項のほか、管理運営上の諸事項の審議を行っている。運営委員会は、月に1度（第3水曜日）開催することを原則としているが、必要に応じて臨時に開催することも多い。《別添資料 千葉大学大学院専門法務研究科各種委員会規程》

（2）研究科長

本研究科の専任の長として、研究科長を置いている。研究科長は、教授会の全構成員による選挙により選出され、学長により任命される。その任期は2年である。また、研究科長に事故ある場合に備えて、職務代行者を研究科長が指名し、教授会の承認を得て選定している。《別添資料 千葉大学大学院専門法務研究科長推薦内規》《別添資料 千葉大学大学院専門法務研究科教授会規程》《別添資料 千葉大学学部長等選考規程》

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

(1) 事務組織

本研究科の管理運営を行うための事務組織は、文学部・法経学部事務部である。同事務部は、事務長の総括の下、21名の職員が大学院専門法務研究科（本研究科）、文学部、法経学部並びに大学院人文社会科学研究所（人文社会科学系の研究者養成を目的とする研究科。平成18年度新設）及び同研究科の新設に伴って学生募集を停止した旧研究科（社会科学研究所及び社会文化科学研究科）の事務を担当している。

本研究科に係る庶務、人事、会計、施設及び学務に関する事務は、事務長、総務係、経営係及び大学院学務グループが担当している。なお、教授会運営及び学生に対する窓口業務等は、専門員（グループリーダー）と法科大学院担当の係員2名で対応しており、窓口対応の繁忙時には大学院学務グループの他の専門職員、係員も加わり対応している。また、入試業務や行事等の実施時には、上記事務部全体で対応する体制を組んでいる。

なお、本研究科が教育理念・目的において学部や他の研究科とかなり異なることから、事務組織の独立化を含めて、より適切な事務体制の整備が望まれる。

(2) 助手室

(1)で説明した事務組織のほかに、本研究科の教室及び学生自習室のある建物に助手室を設置し、本研究科の教務事務及び図書室の管理業務を担当するスタッフを置いている。1名は法経学部助手を兼務する司書及び司書教諭の資格を有する者であり、他はパート職員2名（うち1名は、修士（法学）の学位を有する。）である。《別添資料 専門法務研究科助手室勤務時間表》

(3) 研修

職員の能力向上のため、千葉大学では、スタッフ・ディベロップメントの強化・充実を図るための各種研修会を全学職員研修プログラムにおいて実施している。また、各職員は国立大学協会、国立大学財務・経営センター等が主催する研修にも参加しており、職員の能力の向上を図っている。《別添資料 平成23年度千葉大学職員研修等実施計画》

また、(2)で説明した司書資格をもつ助手は、法律図書館連絡会の講習に毎年参加して研修に努めている。

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本研究科の設置者である国立大学法人千葉大学は、本研究科における教育活動等を適切に実施するための経費を負担し、本研究科において生じる収入及び本研究科の運営のために提供された資金等について、本研究科の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるように十分配慮している。《別添資料 平成 21 年度決算報告書（国立大学法人千葉大学）》《別添資料 大学院専門法務研究科平成 21 年度決算・平成 22 年度予算表》

すなわち、千葉大学は、本研究科の運営に係る財政上の事項について本研究科の意見を聴取する機会として、部局長連絡会のほか、学長・理事と部局との懇談会等を随時行っており、そこで聴取した本研究科の意見を踏まえ、本研究科の運営に配慮した部局予算の配分決定を行っている。具体的には、学生の履修のため必要である法律情報データベースの費用、学生支援及び管理運営のため必要なパート職員の人件費、エクスターンシップ等の現場実習科目のための非常勤講師給与などについて、本研究科の要望を取り込んだ予算措置を講じている。

以上のように、本学は、上記の意見聴取の内容を十分に活かして、適切な財政的負担をしているといえる。《別添資料 平成 23 年度役員と部局等 staff との意見交換について》【解釈指針 9-1-3-1】

2 特長及び課題等

(1) 特長

独立大学院である本研究科は、他部局から独立した組織として設置されているため、他部局の影響を受けることなく、その教育理念・目的に沿った運営を行うことができている。

(2) 課題等

本研究科は、その教育理念・目的において、千葉大学の人文社会科学系の他部局（法経学部、大学院人文社会科学研究科等）とはかなり異なっているにもかかわらず、事務組織としてはこれら他部局と共通のものが存在するにとどまる。当該事務組織は、実際の運営上は、各部局の特性に十分な配慮を払ってはいるものの、本研究科が教育内容を拡充していく際には、独立した事務組織を設置することを含めて、改善方法が検討される必要がある。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本研究科は、千葉大学西千葉キャンパス内の総合校舎A号館の4階及び5階に、教室、演習室、自習室及び図書室等の教育施設、研究科長室、会議室、助手室、非常勤講師室及び作業室等の管理・運営のための施設、さらに一部の本研究科専任教員の研究室を集中して配置している。《図1 総合校舎A号館4階・5階平面図》

(1) 教室、演習室

教室、演習室としては、大講義室(4階、A410号室、179㎡、81席)、小講義室1(5階、A528号室、89㎡、40席)、小講義室2(5階、A527号室、90㎡、40席)、小講義室3(5階、A526号室、37㎡、18席)、小講義室4(5階、A525号室、37㎡、15席)及び演習室(5階、A522号室、37㎡、15席)を配置している。このうち小講義室1及び小講義室2は、双方向的・多方向的授業のための階段教室であるので、主にインテンシブ科目(2クラス開講科目)のために利用するほか、1年次科目、参加者数が少ない演習科目のためにも利用している。そして、受講者総数がこれらの席数を超える科目については、大講義室を使用している。また、これらの教室では不足する場合に備えて、同じ建物内の教室(例えば、3階A330号室)などを、本学の他部局と利用時間の調整をした上で利用している。

大講義室については、平成21年3月に裁判官・裁判員席、可動式の当事者席、証言台などを設けて法廷教室としても使用できるように整備し、更にその後、指向性マイクの設置など音響設備を充実させている。

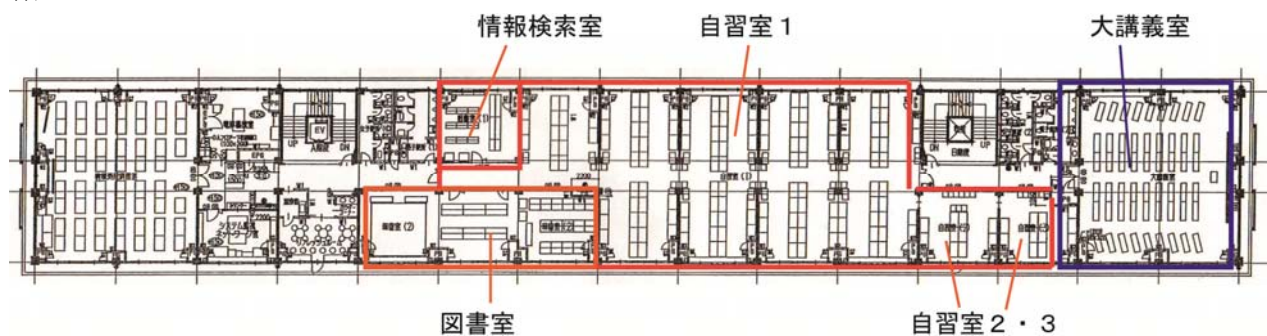
専用の教室数は以上のとおり6室であるが、本研究科では同時に開講される授業科目の数が最大で4つであることから、すべての授業を支障なく、効果的に実施することが可能になっている。また、授業が行われていない時間帯には、学生が届出により自主ゼミ等のために利用することを認めている。

以上の各教室には、講義机、ホワイトボード、スクリーン、プロジェクター等が備え付けられ、板書による授業、ビジュアル機器を用いた授業など、多様な授業に対応できている(《資料1 教室別備品・機器等》)。また、可動式のテレビ・ビデオ設備等を備えており、必要に応じて利用している(《資料2 可動式機器》)。このほか、教材用DVD等を助手室で管理し、上記機器によって上映するなどして、授業資料として用いられている。

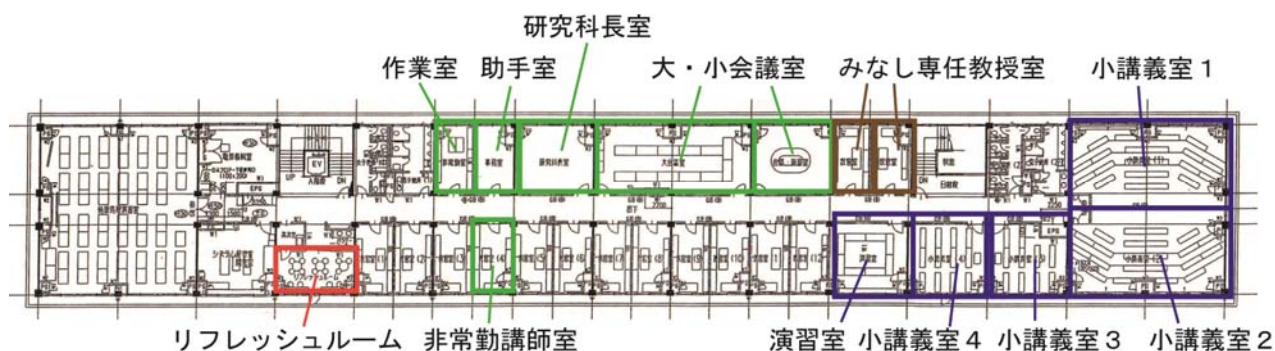
このように、本研究科では、研究科が提供するすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数の教室が備えられ、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。【解釈指針10-1-1-1】

《図1 総合校舎A号館4階・5階平面図》

4階



5階



(出典：平成19年耐震改修設計図。各室の机の配置は、現状とは異なる)

《資料1 教室別備品・機器等》

教室	机	椅子	備品
大講義室	27	81	講義机、ホワイトボード、固定スクリーン、プロジェクター、模擬法廷家具・用品、AVラック（マイク設備、VHSビデオ、ブルーレイディスク/DVDプレーヤー）
小講義室1	12	40	講義机、脇机、ホワイトボード、固定スクリーン、プロジェクター
小講義室2	12	40	講義机、脇机、ホワイトボード、固定スクリーン、プロジェクター
小講義室3	9	18	講義机、ホワイトボード
小講義室4	15	15	ホワイトボード、ロッカー12
演習室	15	15	ホワイトボード、ロッカー18

《資料2 可動式機器》

機器	台数
液晶モニターテレビ	1台
VHS・HDD・DVD一体ビデオ	1台
撮影用ビデオ	2台
ノートパソコン	2台
プロジェクター	2台

録音用 IC レコーダー	2 台
拡声スピーカー	2 台
移動スクリーン	2 台
プロジェクター用台	2 台
書画カメラ	1 台

(2) 自習室

学生自習室は、平成 22 年度末の時点で、自習室 1 から自習室 5 までの 5 室が設置されている。このうち、自習室 1 (4 階、A407 号室、424 m²、120 席)、自習室 2 (4 階、A408 号室、36 m²、10 席) 及び自習室 3 (4 階、A409 号室、36 m²、10 席) は、同年度当初から自習室として利用されてきたものであり、これだけで同年度の学生定員 130 名分の座席を提供することができていた。しかしながら、法科大学院の学生は修了 2 ヶ月後に司法試験を受験するので、それまでの期間はなるべく従前の学習環境から離れずに学習を継続できることが望ましい。そこで、本研究科では、「特別研修生」の制度を設けて、修了生の申請に基づいて当該身分を付与し、引き続き自習室の座席の利用を認めることとした。

特別研修生は、司法試験の終了後、5 月末には座席から退去するが、それまでの間、4 月からの入学者を含めた学生分の座席を用意する必要がある。この点については、平成 22 年 6 月までは、大学附属図書館の建物内に 1 室を借用して約 30 座席の自習室を設けて対応していたが、同年 7 月以降、図書館の大規模改修のため同室の借用が不可能となった。そこで平成 23 年 4 月から 6 月までの期間は、一時的に小教室 2 室 (小講義室 4 及び演習室) を自習室に転用して、上記の需要に応えた。

自習室には、全学生 (在学生及び特別研修生) 分の座席 (机のサイズは、横 120cm×奥行 70cm) を用意し、座席は毎年 6 月ころに院生会 (学生の自治組織) が席割りを決定する固定座席となっている。各座席の専用面積は 3.04 m² であり、書架、電灯、椅子、LAN ケーブルが付属しており、持込のパソコンと接続でき、LAN を経由して法科大学院専用の授業情報サイトや学内外のウェブサイト等にアクセスできる。自習室への立入りは、カードキーにより管理されており、休日を含め 24 時間利用が可能である (夜間及び休日には、自習室がある総合校舎 A 号館への立入りも、カードキーにより管理されており、安全性が確保されている。)。《資料 3 自習室備品等》《資料 4 自習室使用規定》《写真 1 自習室の机と椅子の様子》

本研究科学生専用の図書室及び情報検索室は、後記のように自習室に隣接して設置されており、カードキーにより自習室に入室すれば図書室及び情報検索室にも自由に入室することができるから、これら有機的連携をもった施設全体が、24 時間利用可能となっている。【解釈指針 10-1-1-2】

《資料 3 自習室座席数等》

自習室	座席数	ロッカー数
自習室 1	120	120
自習室 2	10	10
自習室 3	10	10

臨時の自習室を除く。

各室には、加湿器、空気清浄機等が備え付けられている。

《資料 4 自習室使用規定》

- 1 室内への出入りは、入館カード又は暗証番号を使ってください。
 - 2 財布その他の貴重品は、身につけるようにしてください。
 - 3 室内での飲食は禁じます。（ただしペットボトル等の密閉容器の飲料は可とします）
 - 4 持込用パソコンには、必ずウィルス防御用ソフト（最新版）を組み込んでください。
 - 5 暗証番号やネットの ID・パスワードを他人に知られないようにしてください。
 - 6 各自習室に特別な使用規定がある場合には、それにも従ってください。
- （出典：別添資料平成 23 年度『履修案内』15 頁）

《写真 1 自習室の机と椅子の様子》



（3）図書館・情報検索室

本研究科学生専用図書館（総合校舎 A 号館 4 階、A405 号室、110 m²）は、「専門法務研究科図書室」の名称で、自習室に隣接して設置されている。

同図書室には、3,675 冊の教科書、参考書、実務書、43 タイトルの判例集、雑誌類、法令集等の紙媒体資料を配架し、学生の教室外学習のための利用に供している。配架資料は原則として図書室からの帯出を禁止し、複写のためのコピー機、学習用の机と椅子を備えている（《資料 5 図書室及び情報検索室の設備》《別添資料 専門法務研究科図書室利用案内》）。なお、同図書室では不足する資料については、大学附属図書館や法経学部法学科資料室の資料を利用することで補っているが、それら資料の充実については、教員の推薦、学生の購入希望を聴き、法学系図書委員会において審議して選定・購入することにより、常に最新の図書・資料を入手することができるよう、管理している（ただし、予算の制約により、すべての要望に対応できるわけではない。）。

図書室に併設された情報検索室（4 階、A406 号室、38 m²）では、各種のデータベース情報を検索・入手する作業と、小規模な討論と自主ゼミを行うことができるよう、設備を配置している。すなわち、パソコン 8 台を設置し、本研究科のウェブ授業情報サイト、オンラインデータベースに接続して検索・利用させ（《資料 5 図書室及び情報検索室の設備》）、さらにプリンター複合機 1 台と繋げて、印刷を可能にしている。なお、上記のオンラインデータベースとしては、大学全体で契約し、キャンパス内から（IP 認証により）自由に接続できるもの（ただし、同時接続 ID 数には制限がある。）のほかに、学生及び教員が個人 ID を付与され、大学内外で自由に利用することができることとしている法律関係データベースがあり、後者は、TKC「法科大学院教育研究支援システム（有斐閣「Vpass」含む。）」、LIC「LLI 統合型法律情報システム」及び第一法規出版「D1-Law.com」の 3 種類である。【解釈指針 10-1-1-3】

図書室及び情報検索室は、助手室の管理の下にあり、自習室と合わせてカードキーによ

る入室管理が行われている。利用は原則として本研究科の教員と学生に限られ、24時間の利用が許されるのはこれらの者のみである。学部、他研究科等の学生も、特に許可を得たときは利用が認められるが、その利用時間は平日の9時から17時まで（法経学部法学科資料室の開室時間に準拠している。）に限られる。《別添資料 専門法務研究科図書室利用案内》

専門法務研究科図書室を管理しているのは、司書及び司書教諭の資格をもつ職員（法経学部法学科資料室司書を兼任している。）である。本学附属図書館及び前記法学科資料室における司書の経験を重ね、法情報調査に関する基本的素養を備えた人材であり、「法律図書館連絡会」の研修等にも参加している。【解釈指針10-1-1-4】

なお、LANやパソコンに不具合が生じたときの対応などのために、情報処理技術について知識をもつ職員の配置など、人員面での対応が必要である。

《資料5 図書室及び情報検索室の設備》

図書室	配架判例集	最高裁判所判例集（民事・刑事）
	配架判例解説集	最高裁判所判例解説（民事篇及び刑事篇）
	配架図書	3,675冊
	配架雑誌	35タイトル
	机	4台
	椅子	16脚
	コピー機	1台（生協よりリース）
	パソコン	1台（事務用）
情報検索室	パソコン	8台
	討論・自主ゼミ用スペース	
	机	2台
	椅子	10脚
	ホワイトボード	1台
	プリンター複合機	1台

（4）リフレッシュルーム

本研究科の主要施設が置かれている総合校舎A号館の耐震改修が平成19年5月に完了したのを機に、同年6月から、同館各階に学生用の「リフレッシュルーム」が設置された。そのうち5階部分（504号室、36㎡）は、平成21年8月から、本研究科学生の専用スペースとなった。

もともと、このスペースは、学生の自由な語らいと食事・休息の場として設けられたものであるが、本研究科学生の専用部分については、自主ゼミや議論の場として活用したいという学生の要望に応じて、ホワイトボードを置くなどして、多目的に利用できるようにしている。《資料6 専用リフレッシュルーム備品》

《資料6 専用リフレッシュルーム備品》

備品	数量
8人用カウンター	1台
机	3台
椅子	16脚

ホワイトボード	1台
流し	1台
洗面台	2台

(5) 教員室

本研究科の専任教員は、みなし専任教員を含めて、すべて自らの研究室（20㎡前後）を1室有している。すなわち、みなし専任教員室が本研究科の主要施設がある総合校舎A号館の5階に2室配置されているほか、本研究科の専任教員（研究者教員）4名の研究室が、同じフロアに設けられている。他の専任教員は、文学部・法経学部2号棟や、人文社会科学系総合研究棟にある研究室を利用しているが、いずれの建物も総合校舎A号館に隣接しており、授業や会議のための移動、オフィスアワー利用のための学生の移動に支障はない。

非常勤講師のためには、授業前後の休憩と授業準備、教材作成、学生の質問への対応などのために、非常勤講師室（5階、A509号室、18㎡）を置き、事務机・椅子、パソコン（インターネット接続付き）、プリンター、応接用ソファなどの備品を備えている。【解釈指針10-1-1-5】

学生との面談のための特別の施設・スペースは設けていないが、専任教員の研究室で個別の面談を行うことが可能なスペースがあり、対応することができている。多くの学生と面談する必要があるときは、非常勤講師室、空き教室、小会議室（5階、37㎡）、法学系カンファレンスルーム（文学部・法経学部2号棟に大小2室ある。）などを利用することが可能であり、対応できている。【解釈指針10-1-1-6】

(6) まとめ

以上のとおり、本研究科の施設は、基本的に総合校舎A号館の4階及び5階に集約されており、原則として本研究科の専用とされていることから、その管理は本研究科が独立に行うことができている。もっとも、講義室等の教室は、形式的には全学の共用施設であるものの、大多数のコマにおいて本研究の授業が実施されていること、本研究科の年間授業日程（授業開始・終了時期、試験期間など）が他部局のそれと大きく異なっているため、實際上、他部局の授業が行われることは極めて稀であり、本研究科の教育を支障なく行うことができる体制が整っている。【解釈指針10-1-1-7】

したがって、本研究科には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられている。

2 特長及び課題等

(1) 特長

すべての学生の固定座席は、基本的には一つの自習室の中に配置し、365日、24時間の使用を認めている。この自習室は、授業の行われる教室と同一建物内にあつて、相互に近接した位置にあり、また、教室外学習のために利用される図書室・情報検索室とも連続している。各自の座席には、電源とインターネット接続のためのコンセントが用意されている。

確かに教室の数は多くないが、最も頻用される2つの小講義室は、双方向的・多方向的授業のための階段教室となっている。模擬法廷教室には必要な場所に指向性マイクが取り付けられており、声の小さな学生であっても、模擬裁判の授業に参加して支障がない。

また、リフレッシュルーム、情報検索室などにおいては、随所にホワイトボードが設置されており、学生が活発な自主ゼミを行う環境が整えられている。

以上のおり、学生が法科大学院で学習する様々の場面を想定して、これを支援する設備、備品を配備している。

(2) 課題等

図書室の資料については、必要に応じて新刊本を配架しているが、既存資料を含めて、複数冊の配架を望む学生の要望があり、予算措置の拡充が求められる。

情報検索室のコンピュータや自習室のネットワークについてトラブルが生じたときの対応などでは、専門知識をもった職員が配置されていないため、不十分なことがある。図書検索のサポートなど司書業務のためにも、――現在の法経学部助手との兼務者のほかに――専任職員の配置が望まれる。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

1.1-1 自己点検及び評価

基準1.1-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準1.1-1-1に係る状況）

本研究科は、特に教育面を中心とする自己点検及び評価を行うために「自己点検・評価委員会」を設けており、教育課程（三①）、成績評価（四）、入学者選抜（六③）、収容定員と在籍者数の状況（六④）、教員組織（八）及び教育理念の達成度に関して修了生の進路（一）等の事項を含めて評価を行い、隔年に「自己評価書」を作成する（《別添資料「千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程」第3条、第4条》。なお、前記各項目の後の（ ）は、同規程第3条の該当する番号である。）とともに、これに基づいて外部評価委員会の評価を受け（同規程第7条）、これらの結果を公表する（同規程第5条）こととしている。そして、平成19年度及び平成21年度にそれぞれ前年度に係る「自己評価書」を作成し、外部評価委員会の評価を受けている。また、平成22年度にも平成21年度に係る「自己評価書」を作成し、各年度に関する「年次報告書」とともに、本研究科のウェブページ上で公開している（《資料1 千葉大学大学院専門法務研究科ウェブページ「公開情報」》《資料2 年次報告書の構成（平成20年度以降）》）。

前回の法科大学院認証評価（以下「前回評価」という。）以降の自己評価及び改善の内容は、次のとおりである。

(1) 教育課程の編成について

前回評価において「改善を要する点」とされた「授業科目『民事法総合演習』が法律実務基礎科目に配置されているため、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある」旨の指摘を受けて、同科目の内容を検討した結果、「民事実務基礎」等との役割分担が明確な科目として再構成するまで一旦廃止すべきであるとの結論に達し、平成20年度から同科目を廃止した。なお、要件事実論など民事実務の総仕上げは、既に平成19年度から弁護士であるみなし専任教員によって開講されていた「法律実務総合演習」において行うこととした。

同様に「授業科目『行政法特論』について、教育内容の一部が法律基本科目の教育内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。また、授業内容とシラバスの内容に相違があるため、合致させるとともに、授業科目の名称を改める必要がある」旨の指摘があったことから、平成20年度に、それまで展開・先端科目として開講していた科目（「行政法特論」及び「憲法訴訟論」）について、内容を整序して科目区分を明確にするために一旦廃止し、平成21年度には「刑事訴訟法特論」を廃止した。その後、平成22年度から実施した全体的なカリキュラム再編成において、法律基本科目として「公法演習2」及び「刑事訴訟法特

論」、展開・先端科目として「政策形成と法」などを新たに開講することとした。

他方、平成21年度に実施した外部評価において、そのために作成した『自己評価書（平成20年度）』の中で「法律実務基礎科目の更なる拡充が望ましい」と自己評価したことを受けて、平成22年度から「刑事模擬裁判」を必修化し、同科目の担当者に派遣裁判官を加えることとした。

自己点検・評価委員会による評価ではなく、そのため『自己評価書』、『年次報告書』等に記載されているわけではないが、教育方法研究会において提起され、学務委員会の検討によって必要な改革がなされたケースも多い。教育内容を充実するための新規科目の開講は、法律実務基礎科目の充実という観点から平成20年度に「刑事模擬裁判」が新設され、展開・先端科目の充実という観点からも同年度に「実践労働法」が開設されたが、平成22年度のカリキュラム改革においては、新たに1単位科目として「政策形成と法」、「精神医学と法」などの多様な科目を新設することとし、教育内容の幅を広げることができた。

平成22年度カリキュラム改正において新設された導入的・補習的科目（選択必修科目第3群）についても、文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の審議を参考にするとともに、多くの法律基本科目の担当教員が感じていた導入的・補習的授業の必要性について検討がなされ、開設すべき授業科目などが決定された。

(2)成績評価の状況について

前回評価において、「改善を要する点」として「一部の授業科目における再試験において、本試験とほぼ同一の設問が一部出題されているため、再試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある」旨の指摘があり、成績評価の公平性と厳格性を保証するため、そのような出題が行われないう、教育改善委員会（自己・点検評価委員会の下部組織）の教育改善案が教授会に提出され、これが承認され、確実に実施されている（「基準4-1-1に係る状況」（4）期末試験等の実施参照）。

同様に、「一部の授業科目において試験答案が保管されていないため、評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する必要がある」旨の指摘については、平成20年4月の教育改善委員会のガイドラインにおいて、その旨の改善指示を行っている（《資料3 「今後の教育改善にかかるガイドライン」》第3項）。

平成21年度に実施した外部評価による指摘に基づいて改善がなされた点は、試験答案用紙の取扱いに関するものである。すなわち、それまで本研究科では、上記のとおり試験答案の（採点後の）保管を徹底していたところ、外部評価委員から、非常勤講師など学外で採点を行うため試験答案を学外に持ち出す場合には、成績評価を確実に実施するために（万一答案を紛失等した場合に備えて）試験答案のコピー作成等の措置を採るべきである旨の指摘を受けた。そこで、この点を徹底するため、平成21年度後期学期末試験以降、試験実施依頼文書において授業担当教員全員に対して同旨の通知を行っている（《別添資料 「学期末試験、成績評価に係る変更事項」》）。なお、平成22年度には、試験答案のバックアップ保存をより簡便・確実に行うことができるよう、紙媒体文書の電子化保管システムを導入した（「基準1-1-2-2に係る状況」参照）。

(3)入学者選抜の状況について

文書化された自己評価の中では、特段問題となっていないが、入学者の若年化が進む中で、志願者のコミュニケーション能力等を評価する必要性が認識されたため、特に平成22年度入学者選抜以降、口述試験の内容を十分に検討し、各試験委員に徹底する方向で改善がなされた。

(4)学生の在籍状況について

平成21年度入学者選抜において入学者数が入学定員を9人割り込む状況が生じ、また本研究科の設置以来年度を追うに従って在学者の（出身学部、社会人経験、年齢などの）多様性の減少などが見られたことから、平成22年度から入学定員を10名削減し、40名とすることとした。

他方、法曹への適性を有しない学生が自主的に志望変更することができるよう、厳格な成績評価と進級バリア制によりその適性を学生本人に告知するとともに、クラス担任教員が進路に関する相談に応ずるという現在の制度は、「基準1-1-2に係る状況」において説明したように有効に機能している。学生の若年化の中で、クラス担任など教員の側からの支援について、より注意深く行うこととしている。

(5) 専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況

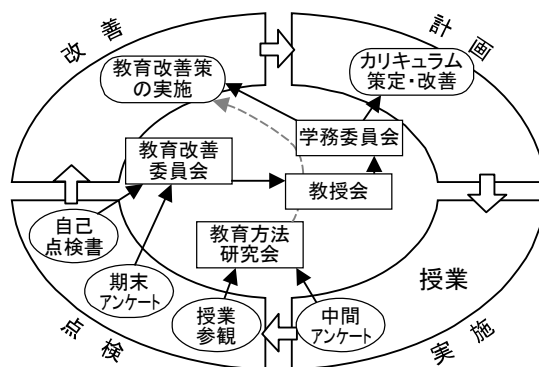
特に自己評価に基づいて改善した点はない。

(6) 修了者の進路及び活動状況

司法試験の合格状況は、前回評価時における状況をほぼ維持している（《資料4 修了生の進路》）。司法修習終了後における法曹としての活動状況及び司法試験に合格しなかった者の進路（特に企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への就職状況）については、専門法務研究科事務局及び専門法務研究科助手が千葉大学法科大学院法曹会（本研究科修了生によって構成される組織）と適宜連絡を取りながら、情報を収集している。特に司法試験合格者の弁護士事務所への就職を支援するため、（既に法律事務所に就職した）本研究科修了生による就職ガイダンス、千葉県弁護士会会員の弁護士との懇談会を実施している（「基準7-4-1に係る状況」参照）。また、進路不明者を極力減らすために、その把握方法をどのように改善すべきかが問題となり、学生にジュリナビ・アドレスの取得をウェブ授業情報などを通して強く呼び掛けるなどの措置を採った。

【解釈指針1-1-1-1-1】

本研究科の自己評価とそれに基づく改善は、自己点検・評価委員会及び教育活動の自己評価に関するその下部組織である教育改善委員会（《資料5 自己点検・評価委員会関係組織図》）とともに、教授会とその審議事項について事前の検討を行う運営委員会が意思決定機関として重要な役割を果たしている。また、具体的な立案をする組織としては学務委員会がある（基本的アイディアは、教育方法研究会において各教員から提案されることも多い。）。各組織は、右図のように互いに連携、協力して、改善に向けた取組を行っている。【解釈指針1-1-1-1-2】



《資料1 千葉大学大学院専門法務研究科ウェブページ「公開情報」》

報告書などの公開について

このページでは、本研究科の報告書などを公開します。
……（目次省略）……

□ 専門職大学院における高度専門職業人養成推進プログラム報告書について
（略）

□平成19年度法科大学院認証評価結果について

3月27日に公表された、独立行政法人大学評価・学位授与機構による平成19年度法科大学院認証評価の結果について、機構の評価報告書、本研究科のコメントは、次のとおりです。

認証評価報告書（大学評価・学位授与機構作成）

平成19年度実施法科大学院認証評価における評価結果のご報告（ニュース・リリース）p

なお、評価報告書を読んでいただければわかるように、本研究科の教育内容が問題とされているわけではありませんので、学生諸君は安心して勉強を続けてください。

また、本研究科が機構の指摘を真摯に受けとめ、すでに改善措置を済ませていることも、ニュース・リリースで説明しているとおります。

□最近実施した外部評価について

平成21年9月12日に次のとおり外部評価を実施し、全体として適切に運営されている旨の評価を受けました。

外部評価委員 稲葉 馨・東北大学大学院法学研究科教授
檜見由美子・金沢大学理事・副学長
佐野善房・千葉県弁護士会長

（以上、五十音順）

評価資料 自己評価書（平成21年6月）（PDFファイル 1、610KByte）

□年次報告書の公開

本研究科の各年度の活動を報告する平成16年度から21年度までの各「年次報告書」を、次のとおり公開します。

平成21年度 年次報告書（PDFファイル 52、899Byte）

平成20年度 年次報告書（PDFファイル 53、616Byte）

平成19年度 年次報告書（PDFファイル 22、513Byte）

平成18年度 年次報告書（PDFファイル 21、598Byte）

平成17年度 年次報告書（PDFファイル 22、846Byte）

平成16年度 年次報告書（PDFファイル 22、480Byte）

……（以下省略）……

[（http://lawschool.chiba-u.jp/ls-6.html）](http://lawschool.chiba-u.jp/ls-6.html)

《資料2 年次報告書の構成（平成20年度以降）》

1. 法科大学院の概要
 2. 教員組織
 3. 学生数の状況
 4. 入学者選抜
 5. 教育課程及び教育方法
 6. 成績評価及び課程の修了
 7. 学費及び奨学金等の学生支援制度
 8. 修了者の進路及び活動状況
- 改善を要する点の対応状況

《資料3 「今後の教育改善にかかるガイドライン」》

平成20年4月4日 教育改善委員会作成

平成20年4月23日 教授会確認

今後の教育改善にかかるガイドライン

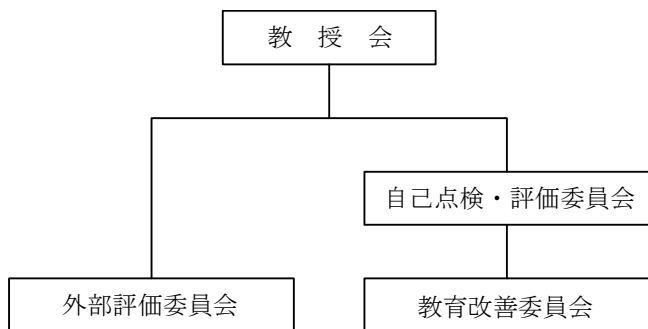
- 1 出席点の在り方に関する留意点
出席点をつけるに際しては、必ず学生の出席状況のほか、授業における学生の発言の状況等を的確に考慮して採点し、全員が一律満点になることなどのないようにすること。
- 2 試験問題の出題に際しての留意点
試験問題の出題に際しては、本試験、再試験及び追試験において同一の問題を使用してはならない。また、配当年次が異なる別個の授業科目の本試験、再試験及び追試験との間においても同一の問題を使用してはならない。
- 3 答案等の管理に関する留意点
成績評価の対象となる試験答案等は必ず保存し、助手室に提出するというルールを厳守すること。学生に試験答案の原本を返却する場合には、そのコピーを保存し、提出すること。
- 4 成績評価に関する留意点
成績評価に際しては、正課外に行われた指導の結果を考慮要素の一つとしてはならない。

《資料4 修了生の進路》

修了年度	修了者数	司法試験合格者数(累積)	判事任官者数	検事任官者数	弁護士登録者数	司法修習中	国家公務員就職者数	地方公務員就職者数	大学院博士課程進学	その他
17	28	24		1	22(うち1人は旧試験合格)					2(銀行、出版社)
18	55	39	3	3	33		1(裁判所事務官)	2(東京都、静岡県)		
19	51	35	1		30	4		1(千葉県)		
20	39	27	1	4	9	10				1(民間企業)
21	41	18				18		2(東京都、広島市)	1	
合計	214	143	5	8	94	32	1	5	1	3

(以上は、本研究科で把握できたものに限る。)

《資料5 自己点検・評価委員会関係組織図》



基準 1 1 - 1 - 2

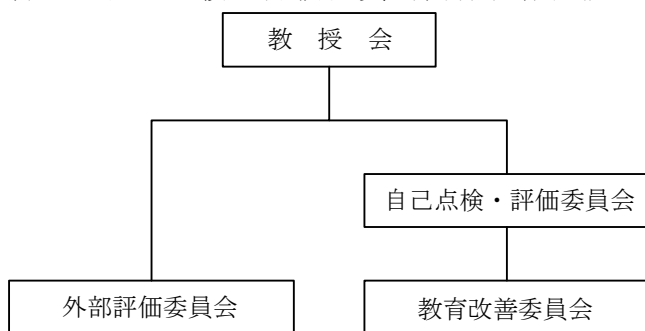
自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 1 1 - 1 - 2 に係る状況)

本研究科では、隔年に外部評価委員会を設置し、その評価を受けるべきことが、千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程第7条において定められている。《別添資料 千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程》《資料1 自己点検・評価委員会関係組織図》

この委員会は、法科大学院の教育研究活動に高い識見を有する3名の委員により構成することとされているが、社会における法的紛争解決のニーズに適合した教育が行われているかを的確に判断するためには実務法曹をその委員に加える必要があるとの考慮から、そのうち1名は法律実務家であることと定められている。平成21年度に実施した外部評価における評価委員は、稲葉馨氏（東北大学法科大学院教授）、樫見由美子氏（金沢大学理事）及び佐野善房氏（千葉県弁護士会長）であるところ、このうち佐野氏は、千葉県において永年、弁護士として活躍され、当時は弁護士会長の職にあったことから、同委員に相応しいものと考え、委員を委嘱したものである。【解釈指針 1 1 - 1 - 2 - 1】

《資料1 自己点検・評価委員会関係組織図》



1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

本研究科の教育活動等に関する重要事項は、毎年度、簡潔な形で大学院パンフレットにおいて公開されている、より詳細な情報公開は、ウェブページ上においてなされている。

すなわち、印刷物としてのパンフレット(《別添資料 大学院パンフレット「千葉大学法科大学院 生きていく一人ひとりのために(2010-2011)」》)においては、①アドミッション・ポリシーと教育理念、②カリキュラム構成、③履修モデルの存在、④成績評価の方法、⑤時間割の例、⑥施設・設備、⑦専任教員の紹介、⑧修了生の進路(特に司法試験合格者数及び実務法曹としての活動状況・稼働都道府県の情報)、⑨入学者選抜の各事項について記述し、さらに、在学生・修了生の状況について在学生及び修了生の文章を掲載している。授業風景、教材、施設・設備などに関する写真を多用し、教育活動等の状況が生き生きと伝わるような内容としている。また、入学者選抜の詳細と、学費及び奨学金等の学生支援制度についての説明は、毎年度の『学生募集要項』においてこれを説明している。これらのパンフレット及び学生募集要項は、本研究科窓口において無料で配布しているほか、パンフレットについては法学予備校4校に対し本校及び分校での無料配布を依頼して提供し、学生募集要項はテレメールによって配付している。

本研究科に関するより詳細な情報は、本研究科のウェブページ(<http://www.lawschool.chiba-u.jp/>)上に掲載された各種資料において公開されている。すなわち、同ページは「ホームページ(入口)」のほかに①「教育理念と概要」、②「授業担当教員」、③「カリキュラム」、④「入学者選抜」、⑤「FAQ(よくある質問)その他」及び⑥「公開情報(公開文書)」の各ページからなり、①において教育理念及び目標、②において教員組織と各教員の経歴、専門分野、最近5年間の業績、③において教育課程、授業科目の内容、進級制、④において当該年度の入学者選抜の詳細を説明し、さらに⑥において、平成19年度法科大学院認証評価の結果、平成21年度外部評価の結果、平成16年度以降の年次報告書、平成16年度以降の入学者選抜の結果並びに標準修業年限修了者数及び修了率の各ページ又は各文書にリンクを張ることにより、誰でも本研究科に関する詳細な情報を得ることができるよう構成されている。ただ、ウェブページの作成・管理を、本研究科の授業を担当している教員に担当させているため、公表される情報に多面性に欠け、単調になり勝ちであるなどの問題もある。情報処理技術に優れた職員の配置などにより対応することが課題である。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1】

また、入学者選抜に関する詳細な情報は、各年度に作成する『学生募集要項』において詳細に公表している。《別添資料 平成23年度『学生募集要項』》

さらに、専任教員の最近の教育業績、研究業績、社会貢献活動については、②から各教員のページにリンクが張られている。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 2】

以上に示されるように、本研究科の諸事項は、必ずしも一つの媒体に集約的に記載されているわけではない。しかし、上記パンフレット及びウェブページには、重要な事項についてはそれぞれに記載があるほか、各媒体の閲覧者のニーズに応じて、簡繁を使い分けて記述しており、双方を参照することにより、それらが相互に補い合って、全体として包括

的な情報を得ることができるようにしている。

基準 1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)

本研究科では、授業科目に関する情報、組織運営に関する情報、教員に関する情報などの区別に応じて、次のとおり管理している。

まず、授業科目については、教材等の学生に配布した資料、出席簿・発言評価簿など平常点の評価に必要な資料、試験問題及び答案（小テスト、中間試験及び学期末試験のすべてを含む。）、レポート、学生アンケートその他学生からの提出物など、一切の資料を助手室に提出すべきものとしている（《資料 1 成績評価関係のお願い（抄）》）。授業に関して教員が最後に作成する学生評価・自己点検報告書を含めて、助手室ではこれらを授業科目ごとにファイルに整理して保管している。平成 22 年度には、これらの文書を紙媒体ではなく、電子化して保管するためのシステムを導入し、平成 23 年度から本格的に稼働させることにしている。

組織運営に関する情報（会議資料・議事録等）は、内容に応じて事務部総務課又は大学院学務グループにおいて保管している。《別添資料 「国立大学法人千葉大学法人文書管理規程」》

教員の教育業績、研究業績等に関する個人調書は、事務部総務課において管理している。

【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】

他方、修了生の状況のように、研究科が積極的に収集しなければ取得することができない情報については、少なくとも修了後 1～2 年の間は、当該修了生の同級でまだ大学院で勉強を続けている者など、様々の係累を辿って収集に努めている。多くの場合、自習室の上階にある助手室にこられる情報が寄せられることが多いことから、助手にはそれらの記録をとっておくよう命じ、相当程度精密な情報が得られている。

これらの情報の管理は、研究科の評価を通した P D C A サイクルの運用のために行われるものであるから、当然、可用性の高い状態で保管している。授業科目に関する情報が助手室で一括的に管理されているのも、それを随時取り出して点検を行うためであって、教育改善委員会による授業科目ごとのチェックにおいても、そのことが適切に機能していることが判っており、評価機関の求めがあれば速やかに提出できる状態にある。**【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2】**

《資料 1 成績評価関係のお願い（抄）》

〔学務委員長名で、授業担当教員に送付している文書〕

……

- ⑦ 授業資料（学期末試験等の試験問題を含む）は、すべて保存・提出いただくこと。本研究科 5 階・助手室のドアポストに、配布の都度、投函いただいても結構です。
- ⑧ 中間試験・学期末試験の答案やレポート等、成績評価に関わる資料は、すべて本研究科助手室に提出いただくこと。
- ⑨ 実施した試験（中間試験・学期末試験のほか、小テスト等を含む）の講評時には、論点、採点項目、配点等を明示していただくこと。

2 特長及び課題等

(1) 特長

本研究科では、自己点検評価委員会が隔年で自己評価を実施して「自己評価書」を作成し、外部評価委員による評価を受けている。また、法科大学院認証評価を4年に1回受審することとしている。このように、外部的な点検・評価の頻度を高めることを通じて、問題点の発掘に努めている。

研究科内部で行われる自己点検・評価としては、教育改善委員会が年2回、すべての授業科目について学生の評価及び教員自身による点検結果を含めて点検・評価を実施しており、速やかな改善を図っている。

そのほか、研究科の日常的な運営の中でPDCAサイクルが機能するよう、システムが設計されており、毎年度のカリキュラム改正その他の形で結実している。

(2) 課題等

本研究科への進学を検討する法曹志望者、本研究科の活動に注目する法曹・大学関係者及び国立大学法人に設置された法科大学院として本研究科の運営・実績に関心をもつ国民各位に対して、必要な情報を公開するよう努めてきたところであるが、公表される情報がやや多面性に欠け、単調になり勝ちであるなど、不十分な点も多い。

今後は、新たな専任職員の配置することなどにより、より広汎な情報の収集と公開に努めていきたい。